

令和6年度 江東区包括外部監査報告書

環境政策に関する財務事務の執行について

江東区包括外部監査人
公認会計士 天野 修

目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 監査のテーマ	1
3. 外部監査の対象年度	1
4. 外部監査の対象部局	1
5. 外部監査の契約期間	1
6. 外部監査人及び補助者	1
7. 利害関係	2
8. 外部監査の基本的な視点	2
9. 監査結果の記載方法	2
10. その他.....	3
第2章 監査対象の概要	4
1. 環境問題について	4
2. 江東区における環境政策の概要.....	5
3. 個別計画の概要.....	6
4. 江東区とごみ問題の背景	12
第3章 監査意見の概要・要約	16
第4章 監査の結果及び意見	22
I. 環境清掃部.....	22
1. 温暖化対策課.....	22
(1) 地球温暖化対策の推進【緩和策】.....	22
(2) 地球温暖化対策の推進【適応策】.....	28
(3) 環境教育及びパートナーシップの推進	28
(4) その他の環境政策	32
(5) 実施した監査手続	32
(6) 監査の結果及び意見	33
2. 環境保全課	39
(1) みんなでまちをきれいにする運動事業.....	39
(2) アダプトプログラム事業	41
(3) 美化推進ポスターコンクール事業	41
(4) 環境汚染の意識啓発と防止事業.....	41
(5) 実施した監査手続	46
(6) 監査の結果及び意見	46
3. 清掃リサイクル課.....	49
(1) 清掃リサイクル事業	50
(2) 実施した監査手続	52
(3) 監査の結果及び意見	52

4. 清掃事務所	56
(1) 事業の概要	57
(2) 実施した監査手続	61
(3) 監査の結果及び意見	61
II. 土木部	63
1. 管理課	63
(1) みどりのボランティア活動支援事業	63
(2) CITY IN THE GREEN民間緑化推進事業	65
(3) みどりのまちなみづくり事業	68
(4) みどりの基本計画進行管理事業	72
(5) 実施した監査手続	73
(6) 監査の結果及び意見	74
2. 道路課	76
(1) 事業の概要	77
(2) 実施した監査手続	77
(3) 監査の結果及び意見	77
3. 河川公園課	78
(1) 事業の概要	78
(2) 実施した監査手続	78
(3) 監査の結果及び意見	78
4. 施設保全課	80
(1) 苗圃及び区民農園維持管理事業	80
(2) 自然とのつきあい事業	82
(3) みどりのボランティア活動支援事業	84
(4) みどりのまちなみづくり事業	86
(5) 公園・児童遊園・遊び場維持管理事業	87
(6) 緑のリサイクル事業	89
(7) 街路樹等維持管理事業	90
(8) 実施した監査手続	92
(9) 監査の結果及び意見	92
5. 地域交通課	93
(1) コミュニティサイクル事業	93
(2) 放置自転車対策事業	93
(3) 実施した監査手続	93
(4) 監査の結果及び意見	94

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項及び江東区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 監査のテーマ

(1) 選定した監査テーマ

環境政策に関する財務事務の執行について

(2) 監査テーマの選定理由

江東区では、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするため、令和6年3月に「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」を策定し、喫緊の課題である地球温暖化対策に取り組んでいる。また、江東区地先には、東京都内のごみや廃棄物を埋め立てる最終処分場が作られ続け、「ごみ戦争」と呼ばれる事態にまで発展した歴史的経緯もあるため、環境政策は江東区民にとって大きな関心事となっている。加えて、環境保全による持続可能な社会の実現は世界的に大きな課題であり、社会経済活動にも大きな影響を与えていることから、地方自治体としての対応を検証することが重要であると考え、監査テーマとして選定した。

3. 外部監査の対象年度

令和5年度執行分

(必要に応じて令和4年度以前または令和6年度の執行分を含む)

4. 外部監査の対象部局

環境清掃部、土木部

5. 外部監査の契約期間

令和6年6月27日から令和7年3月31日まで

6. 外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
1. 包括外部監査人	天野 修	公認会計士・税理士
2. 補助者	金子 良太	公認会計士・学識経験者
3. 補助者	生越 慎平	公認会計士

4. 補助者	郷田 尚美	公認会計士
5. 補助者	嶋守 浩之	公認会計士・税理士・公認不正検査士
6. 補助者	寺澤 智行	公認会計士
7. 補助者	幡田 宏樹	弁護士・公認会計士

7. 利害関係

外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 外部監査の基本的な視点

(1) 合規性

事業に係る財務事務の執行や手続き等が、関連する法律・条例・規則等に準拠しているかどうか、あるいは社会通念上著しく適性を欠き不当と判断される事項はないか検証する。

(2) 有効性

事業の成果が十分に発揮されているかどうか検証する。区が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックし、PDCAサイクルが運用されているかどうか併せて検証する。

(3) 経済性・効率性

最少の経費で最大の効果を挙げる観点から、事業を効率的に実施することによりコストの削減とサービスの向上が達成されているかどうか、すなわち費用対効果が向上しているかどうかを検証する。ただし、テーマの特性上、必ずしも経済性・効率性を追求することが、事業目的に照らし適切でない場合があることに留意する。

9. 監査結果の記載方法

合規性・有効性・経済性・効率性に関して、改善すべき重要事項と監査人が判断した事項については「指摘事項」として記載した。また、「指摘事項」には該当しないが、今後改善することが望ましいと監査人が判断した事項については「意見事項」として記載している。

項目	説明
指摘事項	事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に違反していると認められる事項で、改善措置を求めるもの。 不適正、不経済、非効率な事務の執行または事態と認められ

	るもので、その種類、程度を総合的に勘案し、改善措置を求めるもの。
意見事項	指摘事項には該当しないが、関係法令、条例、規則、要綱、要領、基準、契約書(仕様書)等(以下「関係法令」という。)に基づき、より適切な事務事業の執行を求めるもの。 不適切な事態が、関係法令等に起因している場合で、当該法令等に関して、意見・要望し、改善及び見直し等を求めるもの。 経営に係る事業の管理の視点、予算執行の効果、事業の評価、経済性、効率性、有効性の見地から、上記2項目に該当しないものについて、改善及び見直し等を求めるもの、または広く問題を提起するもの。

10. その他

(1) 端数処理

本報告書の数値の単位未満の端数処理については、四捨五入または切り捨ての場合がある。また、端数処理の関係で、表中の合計額と内訳の合計が一致しない場合がある。

(2) 報告書の数値等の出所

この報告書のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、江東区が公表している資料、または監査対象部局から入手した資料を用いた数値等については、出所を明示しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 環境問題について

(1) 直面する環境の危機と地球温暖化対策について

令和6年版環境白書(環境省)によると、2023年の世界の平均気温は、産業革命前(1850－1900年の平均気温)より1.45℃上昇し、観測史上最高となっている。この気温上昇は、近年加速しているとのことである。2023年7月には、国際連合のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明した。我が国においても、全国各地で経験したことのない集中豪雨や台風による土砂災害が発生している。地球温暖化対策に対する国際的な取り組みとして、2015年12月「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、京都議定書の後継となる「パリ協定」が採択された。パリ協定によると、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の長期目標が掲げられた。日本は、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減すること」を世界に約束した。しかし、その後、2℃までの上昇を許容していると甚大な悪影響を免れないという意識が高まり、1.5℃を目指すべきだという声が高まった。2021年10月～11月に国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、グラスゴー気候合意が採択され、パリ協定の2.0℃目標から、より高い1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、その重要な経過点となる2030年に向けた対策の強化を各国に求めることが織り込まれた。

(2) 我が国と東京都の環境問題に対する動き

こうした動きの中、日本では、国が2020年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを実現することを宣言した。そして、2021年6月に、特に2030年までに集中して行う取り組みと施策を中心に、工程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」を策定した。さらに2021年10月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、産業構造の大転換と力強い成長を生み出すものとして、分野を超えて取り組む横断的施策を提示した。また、2021年10月には、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2050年のカーボンニュートラル宣言、2030年度の温室効果ガス排出量の46%削減(2013年度比)の目標とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを掲げた。

東京都では、2019年5月に、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を宣言し、同年12月に、実現に向けたビジョンと具体的な取り組み・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。さらに、2021年に都内温室効果ガス排出量を2030年までに対2000年比50%削減する「カーボンハーフ」を掲げ、対策を強化している。

2. 江東区における環境政策の概要

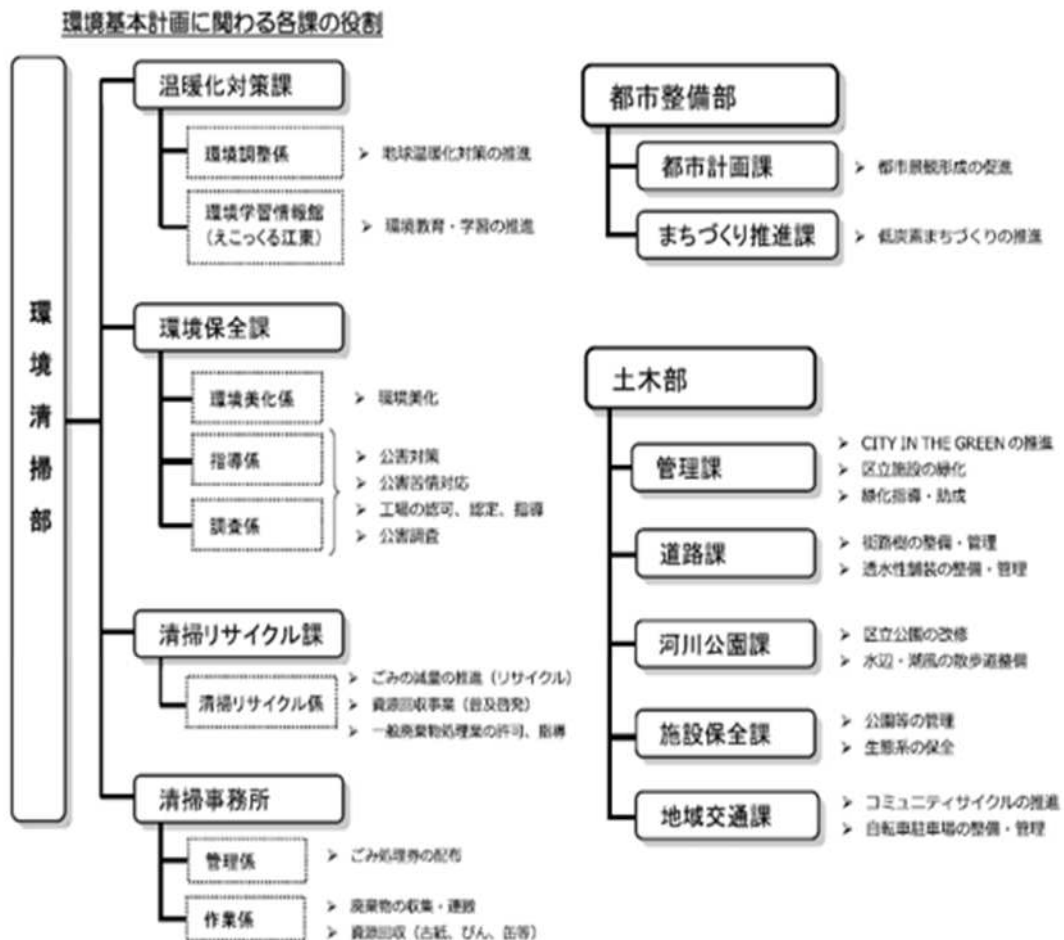
(1) 環境政策に関する計画の体系

江東区の環境政策に関する計画の体系は、まず「江東区基本構想(平成21年3月策定)」にて概ね20年を展望した区の将来像と施策の大綱を定めている。この基本構想を具体化するための10か年計画として「江東区長期計画」があり、重点プロジェクトとして「重点1. 水彩・環境都市づくり」を掲げ、分野別計画の施策として「1. みどりの中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現」、「2. 地球温暖化対策と環境保全」、「3. 持続可能な資源循環型地域社会の形成」を掲げている。これら環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画として「江東区環境基本計画」を策定しており、地球温暖化対策を積極的に推進するための「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン(KOTO低炭素プランを改定)(令和6年度～令和12年度)」も本計画に包含されている。また、長期計画における分野別計画「1. 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」に関する計画として「江東区みどりの基本計画(令和2年度～令和11年度)」が、「3. 持続可能な資源循環型地域社会の形成」に関する計画として「江東区一般廃棄物処理基本計画(令和4年度～令和13年度)」、「令和6年度江東区一般廃棄物処理実施計画」、「江東区分別収集計画(令和5年度～令和9年度)」が策定されている。



(2) 江東区の環境管理体制

環境関連施策の実施にあたっては庁内の各部署の役割を明確にし、PDCAサイクルの運用により定期的なチェック＆レビューを経て、継続的にレベルアップを図っている。



3. 個別計画の概要

(1) 江東区長期計画(令和2年度～令和11年度)

江東区長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となるものであり、公共施設の建設、改修などの施設整備事業（ハード事業）及び人的サービスの施策などの非施設事業（ソフト事業）からなる総合計画として策定されている。環境政策に関連する重点プロジェクト「1. 水彩・環境都市づくり」においては、区の特徴である水辺や緑を活かすとともに、環境施策の推進により、持続可能な社会の構築を目指すことを掲げている。また、分野別計画において、環境政策に関する施策として、「1. みどりの都市「CITY IN THE GREEN」の実現」、「2. 地球温暖化対策と環境保全」、「3. 持続可能な資源循環型地域社会の形成」を定めている。

(2)江東区環境基本計画(後期)(令和2年度～令和6年度)

江東区環境基本計画は、江東区長期計画の推進にあたり環境分野での基本となる計画であり、長期計画で示された施策を環境面から実現しようとするものである。そのため本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業などに対して、環境の保全に関する基本的方向を示す計画として上位に位置づけられる。本計画における計画の柱と基本施策は下表のとおりである。

柱1 地球温暖化・エネルギー対策の推進 ～KOTO 低炭素プラン～
1-1 地球温暖化対策の推進【緩和策】
1-2 地球温暖化対策の推進【適応策】
柱2 資源循環型地域社会の形成
2-1 ごみ減量と有効活用の推進
柱3 自然との共生
3-1 生物多様性の保全
3-2 公園・緑地の整備
3-3 水辺環境の整備
柱4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進
4-1 低炭素まちづくりの推進
4-2 景観・美観の向上
柱5 安全・安心な生活環境の確保
5-1 大気環境汚染防止対策の推進
5-2 水環境の保全の推進
5-3 騒音・振動等の公害対策の推進
5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進
5-5 災害に強いまちづくりの推進
柱6 環境教育及びパートナーシップの推進
6-1 環境情報の共有
6-2 環境教育・学習の推進
6-3 多様な主体が取り組むエコ意識の向上

(3)ゼロカーボンシティ江東区実現プラン(令和6年度～令和12年度)

「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」は、令和6年3月に環境基本計画に包含されている「KOTO低炭素プラン」を改定し策定された。策定にあたっては、国の「地球温暖化対策計画」や「地域脱炭素ロードマップ」をはじめ、東京都の「東京都環境基本計画」などの最新動向を踏まえるとともに、江東区の上位計画との整合や関連する個別計画との連携を図っている。また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項で定められている地方公共団体実行計画(区域施策編)である。本計画におけるプランの柱と柱の方向性は次のとおりである。

プランの柱	柱の方向性
1. 再生可能エネルギーへの転換	区内の再エネ利用拡大、区外からの再エネ電力の調達
2. 建築物における脱炭素化	住宅・事業所における CO ₂ 排出量の削減
3. モビリティにおける脱炭素化	次世代自動車への転換及び自転車・公共交通の利用促進による運輸部門の CO ₂ 排出量の削減
4. 産学官民一体の推進体制の構築	産学官民連携による脱炭素ライフスタイルの定着
5. みどりの保全・育成	緑化の推進と質の向上によるヒートアイランド現象等の緩和と CO ₂ 吸収源の確保
6. 気候変動の影響への適応	気候変動による影響への適応と被害への備え
7. 公共施設における脱炭素化	区役所における脱炭素化の率先行動

(4) チーム江東・環境配慮推進計画(令和2年度～令和11年度)

「チーム江東・環境配慮推進計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)により策定が義務付けられている実行計画であり、江東区が一事業者として資源・エネルギー消費量削減及び温室効果ガス(主に CO₂)排出量抑制の目標を定め、環境負荷削減に具体的に取り組むための計画である。

①本計画の目標値

《令和6年度目標》 5年間で5%削減 ⇒ $36,386\text{t-CO}_2(\text{H30 実績}) \times 0.95 = \underline{\underline{34,567\text{t-CO}_2}}$
《令和11年度目標》 ⇒ $36,386\text{t-CO}_2(\text{H30 実績}) \times 0.90 = \underline{\underline{32,747\text{t-CO}_2}}$

②目標達成のための管理指標(基準年度は平成30年度)

管理指標	前期目標 (R2～R6)	後期目標 (R7～R11)	備考
コピー機・複合機の出力枚数及び用紙購入量	現状維持	現状維持	
電気使用量(床面積あたり)	△5%	△5%	
都市ガス使用量(床面積あたり)	△5%	△5%	
上水道使用量(床面積あたり)	△5%	△5%	
低公害車の導入	100%	100%	東京都・九都県市指定
エネルギー使用量(床面積あたり・原油換算)	年平均1%以上削減	年平均1%以上削減	定期報告数値(※)

管理指標	前期目標 (R2～R6)	後期目標 (R7～R11)	備考
廃棄物量	△5%	△5%	
リサイクル率	60%	65%	
木材利用 0.008 m ³ /m ² 以上の新築・改築施設の割合(木材利用推進方針)	100%	100%	竣工後ベース 対象施設がない年は実績なし

※エネルギー使用量については、省エネ法により国への報告が義務付けられている。

(5) 一般廃棄物処理基本計画(令和4年度～令和13年度)

江東区では、平成12年に東京都から清掃事業の移管を受けている。平成13年3月にごみの減量や一般廃棄物の適正処理を推進するための施策を、長期的・総合的視点から体系的に明らかにすることを目的とした「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定した。その後、清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定や法整備等に対応するため、複数回の改定がなされ現在に至っている。

<基本方針と施策の方向性>

基本方針	施策の方向性
区民・事業者・区の情報共有と連携の強化	5Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理についての理解の促進
	適切な役割分担の下で連携する関係の構築
リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進	リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)の取り組み
	リユース(再使用)・リペア(修理)の取り組み
環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進	リサイクルの取り組み
安全・安心なごみの適正処理	家庭ごみの適正排出の推進
	事業系ごみの適正処理の推進
	効率的で人と環境にやさしい収集運搬
	適正な中間処理、最終処分の確保
	大規模災害による災害廃棄物の適正処理体制の整備

<スローガン>

～もったいない、一人ひとりの行動が、地球を守る、未来を変える～

<目標値>

基本指標1	区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量 令和2年度 令和13年度 656g/人日 → 561g/人日	
基本指標2	区民1人当たり1日の区収集ごみ量 令和2年度 令和13年度 480g/人日 → 391g/人日	
基本指標3	資源化率 令和2年度 令和13年度 27.2% → 30.7%	
基本指標4	大規模建築物事業者の再利用率 令和2年度 令和13年度 71.73% → 74.70%	

<重点施策>

重点施策	食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)
	プラスチックの資源循環

(6)江東区みどりの基本計画(令和2年度～令和11年度)

江東区は、平成19年7月、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「江東区みどりと自然の基本計画」を策定した。計画策定以降、みどりを取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、平成27年に50万人を突破した区の人口は今後も増え続けることが見込まれる。こうした区を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、これらに対応した今後の緑地の保全及び緑化の推進に関する取り組みについて見直しを行ったものが「江東区みどりの基本計画(令和2年度～令和11年度)」である。本計画は、江東区長期計画における基本施策「1. みどりの中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現」に向けた取り組みを示している。

<基本方針>

1. みどりを水彩都市・江東の魅力づくりに活かします
2. みどりをより柔軟に使えるようにします
3. みどりを安全と生命を支えるために充実させます
4. みどりをみんなで守り育て伝えます

<目標>

1. 計画の達成状況を示す目標

指標	平成30年度現在値	令和11年度目標値
緑被率	18.7% (平成29年度)	22%
緑視率	16.3%	22%

指標	平成30年度現在値	令和11年度目標値
水辺・潮風の散歩道の整備率	58% (令和元年度)	63%
公園面積	438.1ha	570ha
区立施設における新たな緑化面積	911 m ²	—
区民・事業者による新たな緑化面積	52,599 m ²	—

2. 区民評価に関する目標

指標	平成30年度現在値	令和11年度目標値
みどり(水辺と緑)に満足している区民の割合	74.4% (令和元年度)	80%
みどりがあることで美しいまちなみが保たれていて気持ちいいと思う区民の割合	61.2%	70%
みどりがあることで子育てしやすいと思う区民の割合	44.5%	50%
みどりがあることで災害時の安全性が感じられる区民の割合	43.9%	60%
みどりに関する活動に取り組んでいる区民の割合	43.6%	50%

<基本方針と重点プロジェクト>

基本方針 1

みどりを水彩都市・江東の魅力づくりに活かします

目標：みどりがあることで美しいまちなみが保たれていて気持ちいいと思う区民の割合

水辺の緑化推進
プロジェクト

基本方針 2

みどりをより柔軟に使えるようにします

目標：みどりがあることで子育てしやすいと思う区民の割合

みんなでつくる公園
プロジェクト

基本方針 3

みどりを安全と生命を支えるために充実させます

目標：みどりがあることで災害時の安全性が感じられると思う区民の割合

安全・安心なまちづくり
プロジェクト

基本方針 4

みどりをみんなで守り育て伝えます

目標：みどりに関する活動に取り組んでいる区民の割合

みどりの中の都市
(CITY IN THE GREEN)
魅力発信プロジェクト

4. 江東区とごみ問題の背景

江東区とごみの関わりは、江戸時代に江東区地先がごみ処理場になってから始まっている。江戸時代初期に現在の富岡八幡宮周辺から海面へのごみの埋立が始まり、人口の増加とともにその範囲を広げることとなった。昭和に入り潮見(8号地)にてごみの埋立が開始された。当初は生ごみを燃やしてから埋め立てる「野焼き」方式がとられていたが、煙や粉塵への苦情が相次いだことにより、生ごみ等をそのまま埋め立てる方式となった。昭和32年には夢の島(14号地)で埋立が開始された。当時は高度経済成長期でもあり、さらなる人口増加に伴いごみの量も飛躍的に増していった。このころから区民は悪臭や、ハエの大量発生、ごみの運搬車による交通渋滞や事故、搬入路へのごみや汚汁の飛散といった、ごみの公害により多大な被害を被っていた。当時のことを知る者からは「ハエが飛んできてしまうため夏でも窓を開けられなかった。」といった声も聞かれた。昭和39年9月、東京都は夢の島(14号地)の後の処分場として、若洲(15号地)にごみを埋め立てたいと要請してきた。これに対し、江東区は都内の清掃工場が完備する昭和45年度まではやむを得ないとして、若洲(15号地)ごみ埋立処分場の建設を了承した。ところが、東京都は清掃工場建設が進展しないことを理由に15号地の埋立期間を昭和47年まで延伸し、さらに昭和46年8月には昭和50年度までと再三にわたり埋立処分場の利用延伸を要請してきた。これに対し、江東区は、ごみ投棄反対の声明文や公開質問状の採択を行うと同時に「江東区議会ごみ投棄反対対策委員会」を発足させ、区・区議会・区民が一体となってごみ投棄反対の運動を展開した。このような深刻な背景をもとに、昭和46年9月28日美濃部都知事が「今“ごみ戦争”を宣言し、徹底的にごみ対策を進めたい」として「東京ごみ戦争」を宣言した。

<ごみ戦争をめぐる主な出来事>

年月日	出来事
昭和 39 年 9 月	東京都が江東区に対し、夢の島の後の処分場として若洲(15号地)埋立処分場を要請した。
昭和 39 年 10 月 5 日	江東区は「江東区地先15号地ごみ埋立処分場の建設反対に関する決議」を可決した。ただし、江東区は東京都のごみ処理能力とごみ処分場の必要性を考慮して昭和45年度までという条件で15号地埋立処分場の建設を了承した。
昭和 46 年 8 月 5 日	東京都は昭和50年度まで15号地での埋立を延伸したいと申し入れた。
昭和 46 年 9 月 16 日	江東区は「江東区議会ごみ投棄反対対策委員会」を発足した。
昭和 46 年 9 月 28 日	美濃部東京都知事が「ごみ戦争」を宣言した。
昭和 46 年 9 月 29 日	江東区は東京都知事と二十二区に対して「ごみ投棄反対に関する公開質問状」を提出。「自区内処理の原則」と「迷惑負担公平の原則」を求めた。

年月日	出来事
昭和46年10月7日	東京都知事は以下の要旨の回答をした 1. ごみの処分は発生地域で処理することを原則とし、産業廃棄物は企業の責任で解決する。 2. 都は貴区と協力して区の再開発及び市民設備の整備を積極的に進める。
昭和46年11月25日	江東区が「ごみ運搬車阻止の実力行使」を宣言した。 東京都知事は補足回答を持参。若洲(15号地)埋立延伸計画を中止し、中央防波堤の内側のヘドロ島に埋立地を作り、昭和48年11月までに一部でも完成させ使用を開始する、清掃工場の建設を促進するなどを提示した。
昭和47年1月11日	東京都は「東京都中期計画1971」を補完する形でごみ処理の基本的考え方を発表。杉並区をはじめ清掃工場を持たない区に清掃工場を建設し、生ごみの全量焼却を目指す計画を立てた。
昭和47年6月17日	江東区は中央防波堤内側埋立計画(昭和48年12月1日から埋立開始)を条件付で同意。条件は昭和50年度全量焼却計画と分散投棄であった。
昭和47年12月	東京都のごみ対策として、都内八か所に積み替え地の建設を計画したが、杉並区和田堀公園の積み替え所が地元の反対で設置できなくなった。
昭和47年12月22日	若洲(15号地)入り口で小松崎区長はじめ区議会議員全員で杉並区からのごみ運搬車を阻止した。
昭和48年4月6日	江東区は、「杉並清掃工場の建設が遅れている以上、中央防波堤内側埋立地の工事を中止せよ」と東京都に申し入れた。
昭和48年5月22日	夢の島及び10号地その2(現在の有明4丁目)の2か所で杉並区からの清掃車をチェックし、搬入を阻止した
昭和48年5月24日	東京都知事は夢の島の現場を訪れ「何としても杉並清掃工場を建設していくので実力行使を中止してほしい」と懇請し、「建設のめどを9月末までにつけたい」と約束した。
昭和48年9月29日	東京都副知事が江東区を訪れ、約束の不履行を謝罪、「もうしばらくお待ち願いたい」と理解と協力を要請した。
昭和48年10月1日	小松崎区長と全区議会議員が都庁に抗議行動を起こし、約束事項についての公開質問状を提出した。
昭和48年10月15日	豊洲、東雲地区の住民代表は、区長、議長に対し当面のごみ問題と地元要求に関する抗議書を提出した。
昭和48年10月31日	区長、正副議長が都庁を訪れ、杉並区の反対派住民との話し合いには、毅然たる態度で対処するよう申し入れた。
昭和48年11月7日	東京都知事は「杉並清掃工場建設用地に関し、東京都収用委員会に対し収用裁決延伸の依頼を撤回する申請を行った」と回答。
昭和49年4月	杉並清掃工場の用地収用について、東京都と土地所有者が和解の意思を表明した。

年月日	出来事
昭和49年11月25日	東京地裁で和解手続が行われ、「ごみ戦争」に一つの区切りをつけた。

〈参照「江東の昭和史(平成3年3月江東区発行)」〉

ごみ戦争の過程で江東区が提唱した「自区内処理の原則」と「迷惑負担公平の原則」は、ごみ問題を東京都民自身の問題として真剣に考える意識革命を促すものであったと思われる。しかしながら、高度経済成長もあり人口が爆発的に増加していく東京都において、ごみ問題は引き続き深刻な問題として認識されることとなった。昭和48年12月、東京都は中央防波堤外側と羽田沖の埋立計画を江東区に提案した。これを受けて江東区は、ごみ公害等で大きな負担を強いるものとして反対表明したが、昭和49年3月、清掃工場建設を目標年度内に完成すること等の条件付きで同意した。

東京都は平成元年、「中央防波堤外側埋立処分場が平成8年度に満杯になる見込みであり、以降の埋立処分場を確保することが都政の緊急かつ最大の課題である」として、新たに中央防波堤外側埋立処分場の沖合に処分場の建設計画を江東区に提案した。江東区はこの提案を「自区内処理の原則」と「迷惑負担公平の原則」が守られておらず、ごみ問題に対する展望を欠いた計画であるとして「断固反対」であるとの姿勢を示した。

平成3年12月、東京都知事は江東区を訪れ、清掃工場未設置区のうち8区の清掃工場建設実現に努力すること等を表明するとともに、「最終処分場の確保にあたり、総力をあげて取り組む。関係地元区、特に江東区の区民の皆様方には長い間、様々なご迷惑をかけており、迷惑を最小限にする決意である」と発言した。

こうして新海面処分場の整備計画が始まったが、江東区はこれに対して以下の7項目の要望を示し、江東区と十分協議するよう申し入れた。

- ① 清掃工場建設計画のない「新宿」、「文京」、「台東」について、早急に建設計画を策定すべきである。
- ② 清掃工場建設計画8区について計画の実現を図るため最大限の努力をすべきである。
- ③ 台船式清掃工場建設については、反対である。
- ④ 清掃車の通過台数を減少するため、中継施設整備を促進すべきである。
- ⑤ ごみの減量化、リサイクルをより一層推進すべきである。
- ⑥ 分別ごみ中間処理の施設整備を促進すべきである。
- ⑦ 総合的な残土対策を推進すべきである。

平成7年11月、東京都知事は江東区を訪れ、江東区にはできるだけ負担をかけないよう最大限努力し、今後とも東京のごみ問題解決のため自ら先頭に立って取り組む決意を表明した。

江東区議会清掃港湾特別委員会は、「ごみの最終処分場がなければ東京23区80

0万都民の日常生活に重大な支障をきたす」などの大局的な見地に立って苦渋の決断による「大枠で了承」との意見を東京都に伝えた。このような経緯を経て、新海面処分場建設問題は一応の妥結を見た。現在では、江東区の地先に最終処分場を抱え、かつ国内最大規模の新江東清掃工場と有明清掃工場を有するに至っている。

このように江東区には、ごみ問題と体を張って戦ってきた歴史がある。しかしながらごみ問題は解決したわけではない。現在使用している最終処分場も50年で満杯になる見込みとの観測がある。よって、ごみの減量化と循環型社会の実現に向けて、働きかけていくことが江東区の使命であるといえる。

第3章 監査意見の概要・要約

今年度の包括外部監査は「環境政策における財務事務の執行について」をテーマとして行った。監査の結果は下記のとおり指摘事項1件、意見事項43件となった。指摘事項については、昨今、国並びに地方自治体が給付する補助金や助成金の不正受給に対する社会的批判を受け、より慎重な事務対応が必要なことから改善を求めるものである。意見事項については改善を要望する事項から、将来的な提案事項や参考意見など広く意見を述べている。今後の取り組みに心より期待するものである。

監査を通じて江東区における環境政策は良好であると感じている。環境政策においては費用対効果の観点のみで判断すべきものではなく、将来の負担を軽減するためのコストすなわち投資といった観点からも検討しなければならないものもある。また、実際の効果についても不明確なものも存在する。そのような状況の中においても、各々の計画や政策に対する説明責任は概ね果たされているものと感じている。

また、監査を通じて江東区の環境政策は、ボランティアの方々の目覚ましい活躍により支えられていることを実感した。ここに感謝の意を表したい。もともと環境政策は行政の努力のみで達成できるものでなく、区民の参加も必要不可欠であることから、江東区のボランティアの存在は大変心強く感じている。こういった活動を継続できるよう、どのような形で支援していけるか、といったことが今後の課題になるものと考えている。

対象部局	意見の概要	分類	頁
温暖化対策課	助成金申請時の他の助成金額の金額確認について 助成金の不正受給や支給誤りを防止する観点から、国や都の助成金と併用する場合にはそれらの金額を書類で確認することが必要である。	指摘事項1	P33
温暖化対策課	「長期計画」と「環境基本計画」の目標値の不整合について 「環境基本計画」は「長期計画」の個別計画であり、各計画に記載の関連項目の目標値は整合すべきと考える。	意見事項1	P34
温暖化対策課	「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」の2030年度に至る各年度の目標設定と達成見込みのモニタリングについて 指標の進捗を客観的に計測するために、シミュレーション等により、2030年度に至る各年度の達成目標を想定しておくことが望ましい。	意見事項2	P35
温暖化対策課	助成目標件数の達成に向けた施策について 制度の活用実績が低い設備の種類については、他設備への助成額の転用など、制度見直しに向けた検討を行うことも有用と考える。	意見事項3	P36

対象部局	意見の概要	分類	頁
温暖化対策課	チーム江東・環境配慮推進計画の管理指標と目標値の大幅見直しの必要性について 「チーム江東・環境配慮推進計画」における管理指標について、目標値を達成するために必要十分であるか見直すべきである。併せて、江東区も一事業者として、率先して目標達成への姿勢を示すことが必要である。	意見事項4	P36
温暖化対策課	随意契約の際の業者推薦の理由の明確化について 契約を更新・締結する際には、他者ではできない理由をより具体的に記載することが望ましい。	意見事項5	P37
温暖化対策課	環境活動を担う若い世代の育成について 環境活動を担う団体が減少傾向にあり、かつ高齢化傾向にある。次世代を担う人材確保のための施策が必要である。	意見事項6	P38
温暖化対策課	図書の情報共有について(環境学習情報館(えこっくる江東)以下「環境学習情報館」と表記) 所蔵する図書情報について、オンラインでの図書検索などで情報を共有することが望ましい。	意見事項7	P38
環境保全課	下水汚泥焼却灰混練物調査結果のホームページでの公開状況について 下水汚泥焼却灰混練物調査においても、定量的な測定結果をホームページで公開することが望ましい。	意見事項8	P46
環境保全課	鳥獣害に関する対応のホームページでの掲載場所について ホームページの利用者目線から、鳥獣害と獣害は同じカテゴリーにあるほうがわかりやすいと考えられるため、掲載場所について見直しすることが望ましい。	意見事項9	P47
環境保全課	野鳥のエサやり禁止への対応強化について 環境対策の観点からも、鳩などの野鳥へのエサやり禁止に関する啓発を引き続き区全体で行うとともに、条例制定についての検討など対応を強化されることが望ましい。	意見事項10	P48
環境保全課	主管課契約における特命随意契約の契約締結事務について 特命随意契約において、主管課で事務が完結する契約については、特命随意契約であることの理由並びに業者の選定理由や契約に至った経緯、契約金	意見事項11	P49

対象部局	意見の概要	分類	頁
	額等について第三者から疑義が生じないよう、稟議書等で残しておくことが望ましい。		
清掃リサイクル課	委託業務に係る仕様書の遵守について 仕様書に記載されている「毒物劇物取扱責任者」の設置について、口頭による確認だけでなく、確実に記録に残す仕組みを構築し、信頼度を高める必要がある。	意見事項12	P52
清掃リサイクル課	委託内容と齟齬のない契約書の件名について 契約書の件名は業務内容を正確に表現し、齟齬をなくすために、仕様書で求められる中間処理業務の実態を反映した名称に改めるべきである。	意見事項13	P52
清掃リサイクル課	プラスチックの一括回収について 製品プラスチックのリサイクルについて、目標を大きく下回る結果となっている。この点、事前の啓発活動を補強し、リサイクルの効果を最大化するためには、さらなる区民への情報提供が必要である。	意見事項14	P53
清掃リサイクル課	プラスチック製容器等再資源化支援事業補助金の補助金申請見積額と実績値の乖離について プラスチック製容器等再資源化支援事業補助金について、補助金確定額が交付決定額を大きく下回る形となった。今後の対応として、基礎データを最新のごみ・資源回収量に基づき更新するなど、補助金申請額と実績の乖離を防ぎ、正確な予算計画を実現することが期待される。	意見事項15	P54
清掃リサイクル課	エコ・リサイクル基金に係る中長期計画について エコ・リサイクル基金の活用目的や成果についての説明責任を果たすため、中長期計画を策定し、基金の活用を計画的かつ効率的に行うことが必要である。	意見事項16	P54
清掃リサイクル課	エコ・リサイクル基金の運用について 今後は、国債等による運用についても積極的に検討し、基金をより効果的に活用することが望ましい。	意見事項17	P54
清掃リサイクル課	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業について 家庭用生ごみ処理機購入費助成事業については、予想を上回る需要が発生している。今後は、事業の成果としてのごみ減量効果を数値化・可視化し、事業の意義を明確化することで、区議会や関係機関の理解と協力を得る取り組みを進めるべきである。	意見事項18	P55
清掃リサイクル課	区民参加型プログラムの拡充について 区民のリサイクル意識の向上を図るため、多様な形	意見事項19	P55

対象部局	意見の概要	分類	頁
	式の講座やオンライン参加の導入など、幅広い区民が参加できる仕組みを整える必要がある。		
清掃事務所	小型プレス車の供給に余裕をもった契約スケジュールの設定について 小型プレス車の供給に係る契約において、仕様や納期については、余裕をもったスケジュールを設定することが望ましい。	意見事項20	P61
清掃事務所	資源物抜き取り防止に係るパトロール業務の仕様書に即した業務実施の確認について 資源物抜き取り防止に係るパトロールの業務委託について、仕様書に基づく業務遂行が確保されるような改善策が求められる。	意見事項21	P61
清掃事務所	資源回収に係る委託料の算定について 資源回収に係る委託料について、選別作業を行うインセンティブに配慮した評価基準を設けることが望ましい。	意見事項22	P62
清掃事務所	積載効率のモニタリングについて 過積載防止を徹底するためのシステムの導入や、業務全体の効率化を図ることで、安全性と費用対効果の向上を図るべきである。	意見事項23	P62
管理課	ボランティア活動支援事業の所管について ボランティア活動支援事業について、部署間での情報共有等を行い、事業評価を適切に行う体制について検討されたい。	意見事項24	P74
管理課	保護樹木等制度の積極的な活用促進について 歴史的に受け継がれている大切な樹木等を保護するために、新たな所有者等が積極的に指定申請できるような制度の改正について検討されたい。	意見事項25	P75
管理課	優れた緑化事例の収集及び紹介について 次の世代にみどりあふれる江東区を引き継いでいくためにも、積極的に優れた緑化事例を収集し、特に優れた緑化事例については広く区民に紹介していくことが望ましい。	意見事項26	P75
管理課	生垣・屋上緑化助成制度の積極的な活用促進について 生垣・緑化助成制度について、制度の積極的な活用につながる工夫が必要である。	意見事項27	P76
河川公園課	児童遊園への遊具設置基準の再検討について 規模の小さな児童遊園について、遊具の設置の必要性を検討するとともに、より住民ニーズに沿った形	意見事項28	P78

対象部局	意見の概要	分類	頁
	でスペースを活用できるよう、検討することが望ましい。		
施設保全課	区民農園事業の収支について 区民農園事業全体の収支改善が必要であり、特に夢の島区民農園について対策が必要である。	意見事項29	P92
施設保全課	区民農園の区画数について 区民農園は利用希望者に対して提供できる区画数が不足している状況である。より多くの区民に農業体験を提供できるよう、代替策も含めて検討することが望ましい。	意見事項30	P92
地域交通課	コミュニティサイクル事業でのドコモ・バイクシェア以外の他事業者との提携の必要性について コミュニティサイクル事業について、現在連携している事業者の他にもより多くの事業者と事業協力することが望ましい。	意見事項31	P94
地域交通課	放置自転車等の保管日数の短縮について 放置自転車等の保管日数について、より早い処分が可能になる方策を検討すべきである。	意見事項32	P95
地域交通課	放置自転車等に係る自転車保管管理コストの削減について 自転車保管場所においては撤去台数が減少していることに鑑み、コスト削減方策並びに、中長期的には保管場所の統廃合も検討されたい。	意見事項33	P96
地域交通課	放置自転車等保管場所に係る隣接区との共同運営の検討について 管理コストの減少が見込める隣接する他区が運営する自転車保管場所と共同運営について検討されたい。	意見事項34	P97
地域交通課	公募型プロポーザル契約を採用する契約の契約内容や最低金額の明確化について 公募型プロポーザル契約に際し、どのような契約形態・契約金額において公募型プロポーザル方式による入札を行うかについて明確な方針を定め、企画・提案の評価を行う際には公平性の確保に留意すべきである。	意見事項35	P98
地域交通課	札付・撤去・保管・コールセンター業務の連携の可能性について 放置自転車対策業務では、自転車を放置させない対策、札付、移送、保管、撤去自転車の受取やコールセンター業務等があるが、これらを密接に連携さ	意見事項36	P99

対象部局	意見の概要	分類	頁
	せることによって放置自転車対策業務の実効性を向上させるべきである。		
地域交通課	自転車保管場所の効率的な運用について 毛利一丁目の自転車保管場所について、亀戸駅・亀戸水神駅の放置自転車だけではなく、住吉駅・西大島駅・森下駅をはじめ毛利一丁目自転車保管場所から距離的に近い放置自転車を保管すべきである。	意見事項37	P100
地域交通課	自転車駐車場の指定管理業務における余剰金の取り扱いについて 自転車駐車場の指定管理者業務において、余剰金の一定率は区の収入とし、そのうえで他の条件の妥当性を現状に応じて見直すべきである。	意見事項38	P101
地域交通課	自転車駐車場の利用率や立地に応じた価格設定の柔軟化について 立地が良く稼働率も高い自転車駐車場については料金設定を見直すとともに、低料金の自転車駐車場も維持することで、適切な利用者負担率の維持、区民負担の増加の回避、放置自転車対策の両立を図るべきである。	意見事項39	P102
地域交通課	区内の自転車駐車場の場所・価格・利用条件等のWEBサイト等を通じた周知について 自転車駐車場の場所・価格・利用条件等のWEBサイト等により区民や来訪者にわかりやすく示すべきである。	意見事項40	P102
地域交通課	コミュニティバス「しおかぜ」の運賃改定の必要性について コミュニティバス「しおかぜ」について、運賃改定の必要性について再考すべきである。	意見事項41	P103
地域交通課	コミュニティバス「しおかぜ」の継続の検討について コミュニティバス「しおかぜ」について、現在の実証運行の結果も踏まえて、その継続の必要性について検討すべきである。	意見事項42	P105
地域交通課	ヘルメット購入補助事業の開始時期について ヘルメット購入補助については、江東区では令和5年4月より開始しているが、前年度において補助事業を開始すべきであり、また、今後の区民に対する各種補助事業では早期の実施が望まれる。	意見事項43	P106

第4章 監査の結果及び意見

I. 環境清掃部

環境清掃部は、温暖化対策課、環境保全課、清掃リサイクル課、清掃事務所によって構成されている。また、一般廃棄物の中間処理などを行う東京二十三区清掃一部事務組合に職員2名を派遣している。

1. 温暖化対策課

温暖化対策課は、環境調整係、環境推進担当、環境学習情報館によって構成され、江東区環境基本計画に基づく施策を推進するために、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等の導入の助成、環境情報の発信や区民への啓発活動、環境教育の充実等、地球温暖化対策に係る様々な取り組みを進めている。

(1) 地球温暖化対策の推進【緩和策】

区が目指すべき10年後の姿を、「区民・事業者・区が地球温暖化防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、省エネルギーのさらなる推進や再生可能エネルギー等の利用が進み、脱炭素社会に向けての取り組みを進めています。」として、主に温暖化対策課を中心に事業を進めている。

① 地球温暖化防止設備導入助成事業

江東区では、家庭・業務部門の CO₂削減のため、太陽光発電や省エネルギー設備、次世代自動車などを導入する区民や事業者に対し、設置費用の一部を助成している。
(助成内容)

設備の種類		開始時期	助成金額 ()内は上限金額
太陽光	太陽光発電システム	H21 年度	[個人住宅・事業所] 5 万円/kW (20 万円) [集合住宅] 5 万円/kW (150 万円) ※[個人住宅のみ]蓄電池と同時申請の場合は、 6万円/kW(24 万円)
高効率 給湯器等	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ 給湯機	H21 年度	[個人住宅]設置経費の 5% (4 万円) [事業所]設置経費の 5% (8 万円)
	燃料電池装置	H21 年度	[個人住宅]設置経費の 5% (10 万円) [事業所]設置経費の 5% (20 万円)
エネルギー管理システム機器 (HEMS・MEMS)		H27 年度	[個人住宅]設置経費の 5% (2 万円) [事業所]設置経費の 5% (4 万円) [集合住宅]設置経費の 5% (15 万円)
高反射率塗装		H22 年度	[個人住宅・事業所] (20 万円) [集合住宅] (150 万円) 施工面積 1 m ² あたり 1 千円
蓄電池		H29 年度	[個人住宅・事業所]1万円/kWh (10 万円) [集合住宅] 1 万円/kWh (50 万円) ※[個人住宅のみ]太陽光と同時申請の場合は、 2.5 万円/kW (20 万円)

設備の種類	開始時期	助成金額 ()内は上限金額
高断熱窓(既築のみ)	H30 年度	[個人住宅・事業所]設置経費の 10% (10 万円) [集合住宅]設置経費の 10% (100 万円)
LED 照明(既築のみ)	R1 年度	[集合住宅・事業所]設置経費の 10% (50 万円)
電気自動車等充電設備	R5 年 1 月	[個人住宅・集合住宅]設置経費の 10% (普通充電 10 万円、急速充電 50 万円)
次世代自動車(電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド車)	H29 年度	一律 10 万円

※主に「江東区の環境白書(江東区環境基本計画令和5年度実績報告)」より

「環境基本計画」の中で、『地球温暖化対策の推進【緩和策】』の具体的な取り組みとして、再生可能エネルギー、省エネルギー機器等の利用促進の観点から、『地球温暖化防止設備導入助成事業』の助成目標件数が定められている。

『地球温暖化防止設備導入助成事業』に関する「長期計画」、「環境基本計画」の助成件数(目標・実績)の推移などは下表のとおりである。

【長期計画(地球温暖化防止設備導入助成事業関連)】

①当初計画での助成目標件数 (江東区長期計画(令和2年度～令和11年度)より)

設備の種類	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
太陽光発電システム	16 件	16 件	16 件	16 件	16 件
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件
家庭用燃料電池装置	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件
エネルギー管理システム機器	4 件	4 件	4 件	4 件	4 件
高反射率塗装	35 件	35 件	35 件	35 件	35 件
蓄電池	21 件	21 件	21 件	21 件	21 件
高断熱窓	31 件	31 件	31 件	31 件	31 件
LED 照明	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件
次世代自動車	40 件	40 件	40 件	40 件	40 件
電気自動車等充電設備	-件	-件	-件	-件	-件
合計	257 件	257 件	257 件	257 件	257 件

②更新後の助成目標件数

(江東区長期計画 主要事業実績報告書、江東区長期計画の展望より)

設備の種類	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
太陽光発電システム	16 件	16 件	21 件	51 件	101 件
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機	10 件	10 件	10 件	20 件	100 件
家庭用燃料電池装置	50 件	50 件	50 件	50 件	100 件
エネルギー管理システム機器	4 件	4 件	11 件	26 件	26 件
高反射率塗装	35 件	35 件	55 件	55 件	105 件

設備の種類	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
蓄電池	21 件	21 件	21 件	51 件	101 件
高断熱窓	31 件	31 件	41 件	42 件	202 件
LED 照明	50 件	50 件	80 件	80 件	80 件
次世代自動車	40 件	40 件	60 件	300 件	300 件
電気自動車等充電設備	-件	-件	-件	22 件	22 件
合計	257 件	257 件	349 件	697 件	1,137 件

「長期計画」では、主要事業について、毎年実績報告書が作成され、その中で、目標・実績が掲載され、進行状況が公開されている。

主要事業は行政評価の結果や社会状況の変化等に伴う見直しを毎年行うこととされ、活動量としての目標値なども適宜更新、公表されている。

よって上記①の当初計画から②の各年度での更新が行われた結果、助成目標件数の変更が生じており、目標の変更は上方修正のみであった。

③各年度の助成実績件数

(江東区長期計画 主要事業実績報告書、所管課資料より)

設備の種類	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
太陽光発電システム	19 件	26 件	31 件	114 件
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機	32 件	16 件	33 件	50 件
家庭用燃料電池装置	34 件	29 件	70 件	84 件
エネルギー管理システム機器	9 件	14 件	12 件	32 件
高反射率塗装	62 件	74 件	64 件	59 件
蓄電池	29 件	27 件	31 件	136 件
高断熱窓	38 件	81 件	51 件	173 件
LED 照明	46 件	26 件	43 件	33 件
次世代自動車	29 件	133 件	223 件	276 件
電気自動車等充電設備	-件	-件	-件	4 件
合計	298 件	426 件	558 件	961 件

④直近3か年の設備の種類別目標達成状況(未達は網掛け)

設備の種類	R3 年度			R4 年度			R5 年度		
	目標	実績	状況	目標	実績	状況	目標	実績	状況
太陽光発電システム	16 件	26 件	達成	21 件	31 件	達成	51 件	114 件	達成
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機	10 件	16 件	達成	10 件	33 件	達成	20 件	50 件	達成
家庭用燃料電池装置	50 件	29 件	未達	50 件	70 件	達成	50 件	84 件	達成
エネルギー管理システム機器	4 件	14 件	達成	11 件	12 件	達成	26 件	32 件	達成
高反射率塗装	35 件	74 件	達成	55 件	64 件	達成	55 件	59 件	達成

設備の種類	R3 年度			R4 年度			R5 年度		
	目標	実績	状況	目標	実績	状況	目標	実績	状況
蓄電池	21 件	27 件	達成	21 件	31 件	達成	51 件	136 件	達成
高断熱窓	31 件	81 件	達成	41 件	51 件	達成	42 件	173 件	達成
LED 照明	50 件	26 件	未達	80 件	43 件	未達	80 件	33 件	未達
次世代自動車	40 件	133 件	達成	60 件	223 件	達成	300 件	276 件	未達
電気自動車等充電設備	-	-	-	-	-	-	22 件	4 件	未達
合計	257 件	426 件	達成	349 件	558 件	達成	697 件	961 件	達成

上記のとおり、「長期計画」では、令和2年度から令和5年度までは一部の区分で未達はあるものの、概ね目標を達成している状況にある。

他方、「長期計画」の個別計画である「環境基本計画」とその実績報告書である「江東区の環境白書(以下「環境白書」)では、以下の目標と実績報告がなされている。

【環境基本計画(地球温暖化防止設備導入助成事業関連)】

①直近3年の助成実績件数の推移、令和6年度の助成目標件数など

設備の種類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標への要助成件数 (R5 実績 vs R6 目標)
	実績	実績	実績	目標	
太陽光発電システム	562 件	593 件	707 件	1,261 件	554 件
高効率給湯機器等	1,520 件	1,623 件	1,757 件	2,855 件	1,098 件
エネルギー管理システム機器	48 件	60 件	92 件	500 件	408 件
高反射率塗装	402 件	466 件	525 件	401 件	達成済
蓄電池	120 件	151 件	287 件	400 件	113 件
高断熱窓	188 件	239 件	412 件	350 件	達成済
LED 照明	122 件	165 件	198 件	250 件	52 件
次世代自動車	273 件	496 件	772 件	330 件	達成済
電気自動車等充電設備	-件	-件	4 件	-件	-
合計	3,235 件	3,793 件	4,754 件	6,347 件	-

(件数は累計値)

「環境基本計画」では、令和6年度の累計助成目標件数と、令和5年度までの累計助成実績件数に乖離がある設備の種類がある(太陽光発電システム、高効率給湯機器等、エネルギー管理システム機器、蓄電池、LED照明)。

特に、太陽光発電システム、高効率給湯機器等、エネルギー管理システム機器は、過去の単年度助成実績件数などから、目標の達成は難しい状況にあると想定される。

以上のとおり、「長期計画」では、単年度で計画を達成している設備の種類でも、「環境基本計画」では未達成になりうる項目があることが確認できる。

②再生可能エネルギー等の活用

区内施設の新築・改築等の機会をとらえ、防災センター・環境学習情報館・豊洲シ

ビックセンター・区内小・中学校等に太陽光発電システムを設置、その他雨水利用設備等を可能な限り設置し、CO₂排出削減と環境負荷の軽減を図っている。

【管理指標】

管理指標		単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年	R4 年度	R5 年度	R6 年度
再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	風力・水力発電	施設	3	H30	3	3	3
	太陽光発電	施設	15		18	19	19
	雨水利用	施設	55		57	57	58

③電気自動車用急速充電器等の整備

走行時に CO₂を排出しない電気自動車(EV)の普及と充電設備の基盤整備に貢献するため、EV用急速充電器を豊洲シビックセンターに設置し、EVの所有者等に無料で開放している(令和7年1月31日より有料化予定)。令和5年4月から令和6年3月までの利用件数は6,367件であった。

④新築マンション等駐車場への電気自動車(EV)等の充電設備設置の促進

「江東区マンション等の建設に関する条例」(令和5年6月改正)に基づき、令和6年1月1日から、新築マンション駐車場へのEV等充電設備の設置が義務化されたことを受け、「江東区マンション等の建設に関する条例施行規則に規定する地球温暖化対策設備及び電気自動車等充電設備の要件等を定める要綱」に基づき、設置に関する指導をしている。

【江東区マンション建設に関する条例(抜粋)】

(地球温暖化対策設備の設置)

第13条 事業者は、ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションを建設しようとするときは、規則で定める地球温暖化対策設備を設置するものとする。

【江東区マンション等の建設に関する条例施行規則(抜粋)】

(地球温暖化対策設備の設置)

第9条 条例第13条の規則で定める地球温暖化対策設備は、太陽光・太陽熱利用設備、エネルギーの消費効率の高い給湯設備、空気調和設備若しくは照明設備又はその他の地球温暖化対策に資する設備とする。

2 前項の地球温暖化対策設備は、ファミリー住戸の戸数が151戸以上の場合は、2種類以上設置するものとする。

⑤チーム江東・環境配慮推進計画

江東区が一事業者として、資源・エネルギー消費量削減及び温室効果ガス(主にCO₂)排出量抑制の目標を定め、環境負荷低減に取り組むための計画である。本計画は、地方公共団体に策定が求められている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画

(事務事業編)」に相当する。

令和2年3月に、令和2～11年度を計画期間とする「チーム江東・環境配慮推進計画(第3次庁内環境配慮推進計画)」を策定し、CO₂排出量削減目標の改定や職員ごとの取り組みマニュアルの見直しを行った。マニュアルでは、取り組みと関連するSDGsを記載し、抜粋版として「これだけはやろう！ チーム江東・省エネ行動」を1枚にまとめ、職員が一丸となって環境配慮行動に取り組んでいる。令和6年度には、現行計画の目標を大幅に見直し、脱炭素に向けた取り組みを加速度的に進めるため、新たな計画を策定する予定である。

【全管理指標の実績値と基準比】

	管理指標	単位	基準値 2018(H30) 年度	2023 (R5)年度		前期目標 (R2-R6年 度)	目 標 達 成	進 捗 状 況
				実績値	基準比			
1	1)コピー機・複合機の出力枚数	千枚	38,838	43,147	11.1%	現状維持		↓
	2)用紙購入量*1	千枚	82,601	76,950	△6.8%	現状維持	○	
2	電気使用量(床面積あたり)	kWh/千㎡	22,507	23,326	3.6%	△5%		↓
3	都市ガス使用量(床面積あたり)	N ㎡/千㎡	1,644	1,477	△ 10.2%	△5%	○	
4	上水道使用量(床面積あたり)	㎡/千㎡	595	503	△ 15.6%	△5%	○	
5	低公害車の導入	導入率	93.5%	93.8%	0.3pt	100%		↑
6	エネルギー使用量*2 (床面積当たり・原油換算)	KL/千㎡ (原油換算)	7.8	7.70	△1.3%	年平均 1% 以上削減		↑
7	廃棄物量	t	1,183	1,289	8.9%	△5%		↓
8	リサイクル率	%	49.3%	46.0%	△3.3pt	60%		↓
9	木材利用 0.008 ㎡/㎡ 以上の新築・改築施設 の割合(木材利用推進 方針)	%	100%	-	-*3	100%		

*1 用紙購入量は、新規管理指標のため、令和2年度を基準年度とする。

*2 エネルギー使用量の原油換算は、電気、都市ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油、液化石油ガス(LPG)の使用量に基づいて算出。

*3 令和2年度及び令和5年度は新築及び改築施設がないため、実績なし

【令和5年度の具体的施策例】

〈グリーン電力証書の導入〉

発電設備を持たない事業者が使用電力量分につき、国内の自然エネルギーの普及・拡大を目的に、充電設備の維持等に利用される「グリーン電力証書」を購入することで、使用した電力を自然エネルギーによって賄われたとみなすことができる。環境学習情報館で使用する電力のうち5,000kWh、EV用急速充電器(豊洲シビックセンター)で使用する電力のうち、6,000kWhに充当する。

〈街路灯の改修〉

区道に設置している老朽化した街路灯を、水銀灯からより効率の良いLED灯に改修し、省エネ化を図り、CO₂の発生を抑制し、環境負荷を低減した。

〈木材利用推進〉

区は平成26年3月に「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定し、積極的な木材利用の推進を通じて、森林の適切な整備・保全及び健全な育成を図り、本区における温暖化防止対策の一層の推進を展開している。令和4年度は実績があったが、令和5年度は、新築・改築の実績がなかった。

〈全庁的節電対策〉

節電対策の推進のため、令和5年度は、以下の期間で全庁的に夏季及び冬季の省エネ・節電対策を実施した。

夏季の対策期間： 5月1日～10月31日 設定温度 28℃程度

冬季の対策期間： 12月1日～翌年3月31日 設定温度 19℃程度

(2) 地球温暖化対策の推進【適応策】

区が目指すべき10年後の姿を、「海風が区内陸部に効果的に吹き込むようにヒートアイランド対策が実施され、熱環境の改善による快適な生活環境を実現しています。」とし、都市の中の緑ではなく、「みどりの中の都市」をイメージした、「CITY IN THE GREEN」(CIG)を、まちづくりの基本となる考え方としている。

令和2年3月に改定した「江東区みどりの基本計画」に基づき、公共施設における敷地内の緑化・屋上壁面緑化等を進める一方、新たな建築物に対する緑化指導、「みどりのコミュニティづくり講座」などみどりの魅力や大切さを理解してもらう取り組みにより、区民・事業者との連携による緑化を推進している。

(3) 環境教育及びパートナーシップの推進

区が目指すべき10年後の姿を、「環境に関するさまざまな情報を手軽に発信、入手でき、区民・事業者・区の連携により環境情報の集積・共有ができるまちとなっています。」として、温暖化対策課環境学習情報館を中心とした施策を実施している。

【環境学習情報館(えこつくる江東)】

環境学習情報館は、環境負荷の少ない地域社会の構築を図り、地域の環境保全に資することを目的として、平成19年2月に開館した。清掃事務所と併設で、1階に常設展示室、2階に企画展示コーナー、情報コーナー、ワークショップルーム、研修室、事務室、屋上に太陽光発電パネル、風力発電機、屋上緑化、屋外にビオトープ等がある。主な事業は、環境学習プログラム、環境フェア、エコリーダー養成、江東エコキッ

ズ等である。

＜環境教育・学習の推進＞

区が目指すべき10年後の姿を、「区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、環境保全活動に十分な理解のもとで、自ら進んで行動しています。」として、環境学習情報館を中心とした施策を実施している。

【管理指標】

管理指標		単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
講座・イベント等の開催状況	開催回数	回	284	H30	276	282	295
	参加者数	人	31,222		11,630	18,392	32,750

・環境学習施設における講座・イベント参加者数、施設への団体見学者数の合算値

講座・イベント等の開催状況について、令和5年度はコロナ禍の影響が残り、令和6年度の目標値32,750人に対し参加者数18,392人（うち江東区環境フェア9,328人）だった。令和6年度は、江東区環境フェアをららぽーと豊洲と共催し、ららぽーと豊洲でイベントを行う等の工夫も実施した結果、コロナ禍前を超過する16,626人が参加した。引き続き、目標達成のためにさらに取り組みを推進しているところである。

①環境学習情報館運営事業

こどもから大人まで幅広い年齢層を対象に、様々な視点から環境を考えることをテーマに、講座・イベントを実施する。

ほかに区民の活動を支援するため、登録団体への研修室等の無料貸出や、団体見学の際など常設展示室の案内役として活躍するエコサポーター（区民ボランティア）の養成を行っている。

なお、ごみ戦争の宣言から50年を迎えるにあたり、ごみ戦争の教訓を風化させないため、常設展示室のごみ戦争紹介エリアを令和2年2月にリニューアルした。

【展示室利用状況】

（令和5年4月～令和6年3月）

	一般	団体	合計
大人	5,358	281	5,639
こども	2,791	634	3,425
計	8,149	915	9,064

＜情報発信＞

区のホームページ等で、イベントや講座の情報を発信している。

＜講座・イベント開催＞

土曜や休日、夏休みを中心に環境学習講座や環境イベントを開催している。令

和5年度は281事業の開催で、参加者数は5,698人(大人3,255人、こども2,443人)であった。

②環境フェア

環境保全への関心と理解を深めてもらうことを目的に、江東区の環境イベントとして実行委員会形式により、毎年環境月間である6月の第1日曜日に開催している。令和5年度は6月4日に開催し、来場者数は延べ9,328人(大人4,722人、こども4,606人)であった。

③エコリーダー育成(養成講座)

環境問題の解決に向けて、地域で積極的に環境保全活動を進めていく人材を育成するため、養成講座を開催している。令和5年度は、従来の養成講座を「初級編」として実施し、5人が修了した。また、「上級編」を実施し、延べ13人が参加した。

管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
		数値	年度	R4年度	R5年度	R6年度
エコリーダー養成講座 修了者数	人	409	H30	443	448	510

④江東エコキッズ事業

3才から中学生までのこどもを対象に、野外活動やワークショップを中心とした環境学習を実施している。参加したこどもたちにポイントを付与する「江東エコキッズクラブ」として、会員は令和6年3月末現在で1,635人(累計)である。

⑤カーボンマイナスこどもアクション事業

児童が環境について身近に考える機会とし、また、環境への配慮を保護者と一緒に生活の中で考える契機としている。区立全小学校(義務教育学校含む)の5・6年生児童が、環境月間(6月)の1か月間に、「環境に配慮した行動」を、CO₂削減効果に換算できるシートへ保護者と一緒に記録するもので、平成20年度から実施している(令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により希望校のみで実施)。令和5年度の参加人数は7,836人で参加率94.7%、期間中のCO₂削減量は約191tであった。

⑥江東区環境検定

「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向け、区民が環境について楽しみながら学び、自分事として考え、行動する力をつけるため、中学生を主な対象とした「江東区環境検定」を令和4年度より実施している。令和5年度における対象者は区内在住・在学・在勤で、オンラインでいつでも受検可能として、江東区の身近な環境から世界規模に

いたる範囲まで幅広い環境問題について60問出題、受検料無料で実施している。令和5年度は、区立中学2年生及び義務教育学校後期課程8年生を含め5,326人が受検した。江東区環境検定のホームページでは、公式参考書の他、対策問題集も掲載されており、PDFデータにてダウンロードも可能となっている。

【江東区環境検定の実施結果】

	R4 年度	R5 年度
登録者数	3,810 人	5,359 人
受検者数	3,099 人	5,326 人
(一 般)	568 人	2,912 人
(中学生※)	2,531 人	2,414 人
認定証獲得者数	2,891 人	4,956 人
認定証割合	93.3%	93.1%
表彰状獲得者数	552 人	1,227 人
表彰状割合	17.8%	23.0%
平均点(60 点満点)	46.0 点	47.3 点

※区立中学2年生及び義務教育学校後期課程8年生

⑦こどもエコクラブ

こどもたち(3才～高校生)の自主的な環境活動・学習を支援する「こどもエコクラブ事業」の地方事務局を平成12年5月から温暖化対策課に設置している。全国事務局(公益財団法人日本環境協会)から配布依頼を受けた環境活動用資料を区内の各クラブに送付する。令和6年3月末現在、温暖化対策課に登録される数は19クラブで、こども448人、サポーター(おとな)103人である。

⑧多様な主体が取り組むエコ意識の向上

区が目指すべき10年後の姿を、「すべての区民が江東区に愛着を持ち、積極的に自分達の住むまちの環境を守っています。」として、江東エコライフ協議会による区の環境施策の協議を通じた活動を実施している。

⑨江東エコライフ協議会

江東区環境基本計画における各施策の目標達成に向けた具体的行動を、区民、事業者及び区が、お互いに連携・協力して推進するため、平成22年7月に設置された。地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)第40条第1項に規定する地球温暖化対策地域協議会にあたるものであり、住民代表3名、事業者代表10名、関係団体3名、計16名で構成する。令和5年度は、令和5年5月・11月・令和6年3月に開催し、「カーボンマイナスこどもアクション」、「江東区環境検定」等、区の環境政策につい

て協議した。また、小学生と保護者を対象とする環境学習会を令和5年8月及び令和6年3月に開催した。

(4) その他の環境政策

① みどり・温暖化対策基金

清掃工場の有無やその処理能力の違いにより、23区に生ずるごみ処理量の不均衡について調整を図る「清掃負担の公平」制度に基づき、江東区は、ごみ処理量に応じた負担金を他区から受け取っている。令和2年11月には、特別区長会にて新しい算定方式を含む制度の大幅な見直しが合意された。区では、受け取った負担金を「みどり・温暖化対策基金」に積み立て、緑化や温暖化対策などに活用し、区民に還元している。

② 環境影響評価(環境アセスメント)について

東京都環境影響評価条例では、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある開発事業などに対し、予め環境への影響を予測・評価し、その内容について広く都民や関係自治体に意見を聞くことを事業者にも義務づけている。

江東区が関係自治体となった場合、環境保全の見地から区長への意見の提出と当該事業に関わる広報事務を行っており、令和5年4月から令和6年3月までに1件の意見提出を行った。

(5) 実施した監査手続

温暖化対策の事業を把握するために、関係法令、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。

- ① 温暖化対策に関連する事業が適切に計画され、実施されているかを把握するために、温暖化対策課を中心に担当者へのヒアリングを実施した。
- ② 温暖化対策に関連する事業の管理及び運用状況を把握するために関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者への追加質問を実施した。
- ③ とりわけ重要と考えられる地球温暖化防止設備導入助成については、次の通り手続を実施した。
 - (1) 地球温暖化防止設備導入助成事業に関する助成件数の計画目標と実績との対比での達成状況を、江東区作成の各種計画と実績報告資料を閲覧し、また計画作成や達成見通しなどに関して担当者への質問を実施した。
 - (2) 地球温暖化防止設備導入助成金の申請・交付に関連して、申請対象項目ごとに助成金交付要綱に準拠した交付手続が行なわれているかを把握するため、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
 - ・太陽光発電システム
 - ・CO₂冷媒ヒートポンプ給湯機
 - ・家庭用燃料電池装置

- ・エネルギー管理システム機器
- ・高反射率塗装
- ・蓄電池
- ・高断熱窓
- ・LED照明
- ・次世代自動車
- ・電気自動車等充電設備

(3) 地球温暖化防止設備導入助成金の申請者から提出される書類に対する確認や管理の状況について、担当者へ質問を実施した。

- ④ 環境学習情報館について、施設の管理状況及び運用状況を把握するため現地視察を実施した。

(6) 監査の結果及び意見

《指摘事項1》助成金申請時の他の助成金額の金額確認について

地球温暖化防止設備導入助成金の交付申請時には、申請書類(助成対象設備経費内訳書)に該当設備の「国等助成金額」を記載する。これは、「国等助成金額」と江東区からの助成金とを合算した金額が実支出額を上回る場合、江東区から支給する助成金の額は、実支出額から「国等助成金額」を控除した額となるためである(江東区地球温暖化防止設備(住宅用)導入助成金交付要綱の第5条第2項より)。このように、「国等助成金額」は、江東区から支給される助成金の金額決定に影響する重要項目である。

ここで、現状の申請書類では、助成対象設備経費は、助成対象設備経費内訳書に内容記載の上、江東区への根拠資料の提出が求められるが、「国等助成金額」は、申請者の自己申告による金額記載のみであり、根拠資料の提出は求めている。

国や東京都でも地球温暖化防止設備に対する助成制度があることから、併用して助成金申請する申請者は多く、助成金の不正受給や支給誤りを防止する観点から、「国等助成金額」についても、「助成金確定通知書」など金額関連書類の確認が重要と考えられる。

江東区地球温暖化防止設備(住宅用)導入助成金交付要綱(抜粋)

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 助成対象経費は、別表のとおりとする。

2 助成金の額は、別表に定める助成金の額又は助成対象経費の実支出額(以下単に「実支出額」という。)のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の場合における助成金の額は、別表に定める助成金の額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、国等助成金の額と別表に定める助成金の額とを合算した額が実支出額を上回る場合における助成金の額は、実支出額から国等助成金の額を控除した額とし、予算の範囲内で交付する。

4 同一の助成対象者に対する助成金の交付は、同一住宅(集合住宅については原則1管

理組合)につき、別表に掲げる経費区分ごとに申請日の属する年度及びその直近の過去4年度において1回に限るものとする。

5 助成金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

＜意見事項1＞「長期計画」と「環境基本計画」の目標値の不整合について

「環境基本計画」は「長期計画」の個別計画であり、各計画に記載の関連項目の目標値は整合すべきと考える。

ここで、地球温暖化防止設備導入助成事業について、「環境基本計画」では令和6年度の累計目標助成件数を定めており、この目標に対する令和5年度までの累計助成実績件数、及びその差から算出した目標のための令和6年度の要助成件数は、下表のとおりである。

他方、長期計画でも令和6年度の目標助成件数は定めているが、長期計画の目標件数に達しても、環境基本計画の令和6年度の累計助成目標件数に到達しない項目がある(表の網掛け部分)。

設備の種類	環境基本計画			長期計画
	R5 年度	R6 年度	目標への 要助成件数	R6 年度
	実績*	目標*		目標**
太陽光発電システム	707 件	1,261 件	554 件	101 件
高効率給湯機器等	1,757 件	2,855 件	1,098 件	200 件
エネルギー管理システム機器	92 件	500 件	408 件	26 件
高反射率塗装	525 件	401 件	達成済	105 件
蓄電池	287 件	400 件	113 件	101 件
高断熱窓	412 件	350 件	達成済	202 件
LED 照明	198 件	250 件	52 件	80 件
次世代自動車	772 件	330 件	達成済	300 件
電気自動車等充電設備	4 件	なし***	－	22 件
合計	4,754 件	6,347 件	－	1,137 件

*過去累計での助成件数

**単年度での目標助成件数

***令和4年度補正予算(第3号)で追加された

このように、「長期計画」と「環境基本計画」の目標値に整合していない部分がある。この理由として、「環境基本計画」では、計画策定時に目標を設定し、その間は目標数値を変更しないが、「長期計画」は、上述のとおり、行政評価の結果や社会状況の変化等に伴う見直しが毎年行われ、目標値も適宜更新されるためである。

目標値が整合していないと、あるべき目標値の所在がつかみづらく、計画の読み手の理解の阻害要因となりうる。よって、計画間の関連項目の目標値などは整合させることが必要と考えられる。

＜意見事項2＞「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」の2030年度に至る各年度の目標設定と達成見込みのモニタリングについて

江東区では、世界的な目標である2050年のゼロカーボンの実現を見据え、令和3年7月には、2050年までに温室効果ガス(主に二酸化炭素)の排出量をゼロにする、「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指すと表明した。それを受けて、これまでの取り組みをさらに加速させるため、2030年度における二酸化炭素削減量の削減目標を見直し、令和6年3月に、従来の「KOTO低炭素プラン」を改定し、「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」を新たに策定した。

同プランでは、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、長期目標としての2050年ゼロカーボンの達成及び、中期目標としての2030年度の二酸化炭素排出量の基準年度2013年度からの50%削減を目指している。目標達成のために7つの柱を設け、各々に複数の達成すべき指標を設定し、2022年度の実績値、2030年度の目標値を示している。

なお、本プランを含む令和7年3月策定予定の環境基本計画における施策の進捗状況については、定期的に点検・評価し、環境審議会への報告・意見聴取によるPDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施し、指標や取り組みは、江東区環境白書として毎年度とりまとめ、公表することとしている。

ここで、計画期間は2024年度から令和2030年度までの7年間であり、例えば下表のような形で、2022年度の実績値と2030年度の目標値は示されているが、そこに至るまでの各年度で達成すべき目標値はない。温暖化対策課にヒアリングした時点では、本プランの記載に基づき、各年度の目標数値に落とし込むようなことは実施されていないということであった。

【柱1 再生可能エネルギーへの転換の指標】

指標	2022年度 実績値	2030年度 目標値
太陽光発電システム助成件数(累計)	593	1,413
マンション建設における太陽光発電システム届出件数	11※ (参考値)	30
蓄電池助成件数(累計)	151	971
エネルギー管理システム機器助成件数(累計)	60	270

指標の進捗を客観的に計測するために、また、より緻密な計画見直しを実施するためには、指標ごとに、直線的な増加を想定しているのか、逡増的あるいは逡減的な増加を想定しているのか、シミュレーション等により、2030年度に至る各年度の達成目標を想定しておくことが望ましいと考える。

なお、他区や他県の例で、このようなプランで各年度の目標値を詳細に公表しているものは見当たらなかったが、一部計画の中間地点での達成目標を想定または推定しているものは見受けられた。

＜意見事項3＞助成目標件数の達成に向けた施策について

「長期計画」では『LED照明』の助成が、令和2年度以降継続して目標未達となっている。（前掲1. 地球温暖化防止設備導入助成事業、長期計画②から④の表より）

また、「環境基本計画」では、『太陽光発電システム』『高効率給湯機器等』『エネルギー管理システム機器』などが、令和6年度の累計目標助成件数と、この目標に対する令和5年度までの累計助成実績件数との対比で、大きな乖離がある。（前掲1. 地球温暖化防止設備導入助成事業、環境基本計画①の表より）

この点について、江東区では、事業周知のため、制度に関するチラシの作成、江東区広報板及び出張所内掲示板での掲示、町会・店舗・住宅展示場等への送付の他、江東区ホームページでのPRやこうとう区報への掲載などを行っている。

他方、本助成事業は国、東京都の助成金と併用可能となっている点、他区でも同様の制度があることから、他区での助成金の状況や江東区での申請実績を鑑み、制度の活用実績が低い設備の種類については、適宜、助成金額の引上げや他設備への助成額の転用など、制度見直しに向けた検討を行うことも有用と考えられる。

＜意見事項4＞チーム江東・環境配慮推進計画の管理指標と目標値の大幅見直しの必要性について

江東区も一事業者として、令和2年3月に令和2～11年度を計画期間とする「チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）」を策定し、資源・エネルギー消費量削減及び温室効果ガス（主にCO₂）排出量抑制の目標を定め、環境負荷低減に取り組んでいる。目標は江東区役所の二酸化炭素排出量の削減であり、目標値は基準値である平成30年度比で、令和6年度に5%削減、令和11年度に10%削減するとしている。二酸化炭素排出量は、令和5年度は、24,082t-CO₂であり、平成30年度の36,386t-CO₂に対し33.8%減で、計画開始年度の令和2年度から引き続き目標（34,567t-CO₂）を下回っている。

ただし、目標値が令和2年3月の計画から見直されていないため、令和6年3月に策定した、前述の「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」の目標数値15,380t-CO₂とは、下表のとおり、大幅な乖離が生じている。

【江東区役所の二酸化炭素排出量の目標値と実績値】

値の種類	基準値	目標値	実績値	実績値	新目標値
年度	平成30年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	2030(令和12年度)
数値 (t-CO ₂)	36,386	34,567	25,351	24,082	15,380 (※)
出典	チーム江東・環境配慮推進計画	チーム江東・環境配慮推進計画	江東区の環境白書(令和4年度)	温暖化対策課資料	ゼロカーボンシティ江東区実現プラン

(※) 基準年度(2013(平成25)年度)の実績値(30,759t-CO₂)の50%削減

なお、「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」では、7つある柱の一つとして、「公共施設における脱炭素化を」掲げ、指標を下記のとおり定めている。

【柱1. 再生可能エネルギーへの転換の指標】

指標	2022年度 実績値	2030年度 目標値
庁有車の低公害車導入率(%)	93.8	100
新電力からの電力購入(件)	115	150
街路灯等のLED化改修基数(基)	786	1,000
江東区役所のCO ₂ 排出量(t-CO ₂)	30,759 (※)	15,380 (50%削減)

(※) 基準年度(2013(平成25)年度)の実績値

江東区では、新しい目標値と、上記の大枠に基づき、令和6年度に、「チーム江東・環境配慮推進計画」について、新たな計画として策定し、新たな目標値や取り組み等を設定する予定である。この際、達成目標が大幅に修正されて厳しいものとなっているため、取り組みの強化とともに、前掲した従前の全管理指標について、指標及びその目標値が二酸化炭素排出量15,380t-CO₂を達成するために必要十分なものであるか、見直すべきである。併せて、江東区も一事業者として、目標必達に向けた取り組みの強化策や行動計画を全庁的に周知徹底し、率先して目標達成への姿勢を示すことが必要である。

＜意見事項5＞随意契約の際の業者推薦の理由の明確化について

江東区環境検定は、令和4年度を対象にプロポーザル方式による随意契約により業者選定した。令和5年度においては、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当するとし、業者推薦書に、「令和4年度、プロポーザルの総合得点で最も高得点であった該当業者に業務委託し、適切なシステム構築、事業運営が行われており、令和5年度においても、構築したシステムや事業運営のノウハウを生かした優れた委託業務の実施が見込まれる当該業者を推薦することとしたい。」旨のみ記載され、随意契約が実施されている。

区の実務研修テキストには、「随意契約理由は第三者が見て、他者ではできないことを客観的に説明できる内容でなければならない」とされており、上記の記載をもって、他者ではできないことを客観的に説明しているとまでは言い難いと思料する。また、令和4年度の業者のパフォーマンスについては、区として、システム構築・事業運営等に関する評価を詳細には実施していない。

契約を更新するにあたっては、仕様書の記載事項及びプロポーザルに記載された事項が実際に実施され、目的とした効果が発現されており、契約を再度締結するにふさわしいか、改めて評価・記録したうえで、他者ではできない理由をより具体的に記載することが望ましい。

<意見事項6>環境活動を担う若い世代の育成について

江東区では、環境教育・学習の推進について、前掲の通り、環境学習講座、環境フェア、エコリーダー養成講座、江東エコキッズ、江東区環境検定等、幅広い層への教育・学習のため様々な事業を展開している。新しい試みにも積極的に取り組んでおり、令和4年度から実施している江東区環境検定は、23区で初の事業であり、受検者も順調に増加している。

一方で、環境活動を担う団体(環境学習情報館の登録団体)の数は減少傾向にあり、活動の主体となっている人たちの高齢化も進む中で、区では地域で活動し、活性化を担う若い人材の育成に努めている。具体的には16歳以上を対象に実施しているエコリーダー養成講座がそれにあたり、実際に養成講座修了者が地元団体に活躍している。ただし、管理指標となっている養成講座の修了者数については、令和6年度の目標値510人に対し、令和5年度は修了者が5人であり、累計実績448人と、達成が難しい状況である。令和4年度から上級編も設け、意識が高い人材の学習意欲にもこたえているが、特に次世代を担う人材への手厚い支援による裾野の拡大が望まれる。

例えば、区立中学校2年生及び義務教育学校後期課程8年生は、授業の中で環境検定に取り組んでいるが、高得点者及び関心の高い層が、さらに関心をもって、座学から実地での環境学習に取り組むよう、エコリーダー養成講座の年齢層を下げて誘導する、あるいは準備講座を用意し、案内する等の施策も考えられる。

<意見事項7>図書の情報共有について(環境学習情報館)

環境学習情報館では、情報コーナーにて、環境に関する書籍や資料(蔵書約1,000冊)を閲覧することができ、一部を除き、書籍の貸出しも実施している。50音順リストによる書籍の台帳管理、貸出票による貸出し管理は適切に実施されているが、蔵書に関する情報は図書館等とは連携していない。また、児童向けの書籍が中心ではあるものの、貸出し及び閲覧の頻度も高いとはいえない状況である。

関連する図書の所蔵が図書館のシステムで確認できず、環境学習情報館における貸出冊数も限定されていることは、区民へのサービス提供、そして蔵書の有効活用の観点から疑問が残る。よって、オンラインでの図書の検索、図書館が貸出し中の場合の相互の融通等、利用者の利便をさらに図るために図書館の情報と連携することが望ましい。

2. 環境保全課

環境保全課は、環境美化係、指導係、調査係からなっており、建設工事、工場及び指定作業場の事業活動や人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動または悪臭等の公害から区民の健康を保護し、まちの美化への啓発を通じて生活環境を保全することを目的としている。

主な事業として、東京都環境基本条例、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」という。)、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法等に基づき、各種認可、届出審査、苦情対応、環境調査、発生源規制、環境保全の推進に関する広報等の業務及び「江東区みんなでまちをきれいにする条例」等に基づく美化推進事業を行っている。

(1) みんなでまちをきれいにする運動事業

① みんなでまちをきれいにする運動(一斉清掃)

江東区では、まちの美化活動の一環として、区民・事業者などと協働して、道路・公園など地域を一斉に清掃している。昭和62年度より開始し、春と秋の年2回実施している。

区民や在勤者等が参加団体として登録の上、歩道・公園等の清掃を行い、江東区は清掃用具の配布とごみの回収を行っている。

年度	実施日	清掃場所	参加団体数	参加人数
令和5年度 秋	令和5年11月12日	歩道・公園・緑地帯等	197団体	9,987人
令和5年度 春	令和5年5月28日	歩道・公園・緑地帯等	248団体	13,270人
令和4年度 秋	令和4年11月6日	歩道・公園・緑地帯等	250団体	13,093人
令和4年度 春	令和4年5月22日	歩道・公園・緑地帯等	217団体	13,077人

② 条例啓発及び美化啓発(ミニ駅頭)キャンペーン

江東区では、平成21年7月1日に「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行し、以前から禁止していたポイ捨てに加え、歩きタバコ(自転車等による移動中を含む)も区内全域で禁止となっている。

「江東区みんなでまちをきれいにする条例」の基本的理念に基づき、まちの環境美化の推進を目的として、区報で公募した条例推進委員と共に、歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止の呼びかけ、清掃活動等を行い、美化意識の向上を図っている。また、企業・商店街・町会等の協力を得て、条例推進委員と共に主要駅頭で美化啓発キャンペーンを行っている。

③ 歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止の路上表示

区内主要駅周辺の歩道などに多言語による「歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止」の表示を行い、喫煙者のモラルの向上とマナーアップを図っている。

④歩行喫煙・ポイ捨て等防止のパトロール

江東区内の「禁煙重点地区」では、指定時間内の路上喫煙(立ち止まっただけの喫煙)も禁止となっており、「禁煙重点地区」を中心に、歩行喫煙等禁止パトロール指導員が区内全駅周辺を巡回し、違反行為を注意・指導している。

なお、禁煙重点地区とは、指定時間内(7時から9時まで及び17時から19時まで)の路上喫煙(立ち止まっただけの喫煙)も禁止となる地区のことであり、江東区では、混雑時の駅出入口周辺における立ち止まっただけの喫煙も危険であるとの考えから、乗降客数の多い、以下の10駅周辺を「禁煙重点地区」に指定している。

【禁煙重点地区】:

亀戸駅、住吉駅、森下駅、清澄白河駅、南砂町駅、東陽町駅、木場駅、門前仲町駅、新木場駅、豊洲駅

⑤喫煙所点検管理

環境保全課が管理している喫煙所(潮見駅・南砂町駅(駅改築工事のため平成29年4月より休止)・辰巳駅・新木場駅)の清掃等を行っている。

⑥カラス・ドバト・ウミネコ対策

【相談業務】

カラス被害に対して、主に巣の撤去、落下雛の回収、清掃事務所によるごみ散乱防止用ネットの貸し出しの案内、専門業者の紹介等を行っている。

ドバト被害に関しては、主に餌やりの自粛依頼、専門業者等の紹介を行っている。

ウミネコ被害に関しては、事前の対策についての説明やリーフレットの配布を行っている。

相談件数(令和5年度)

カラス	ドバト	ウミネコ
128 件	130 件	123 件

※1人の相談で相談内容が複数に渡る場合あり

【ウミネコ被害防除】

ウミネコの群れは主に4月から7月下旬、緑化されたマンション等の屋上に集団で巣を作り、産卵・繁殖する。大量のフンや昼夜続く大きな鳴き声など、マンション周辺住民の日常生活を脅かす被害が江東区内で発生している。

その対応として、江東区では、被害防止対策に関するリーフレットの配布や、

被害状況の調査や助言、巣の撤去、卵の採取、雛の捕獲などの対応を行っている。

(2) アダプトプログラム事業

江東区アダプトプログラムは、区民等で組織された団体が、区道、区立公園等の一定の区域を養子に見立て、我が子を想うような愛情を持って定期的に清掃するボランティア活動を行っている。江東区では、腕章・帽子・ビブス・火ばさみの貸与、専用ゴミ袋の提供や活動に関する相談対応などにより、清掃活動を支援している。

※アダプトとは「養子縁組をする」という意味。

【活動種類・状況(令和5年度)】

活動種類	活動開始	活動頻度	参加団体数 (令和6年3月時点)
わがまち江東きれいに活動	平成14年度	週1回	55団体
わがまち江東・月いちアダプト	平成18年度	月1回	131団体
わがまち江東・私もアダプト	平成27年度	年数回	65団体

(3) 美化推進ポスターコンクール事業

江東区では、まちの美化への関心を高め、理解を深めてもらうことを目的として、毎年、区立小・中学校・義務教育学校の児童・生徒を対象とした「みんなでまちをきれいにするポスターコンクール」を開催している。児童・生徒から応募された作品より、審査のうえ区長賞・入賞・佳作を選出し表彰を行い、受賞作品は総合区民センター、豊洲シビックセンター、江東区文化センター等に展示した。また、区長賞3作品を使った階段シートを作成し、都営新宿線住吉駅に設置した(令和5年10月29日～11月25日)。

【応募実績・審査結果(令和5年度)】

- ・応募数:584作品(小学生185作品・中学生399作品)
- ・審査結果:区長賞3作品・入賞11作品・佳作20作品

(4) 環境汚染の意識啓発と防止事業

江東区では、これまで取り組んできた環境汚染対策をさらに充実させるとともに、モニタリングによって長期的な傾向を把握している。また、その結果を区民にわかりやすく情報発信することで、環境汚染対策への意識向上などを図っている。

①法令・条例に基づく許可・届出等

【環境確保条例に基づく許可、届出】

環境確保条例は、工場公害を防止するため認可制度をとり、工場の設置、変更に係る事前の認可申請によって、条例に定める各種規制基準に適合することを認可要件としている。認可された工場は完成したのち、認定検査に合格してはじめて操業を開始できる。また、工場に該当しないが、特に公害発生のおそれのある特定

の事業所を指定作業場と認定し、その設置、変更について、届出を義務づけている。このほか、石綿含有材料を使用する建築物の解体工事等についても、事前の届出を義務づけている。

(認可、届出状況(令和5年度))

申請・認定種別	設置	変更
工場認可申請	5 件	14 件
工場認定	3 件	9 件
指定作業場届出	42 件	7 件
申請・認定種別		届出
石綿含有建築物等工事に係る計画届出		39 件

【騒音規制法、振動規制法に基づく届出】

騒音規制法ならびに振動規制法は、工場等に設置される設備・機械のうち、プレス機械、印刷機等の著しい騒音・振動を発生させ得るものを特定施設と定め、その設備につき届出を義務づけている。また、建設工事に伴って発生する騒音・振動等を規制するため、くい打機、さく岩機等を特定建設作業と定め、その使用につき作業開始の7日前までの届出を義務づけている。

(各種届出の状況(令和5年度))

届出種別	騒音規制法	振動規制法
特定施設設置	9 件	5 件
特定建設作業	523 件	320 件

【大気汚染防止法に基づく届出】

大気汚染防止法では、建築物の解体等作業における特定粉じん(石綿)の飛散を防止する措置に関する届出を義務づけている。区では除去等工事前に飛散防止措置に関する現地立ち入り検査を行っている。

また、事前調査は、全ての建物(建築物・工作物)の解体・リフォーム・改造・補修工事が対象であり、報告対象となる工事は、届出を義務付けている。

(各種届出・立入検査の状況(令和5年度))

- ・特定粉じん(石綿)の飛散を防止する措置に関する届出:39件
- ・石綿事前調査結果報告:届出件数 5,047件、立入検査数 377件

【公害に関する苦情・相談対応】

公害に関する苦情の受付・相談は、区内の環境の現況を反映し、その適切な処理は、苦情の解消を図るとともに、環境保全の観点からも重要である。苦情の申立てに対しては、現地調査をし、環境確保条例またはその他公害関係法令の基準を

守るよう発生源に対する指導等を行い、解決と再発防止に努めている。

(現象別の苦情・相談件数)

現象	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ばい煙	11件	6件	6件
粉じん	15件	25件	34件
有害ガス	0件	0件	0件
水質汚濁	2件	3件	5件
土壌汚染	0件	1件	0件
騒音	30件	37件	34件
振動	6件	14件	4件
地盤沈下	0件	0件	0件
悪臭	51件	55件	44件
その他	4件	0件	3件
合計	119件	141件	130件

※複数の現象が発生する場合があるので、発生源別の合計値と一致しない。

(発生源別の苦情・相談件数)

発生源	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工場	17件	7件	9件
指定作業場	5件	7件	1件
建設作業	31件	42件	51件
一般	45件	68件	51件
合計	98件	124件	112件

指定作業場: 工場以外で公害が発生するおそれがある事業場

一般: 商店、飲食店、一般家庭等、工場・指定作業場・建設作業以外の発生源

②主な環境測定調査等

(大気汚染調査等)

調査名	調査内容 (令和5年度)	調査結果の主な公開項目(江東区HP)
大気汚染常時測定	大気中の汚染物質を常時測定。 ・区内3測定局(東陽・豊洲・亀戸)で、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向・風速を測定。 ・区内1測定局(東陽)で、二酸化硫黄、光化学オキシダントを測定。	・各測定地点での測定数値 ・環境基準達成状況
臨海部二酸化窒素簡易調査	・臨海部の開発に伴う大気汚染の影響把握のため、臨海部(9地点)における大気中の二酸化窒素の簡易調査を、年1回実施。	・調査地点での測定数値(最小値・最大値・平均値など)
交差点等自動車排出ガス調査	・自動車からの排出ガスによる大気汚染の影響把握のため、区内の主要5交差	・調査地点での測定数値(最小値・最大値・平均値など)

調査名	調査内容 (令和5年度)	調査結果の主な公開項目(江東区HP)
	点で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を測定。 ・延べ10地点で、春期と秋期の年2回、1地点につき1週間調査を実施。	・環境基準達成状況
アスベスト調査	・アスベストによる一般環境の汚染状況把握のため、年1回、3地点で、一般環境のアスベスト濃度を調査。	・調査地点での測定数値
ばい煙調査	・ばい煙発生施設を有する事業所(ごみ処理施設)を対象に環境確保条例の規制基準への適合状況を調査。 ・ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等の調査を年に1回実施。	・調査事業所数 ・調査施設数 ・基準適合施設数 ・基準不適合施設数
事業所燃料調査	・大気汚染物質の一つである硫黄酸化物を減少させるため、工場等の事業所で使用する重油中の硫黄含有率が環境確保条例の規制基準に適合しているかを調査。 ・年1回、調査対象となる燃料(重油)を使用している区内の事業所(2事業所)の硫黄含有率を調査。	・対象事業所数 ・基準適合事業所数 ・基準不適合事業所数
ベンゼン調査	自動車の排ガス等に含まれるベンゼンによる大気汚染把握のため、年2回、区内主要幹線道路の3地点で、大気中のベンゼン濃度を調査。	・各測定地点での測定数値 ・環境基準達成状況

(水質調査等)

調査名	調査内容 (令和5年度)	調査結果の主な公開項目(江東区HP)
事業所排水調査	・事業所から河川や海などの公共用水域に排出される水が、環境確保条例で規制されている基準を満たしているか確認するため、年2回排水調査を実施。 ・事業所2地点で、COD、全窒素、全りんなどを調査	・調査項目 ・検体数 ・基準への適否の状況
地下水調査	区内の井戸(定期観測3地点)において、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等の有害物質の状況把握のため、年1回、地下水を調査。	・各測定地点での測定数値等 ・環境基準適合状況
河川水質調査	水質状況把握のため、年4回、区内河川12地点及び海域3地点で、BOD、COD等を調査。	・各測定地点での測定数値等 ・環境基準適合状況

調査名	調査内容 (令和5年度)	調査結果の主な公開項目(江東区 HP)
河川底質調査	河川や運河の水環境把握のため、年1回、区内河川5地点で、河川底質(ヘドロ)中の重金属等の有害物質を調査。	・各測定地点での測定数値等 ・基準が定められている有害物質は、基準適合状況
ダイオキシン類調査	江東区環境基本計画に基づき、年1回、区内河川5地点で、河川水質及び底質中のダイオキシン類を調査。	・各測定地点での測定数値等 ・環境基準適合状況
下水汚泥焼却灰混練物調査	・下水汚泥焼却灰混練物とは、下水処理場の水処理過程から発生する汚泥を、焼却処理等し、飛散防止及び安定化を図るためセメントと水を混合したもの。 ・区は、東京都下水道局との協定(昭和51年)に基づき、江東区地先の埋立地(中央防波堤埋立処分場)に搬入する下水汚泥焼却灰混練物を採取し、毎月2回有害物質を検査。	・基準値の超過の有無 (定性的な記載のみ)

(その他調査)

調査名	調査内容 (令和5年度)	調査結果の主な公開項目(江東区 HP)
自動車の騒音・振動測定	・騒音・振動対策の一環として、区内幹線道路沿線21地点で騒音、19地点で振動を測定。 ・自動車騒音対策のため、区内幹線道路7区間で、基準点における24時間騒音調査、背後地騒音減衰調査、交通量調査、評価区間内の住戸数等の沿道状況等を調査	・各測定地点での測定数値等(評価個数など) ・環境基準適合状況等
水鳥生息調査	区内の水鳥生息状況把握のため年5回、公園等5地点で、水鳥の種類と出現数について調査。	・各調査地点で確認できた水鳥の種目、観察個体数など
ヒアリ等モニタリング調査	江東区南部地域である豊洲・有明・東雲地区の区立公園等18施設で年2回調査(令和5年度のみ)。	・調査地点 ・ヒアリ類の確認の有無(全て無し)

③アスベスト分析調査助成金交付

江東区では、アスベストによる健康被害が社会問題化する中、区民の不安の解消と健康・安全の確保に向け、平成18年4月から、区内の建築物におけるアスベスト分析調査費用の一部を助成している。

(アスベスト分析調査助成事業概要)

項目	内容
対象者	・区内に建築物を有する中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く) ・区内に建築物を有する個人 ・区内にある分譲共同住宅の管理組合
助成対象経費	・アスベストを含有している可能性のある吹付け材又は保温材等が使用されている区内の建築物について、専門調査機関によるアスベスト分析調査に要する費用
助成内容	・分析調査費用の2分の1以内(助成限度額:10万円) ※建築物1棟につき1回限り
助成実績(令和5年度)	・助成件数:25件

④ハクビシン・アライグマ等対策

江東区では、区民生活の環境被害を防止するためにハクビシン及びアライグマの防除等の対策を行う事業として、専門業者に委託して捕獲等の対応を実施している。

令和5年度の捕獲・処分件数は2件であった。

(5)実施した監査手続

- ① まちの美化推進事業、環境汚染の意識啓発と防止事業を適切に実施しているかを把握するために関係法令、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② まちの美化推進事業、環境汚染の意識啓発と防止事業に関連する委託業務について、委託業者の選定から契約及び委託業務内容の適切性に関する所管課の確認がされていることを、関連資料等の閲覧並びに担当者への質問により確認した。
- ③ アスベスト分析調査助成金の申請・交付に関連して、助成金交付要綱に準拠した交付手続きが行なわれているかを把握するために関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。

(6)監査の結果及び意見

<意見事項8>下水汚泥焼却灰混練物調査結果のホームページでの公開状況について

江東区では、主な環境測定調査の測定結果を区のホームページで公開している。ここで、下水汚泥焼却灰混練物調査を除き、各測定地点での測定数値や環境基準適合状況について公開している。他方、下水汚泥焼却灰混練物調査では、「年間を通して基準値の超過はみられなかった」旨の記載のみで、定量的な数値などの公開はされていない状況であった。分析結果報告書を確認したところ、各検査項目の分析の結

果の記載が、「定量下限値未満」の項目が大部分なため、上記の記載になっていると想定される。

今後の分析において、現状でも「セレン又はその化合物」は、定量的な分析数値がわかっていることから、今後、他の項目でも具体的な分析数値が算出された場合には、定量的な測定結果をホームページで公開することが望まれる。

<意見事項9>鳥獣害に関する対応のホームページでの掲載場所について

江東区では、カラスやウミネコなどの鳥害に関する対策は、江東区ホームページ上の「環境保全」のカテゴリーの中で公開されている。他方、ハクビシン・アライグマの対策は、「ペット・動物」のカテゴリーの中で公開されている。

ハクビシン・アライグマなどによる獣害も、鳥害同様、「環境保全」のカテゴリーに分類されるべきと考えられる。また、ホームページの利用者目線でも鳥獣害は、同じカテゴリーにあるほうが、わかりやすいと考えられることから、掲載場所の見直しの検討が望まれる。

【カラスやウミネコなどの鳥害に関する対策のホームページでの掲載場所】



【ハクビシン・アライグマなどの獣害に関する対応のホームページでの掲載場所】



＜意見事項10＞野鳥のエサやり禁止への対応強化について

環境対策の観点からも、鳩などの野鳥へのエサやり禁止に関する啓発を引き続き区全体で行うとともに、条例制定についての検討など対応を強化されることを望む。

現在江東区内の公園においては、「エサやり禁止」の看板が立てられ対策は取られているものの（下記の亀戸二丁目公園写真参照）、依然として鳩等へのエサやりがみられる。とりわけ、公園において特定の時間にエサをやる人と近隣住民の軋轢が生じている。鳩にエサをやると繁殖回数が増えて個体数が増加し人を恐れなくなったり、公園や道路が糞や羽毛で汚れ、遊んだりすることができなくなる。また、鳩の数が増えることにより、生態系への影響が懸念される。現在、動物愛護法第25条1項では「周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。エサやりの結果、環境が害された場合にその改善を求めることができる」としているが、野鳥へのエサやり自体には罰則はない。近年東京都大田区(https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/kankyoku/karasu/kyuji_jyourei.files/hatokarasu.pdf)、千葉県習志野市(2025年4月施行予定)などで、鳩のエサやり防止条例が制定されるに至っている。なお、エサやりについては公園以外でも道路や河川でも行われているので、区全体で取り組みを実施されることを望む。



(亀戸二丁目公園のエサやり禁止の啓発看板例 令和6年10月20日 監査人撮影)

＜意見事項11＞主管課契約における特命随意契約の契約締結事務について

地方公共団体の契約は、競争入札が原則であり、任意の特定の相手方を選択して契約できる随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から9号までに定める9つの場合に限られている。

江東区では、随意契約を締結する場合でも、基本的には2者以上から見積書を入手し、競争性を確保するようにしているが、競争性を確保できないやむを得ない理由がある場合に限り、1者随意契約(特命随意契約)を締結している。この特命随意契約を締結する場合、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証できるよう、明確な推薦理由が求められている。

契約締結事務において、主管課が契約事務準備を行い、経理課で処理する契約については、特命随意契約による推薦理由などを経理課にて確認を受けることになる。一方、主管課が契約事務準備を行い、主管課で処理する契約については他の部署で確認を受ける機会はないものの、特命随意契約であることの理由並びに業者の選定理由や契約に至った経緯、契約金額等について第三者から疑義が生じないように、稟議書等で残しておくことが望ましい。

3. 清掃リサイクル課

清掃リサイクル課は、江東区が行う清掃リサイクル事業の総合調整、ごみ減量のための普及・啓発、資源化事業を行っている。

清掃事業は、首都東京における重要な課題であると同時に、本区臨海部がごみの埋立処分場になって以来、ごみ問題の解決に長年にわたって取り組んできた本区にとっても、区民の生活環境を守り、より良いまちづくりを進める上で極めて重要な課題である。本区では、ごみの「自区内処理の原則」と「迷惑負担公平の原則」を基本とした長期的・総合的なごみ対策の確立を従来から主張し、東京のごみ問題解決のための社会的警鐘を鳴らし、積極的に取り組んできたところである。

平成12年4月、地方自治法等の改正により清掃事業が東京都から特別区に移管され、各区の責任の下、「より区民に身近な清掃事業」が始まった。令和4年3月に「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、持続可能な資源循環型地域社会の形成に向けた取り組みを行っている。

(1) 清掃リサイクル事業

清掃リサイクル課は、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的に、一般廃棄物の適正処理や分別方法の普及啓発を行う課である。資源回収や集団回収活動の支援、有料ごみ処理券の発行、廃棄物処理業者の許可・指導、浄化槽の設置・管理など、多岐にわたる業務を担う。地域住民や事業者と連携し、環境負荷の低減と循環型社会の実現を目指している。

令和5年度における主な事業は以下のとおりである。

事業	予算現額(円)	決算額(円)	執行率	主な事業内容
使わなくなった机・椅子等を利用した海外支援事業	175,000	58,386	33.4%	区立の小・中学校等で使わなくなった机・イス等を修理し必要とする国へ提供することにより、こどもたちの「物を大切にすること」「他者を思いやる心」を育成することを目的とした、区・NGO・NPOの三者協働による海外支援。
一般廃棄物処理基本計画推進管理事業	2,090,000	2,068,000	98.9%	江東区一般廃棄物処理基本計画の進行管理に用いるごみ組成の分析・調査等。
清掃一部事務組合分担金	2,267,458,000	2,267,458,000	100.0%	ごみの中間処理を行う東京二十三区清掃一部事務組合の分担金及び廃棄物運搬請負契約に関する事務、一般廃棄物処理業等許可事務を行う東京二十三区清掃協議会に対する負担金。
ごみ減量推進事業	9,328,000	7,865,455	84.3%	ごみ減量推進のため、清掃関連施設等の見学、環境フェアや区民まつり等への参加、ガイドブックの配布、資源・ごみ分別アプリの配信、生ごみ減量に向けた堆肥化資器材等の貸与、区内飲食店を対象とした「食べきり協力店登録事業」等により、清掃・リサイクル事業を普及、啓発。 4年度は、フードドライブ常設窓口を2か所から17か所へ

				増設するほか、スーパー等の資源店頭回収実施状況を調査し、区 HP で周知することで、資源リサイクルを推進。
有料ごみ処理券管理事業	38,793,000	34,452,095	88.8%	有料粗大ごみ処理券及び事業系ごみ処理券の印刷と交付。 5年度は、10月の廃棄物処理手数料改定に伴う新券の印刷及び発行。
一般廃棄物処理業者等指導事業	274,000	273,020	99.6%	一般廃棄物処理業者等に対し、立入検査等を実施し、事業系一般廃棄物の適正処理を行うよう指導。
資源回収事業	445,210,000	440,950,678	99.0%	びん・缶・ペットボトル等の資源物の再商品化。 回収量： びん・缶・ペットボトル 7,906t プラスチック 2,431t 発砲スチロール 229t 乾電池 87t 蛍光管 29t 古着 108t 小型家電 5t 粗大ごみ回収家電 363t 5年度より、新たに製品プラスチックの資源回収を開始し、容器包装プラスチックとの一括回収を実施。
集団回収団体支援事業	85,390,000	74,011,704	86.7%	集団回収実施団体に対して、回収量に応じた報奨金を支給。 回収量:10,957t 実施団体数:729団体(1月～12月の回収団体数)
集団回収システム維持事業	7,469,000	5,406,880	72.4%	市況の変動で集団回収が影響を受けないよう調整するため、回収業者に雑誌回収量に応じた奨励金を支給。 雑誌回収量:2,687t
本庁舎外施設資源回収事業	20,006,000	19,463,188	97.3%	区役所の本庁舎以外の施設から排出される古紙・びん・缶・ペットボトル・蛍光管・乾電池・プラスチックを回収。

不燃ごみ資源 化事業	99,284,000	98,250,006	99.0%	ごみ減量及び埋立処分量の削減と資源化率向上のため、収集する不燃ごみ全量の資源化を実施。
エコ・サイクル 基金	340,763,000	340,763,000	100.0%	古紙売払収入・分別回収資源売払収入・基金運用収入を原資とし、循環型社会の推進及び都市生態系の保全に寄与する事業の財源とするための積立て。 5年度充当事業「不燃ごみ資源化事業」に9,825万円拠出。

(2) 実施した監査手続

- ① 清掃リサイクル課の所管する事業が適切に実施されているかを把握するために関係法令、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 清掃リサイクル課の所管する事業が効果的、効率的に実施されているかを把握するために関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ③ 清掃リサイクル課の所管する事業に関連する関係帳簿、台帳等の管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

(3) 監査の結果及び意見

<意見事項12> 委託業務に係る仕様書の遵守について

区の水銀含有廃棄物収集運搬及び再資源化業務委託における仕様書では、水銀を適正に処理するため、「毒物劇物製造業登録票」及び「毒物劇物販売業登録票」の提出に加え、処理施設に「毒物劇物取扱責任者」を設置することを義務付けている。この点について、区の担当者に質問したところ、年度当初に責任者の設置状況を口頭で事業者を確認しているとの回答があったが、確認に関する証跡が残されておらず、業務の透明性や信頼性の観点から課題が残る状況である。そのため、「毒物劇物取扱責任者の設置」に関する確認を口頭だけで済ませず、確実に記録に残す仕組みを構築する必要がある。具体的には、年度ごとに受託者から責任者の設置を証明する書面等の提出を求めるとともに、適切に保存しておくことが望ましい。また、責任者の設置状況や登録票の有効性を確認するため、必要に応じて現地確認や監査を行い、確認プロセスにおける信頼性を高めることが重要である。

<意見事項13> 委託内容と齟齬のない契約書の件名について

プラスチック製容器包装資源に係る中間処理業務について、委託契約書の件名は「プラスチック製容器包装資源化業務委託」となっているが、その内容は実際には「中間処理」である(以下、仕様書抜粋)。

(仕様書2概要)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、区が回収・運搬したプラスチック製容器包装を全量引き取り、同法の分別基準に従って選別し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の規定に従って圧縮・梱包・保管を行い、再商品化事業者へ引き渡す。

このように、委託契約書の件名「プラスチック製容器包装資源化業務委託」は、仕様書に記載された具体的な業務内容と齟齬がある可能性がある。仕様書では、本委託業務は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、区が回収・運搬したプラスチック製容器包装を全量引き取り、分別基準に従い選別し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の規定に基づき圧縮・梱包・保管した上で、再商品化事業者へ引き渡す「中間処理」に係る業務であるとされている。

このため、仕様書に基づく「中間処理業務」という業務範囲が中心となる委託内容であり、現在の件名は業務内容を正確に反映していない可能性が高い。したがって、契約書の件名は業務内容を正確に表現し、齟齬をなくするために「プラスチック製容器包装中間処理業務委託」など、仕様書で求められる中間処理業務の実態を反映した名称に改めるべきである。これにより、契約書の件名と委託内容の整合性が確保され、契約文書としての透明性や信頼性が向上するとともに、関係者間での誤解や運用上の混乱を防ぐことが期待される。

＜意見事項14＞プラスチックの一括回収について

令和5年10月から、江東区では燃やすごみとして収集していた「製品プラスチック」のリサイクルを開始し、容器包装プラスチックと合わせた一括回収をスタートしている。この取り組みは、①プラスチックごみによる環境問題への対応、②燃やすごみの減量による最終処分場の延命化、③焼却処分によるCO₂発生量の減少を目的としている。開始にあたり、令和5年6月から案内チラシを全戸に配布し、7月には地区住民説明会・出張説明会を実施した。また、9月には「こうとう区報」リサイクル特集号を配布し、10月から新しい「資源・ごみの分け方出し方」冊子を区施設で配布するなど、事前の啓発活動を行った。しかし、令和5年度においては、仕様書で予定された処理数量 2,417,000kg(容リプラ 1,734,000kg、製品プラ 683,000kg)に対して、実績は 1,469,510kg(月別の処理実績は以下参照)にとどまり、目標を大きく下回る結果となった。案内チラシや説明会、区報の配布といった活動は実施されたものの、区民全体にリサイクルの重要性や分別方法が十分に浸透していなかった可能性があり、引き続き、区民への情報提供を通じて理解を広める必要がある。今後の対策として、案内チラシや説明会に加え、SNSや地域イベントを活用して、リサイクルの重要性や分別方法を繰り返し周知する方法や、「ごみ分別アプリ」の活用を促す方法などが考えられる。「ごみ分別アプリ」は外国語対応(英語・中国語・韓国語)もされており、より多くの区民に活用されることが期待される。さらに、収集・処理実績データを分析し、低回収率の地域を特定した上で重点的な対応を行うことが望ましい。

(参考) 月別の処理実績 (kg)

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実績処理量	241,900	245,220	255,010	250,430	228,700	248,250	1,469,510

＜意見事項15＞プラスチック製容器等再資源化支援事業補助金の補助金申請見積額と実績値の乖離について

区では、プラスチック製容器等再資源化支援事業補助金に関して、補助金交付決定額が 52,805,000 円であったのに対し、確定額が 28,255,000 円にとどまり、大きな差が生じている。主な要因として、補助金申請時に製品プラに係る資源化量を過大に見積もっていたことが挙げられる。区の回答によれば、令和3年度のごみ・資源量及び組成調査結果を基に積算を行ったものの、①令和5年度時点でのごみ・資源回収量の減少、②組成調査における分別協力率の見込み不足や汚れ付着品の含有、さらにはサンプル偏差の影響により、想定量と実際の資源化量に乖離が生じたとしている。この結果、補助金確定額が交付決定額を大きく下回る形となった。

今後の対応としては、積算の基礎データを最新のごみ・資源回収量に基づき更新すること、分別協力率を考慮に入れた精緻な積算方法を採用すること、さらにはサンプル数を拡大して組成調査結果の精度を向上させることが求められる。これにより、補助金申請額と実績の乖離を防ぎ、正確な予算計画を実現することが期待される。

＜意見事項16＞エコ・リサイクル基金に係る中長期計画について

区では、区民から回収した古紙、びん、缶、ペットボトルなどを売却し、循環型社会の推進及び都市生態系の保全に寄与する事業の財源として「江東区エコ・リサイクル基金」を積み立てている。令和6年5月末現在、基金残高は21億4,830万282円である(区のホームページより)。

この基金は、資源の売却などを通じて得られた収益を基に運用されており、環境保護やリサイクル推進のための事業に充当されることが想定される。しかしながら、具体的な使途や運用方法についての詳細な情報は公表されておらず、また、区の担当者からは、「基金の充当先は財政課との協議を通じて調整されているものの、中長期的な基金計画は策定していない」との回答であった。

この点、基金の活用目的や成果についての説明責任が十分果たされない場合、透明性が低下し、区民や関係者からの信頼が損なわれる懸念があるため、基金の活用についての明確な方針を示し、計画的な活用を行うことが望ましい。

＜意見事項17＞エコ・リサイクル基金の運用について

エコ・リサイクル基金(令和6年5月末時点の残高21億4,830万282円)は、現在、国債等での運用は行われていない。江東区エコ・リサイクル基金条例第3条第2項では、「基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に換えること

ができる」と規定されている。「運用収入等一覧(区から入手)」によれば、令和5年度の運用収入は定期預金及び普通預金による利息収入として 993,721 円にとどまっている。今後は、国債等による運用についても積極的に検討し、基金をより効果的に活用することが望まれる。

＜意見事項18＞家庭用生ごみ処理機購入費助成事業について

区では、ごみ減量を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入費用に対する助成事業を実施しており、1世帯あたり最大2万円を補助している。令和5年度には100世帯(予算200万円)を助成対象として見込んでいたが、実際には111世帯が申請・利用し、予算を上回る需要が発生したことから、区民にとって高い関心を集め、有効な施策であることが確認されている。しかしながら、現行の規模では全ての希望者を満たせず、今後さらに関心が高まった場合、助成を受けられない世帯が増加する可能性があり、区のごみ減量推進の効果や区民への公平性の観点で課題となる。こうした状況を踏まえ、例えば、今後、助成規模を拡大することが必要である。また、予算確保に向けて、事業の成果としてのごみ減量効果を数値化・可視化し、事業の意義を明確化することで、区議会や関係機関の理解と協力を得る取り組みを進めるべきである。これにより、区全体のごみ減量推進と持続可能な資源循環型社会の実現に向けた基盤を強化することが期待される。

＜意見事項19＞区民参加型プログラムの拡充について

区では、区民のリサイクル意識向上を目的として、様々な取り組みを実施している。代表的な取り組みとして、「リサイクル講座」があり、資源循環の重要性を学ぶ機会を提供している。令和5年度には千葉県富津市のプラスチック資源化工場を見学する内容で開催され、82名(65組)の応募があった。この中から抽選で29名(23組)が当選し、当日は26名(21組)が参加した。一方で、リサイクル講座の開催頻度が年1回にとどまり、参加枠が限られている点が課題として挙げられる。具体的には、応募者82名に対し、当選者が29名に限られているため、参加希望者に十分な機会を提供できていない。また、現地見学を中心とした形式であるため、時間や移動の制約がある区民が参加しづらい状況も見受けられる。これらの課題に対処するためには、リサイクル意識向上の取り組みを多様化し、より多くの区民に参加機会を提供することが重要である。多様な形式の講座やオンライン参加の導入など、幅広い区民が参加できる仕組みを整え、リサイクル意識の普及を図る必要がある。

【令和5年度リサイクル講座の内容】

- (1) 日時: 令和6年3月22日(金)10時～16時半
- (2) 見学先: エム・エム・プラスチック(株)富津プラスチック資源化工場(千葉県富津市新富66-1)

(3)応募・受講者

- ・区内在住の方(小学生以上)を対象に募集(抽選)
- ・募集期間:3月1日～3月13日
- ・応募者総数:82名(65組)
- ・当選者数:29名(23組)
- ・当日参加者:26名(21組)
- ・当日の様子



4. 清掃事務所

清掃事務所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、江東区清掃リサイクル条例に基づき、廃棄物を適正に収集・運搬するとともに、廃棄物の発生を抑制し、再利用・再資源化を促進することで、清潔で快適な生活環境を保つことを目的とした業務を行っている。

平成12年4月1日、東京都からの事業移管で、深川、城東の2清掃事務所が江東区の所管となった。その後、平成16年4月に江東区清掃事務所として、管理部門の一本化を図る組織統合を行い、潮見庁舎、亀戸庁舎として引き続き2所体制で収集部門を運営してきた。平成18年11月、潮見庁舎敷地内に建設した新庁舎への移転を機に、施設・収集部門を統合し、1所体制となった。

平成19年10月には、サーマルリサイクルのモデル収集を開始し、平成21年3月、燃やすごみ、燃やさないごみの分別を大きく変更するとともに、新たに、発砲スチロー

ル及び容器包装プラスチックを資源としてごみ集積所で回収する事業を実施し、ごみの減量と資源活用に一層取り組んできた。また、平成28年9月より、電池類及び蛍光管等の集積所回収を実施し、水銀含有廃棄物の適正処理を推進した。さらに、令和5年10月より、容器包装プラスチックとプラスチック素材100%の製品プラスチックを一括回収し、プラスチックの資源循環を推進している。

(1) 事業の概要

清掃事務所は、主に、家庭ごみや資源ごみの収集・運搬、粗大ごみの収集受付・処理などを行っている。ごみの適正処理やリサイクル推進を通じて、環境保全と地域の快適な暮らしに貢献している。

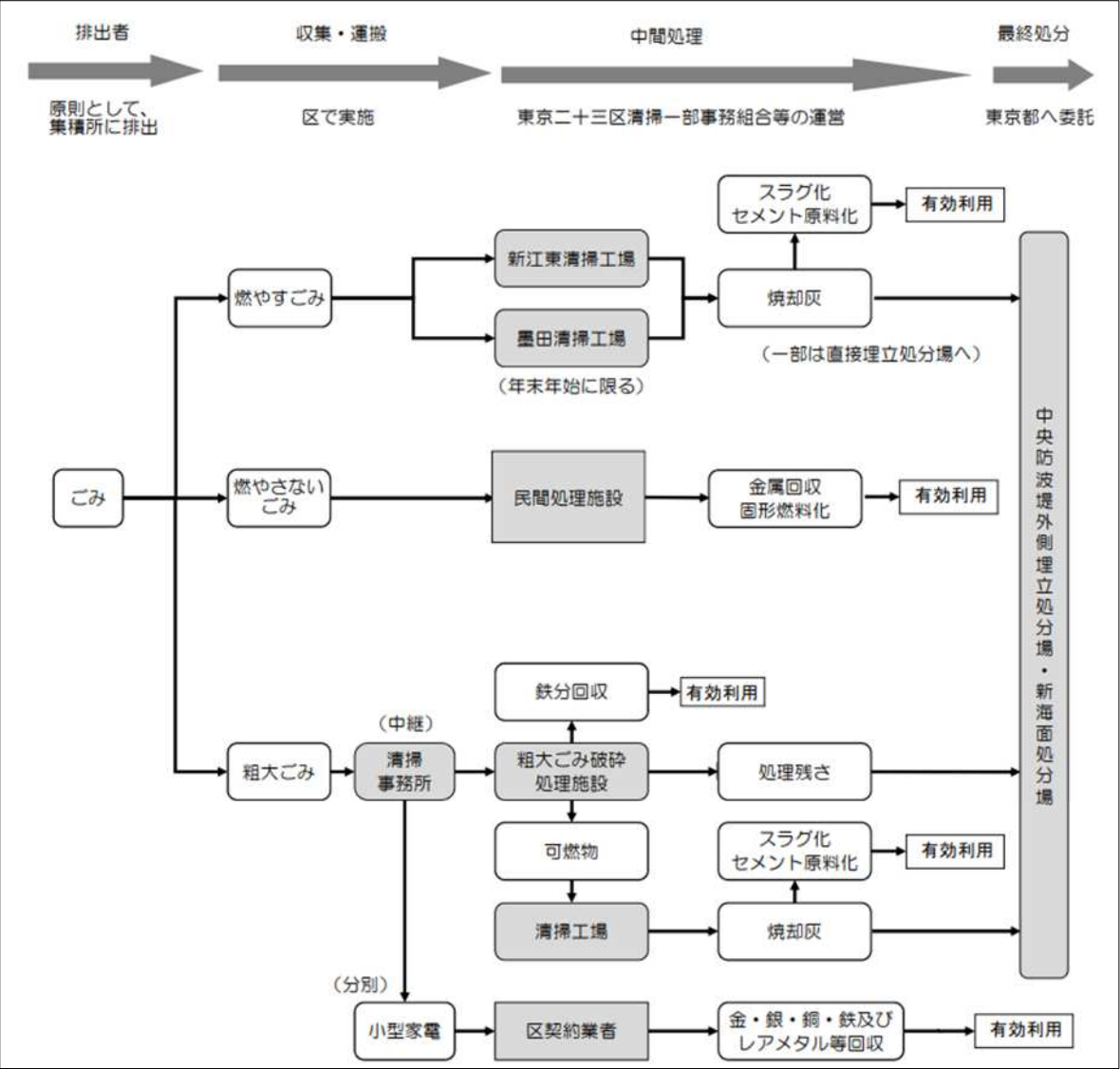
令和5年度における主な事業は以下のとおりである。

事業	予算現額(円)	決算額(円)	執行率	主な事業内容
みんなでまちをきれいにする運動事業	321,000	207,262	64.6%	一斉清掃で排出されたごみの収集運搬。
清掃事務所管理運営事業	73,976,000	61,887,700	83.7%	清掃事務所の維持管理及び清掃事業の運営。
ごみ減量推進事業	1,856,000	1,552,320	83.6%	清掃施設見学会を実施(4回102人)。
粗大ごみ再利用事業	82,000	79,900	97.4%	ごみ減量啓発のため、収集した粗大ごみを再生し、イベント時に有償により提供。
ごみ収集運搬事業	1,939,117,000	1,869,042,948	96.4%	家庭、事業所から出るごみの収集運搬。 【回収量】 燃やすごみ:82,507t 燃やさないごみ:2,297t 粗大ごみ:3,791t
動物死体処理事業	13,061,000	10,309,200	78.9%	自己処理できないペット等動物死体の有料処理及び都道・区道上の動物死体処理。 処理件数:813頭 内訳:有料処理(344頭)、都道(109頭)、区道(297頭)、未収(不明63頭)
有料ごみ処理券管理事業	1,910,000	1,511,188	79.1%	粗大ごみ処理券、事業系ごみ処理券の取扱店徴収委託費用。40店舗。

事業	予算現額(円)	決算額(円)	執行率	主な事業内容
ごみ出しサポート事業	10,000	9,698	97.0%	清掃職員が対象者宅の玄関先に出されたごみを戸別収集。(対象者 1,012 人)
清掃車両管理事業	20,919,000	17,298,670	82.7%	清掃車両の維持及び運行。保有台数:小型プレス車 7 台、軽貨物車 7 台、連絡車 5 台、広報車 1 台
大規模事業用建築物排出指導事業	1,393,000	1,150,769	82.6%	事業用途に供する床面積の合計が 3,000 m ² 以上の建築物の所有者等を対象とした各種届出、立入調査、指導、講習会を実施。排出指導の立入調査件数 109 件。
資源回収事業	1,294,556,000	1,265,856,361	97.8%	びん・缶・ペットボトル、古紙等の資源物の分別収集。 回収量:古紙 5,795t、びん・缶・ペットボトル 7,906t、プラスチック 2,431t、発泡スチロール 229t、乾電池 87t、蛍光管 29t。 5 年度より、新たに製品プラスチックの資源回収を開始し、容器包装プラスチックとの一括回収を実施。資源抜き取り防止パトロール委託料。

また、ごみ処理及び資源の流れは以下の通りである。

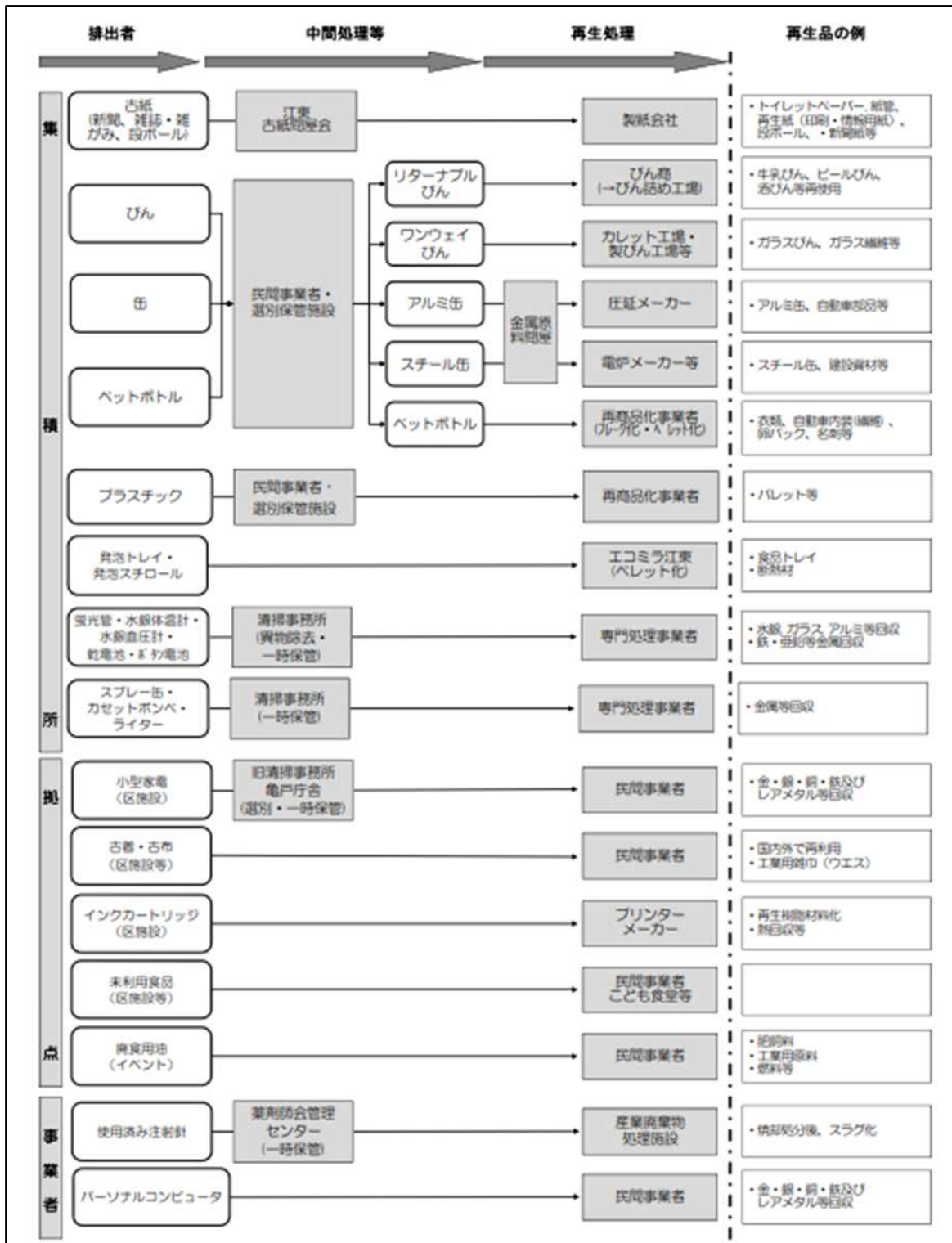
(ごみ処理の流れ)



(出所: 令和6年度江東区一般廃棄物処理実施計画)

* 臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理している。

(資源の流れ)



(2) 実施した監査手続

- ① 清掃事務所の所管する事業が適切に実施されているかを把握するために関係法令、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 清掃事務所の所管する事業が効果的、効率的に実施されているかを把握するために関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ③ 清掃事務所の所管する事業に関連する関係帳簿、台帳等の管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

(3) 監査の結果及び意見**＜意見事項20＞小型プレス車の供給に余裕をもった契約スケジュールの設定について**

小型プレス車(ごみ収集車)の供給に係る契約(契約方法:指名競争入札)について、令和5年度当初に契約締結請求を行ったものの、開札時に納期内の履行困難を理由に不調となった。これを受け、令和5年度補正予算要求で、予算現額から小型プレス車3台分の当初予算を減額補正するとともに、5年度から6年度までの債務負担行為を設定することとなった。

予算は単一年度で完結するのが原則だが、1つの事業や事務が単年度で終了せずに後の年度においても「負担＝支出」をしなければならない場合には、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておく(＝債務負担行為)ことが認められるが、本件契約については、契約締結請求時点での仕様や納期の検討が不十分であった可能性がある。具体的には、供給契約に必要な市場調査等が不足していた結果、履行困難が判明し不調となったと考えられる。そのため、適切な仕様や納期を事前に確認する体制の構築が望ましい。

＜意見事項21＞資源物抜き取り防止に係るパトロール業務の仕様書に即した業務実施の確認について

区では、資源物抜き取り防止に係るパトロール業務を業者に委託しており、パトロール中に抜き取り行為を発見した場合、仕様書では、「区内の資源・ごみ集積所をパトロールし、抜き取り行為者に対し、その行為についてビデオカメラでの動画撮影、ボイスレコーダーによる音声録音、制止要請及び「収集・運搬禁止報告書」又は「資源物抜き取り禁止注意書」の交付を行う」旨が規定されている。

この点、令和5年4月1日に実施された資源物抜き取り防止パトロールの実施結果報告表によると、抜き取り行為が1件発見されたが、仕様書に記載された対応であるビデオカメラによる動画撮影やボイスレコーダーによる音声録音、さらに「収集・運搬禁止報告書」または「資源物抜き取り禁止注意書」の交付が行われておらず、対応内容は「指導」との記載にとどまっており、具体的な記録が残されていない状況が確認された。区の担当者からの説明によれば、当該事案ではホームレスによる抜き取り行為を現認したものの、現場では撮影を行う時間がなく、口頭による指導にとどまったとのこと

である。この状況は、仕様書に定められた業務内容に沿った対応が行われたとまでは言えず、パトロール業務が適切に実施されているか、今後の対応のあり方を見直す必要があると考えられる。具体的には、抜き取り行為の記録方法や対応手順の徹底について再度周知を図り、仕様書に基づく業務遂行が確保されるような改善策が求められる。

＜意見事項22＞資源回収に係る委託料の算定について

区では、資源回収事業に係る雑誌の資源化を業者に委託している。当該契約における業務指示書では、委託先業者が搬入された古紙のうち雑誌以外の資源可能物（新聞、段ボール等）を積極的に選別することが求められているが、資源化委託料は雑誌の重量に応じて支払われる仕組みとなっているため、業者にとって選別作業を行う直接的なインセンティブが不足している。特に、委託先業者（古紙問屋）では重機を使用した効率的な処理が優先され、選別作業に必要なスペースや人員の確保が難しいという物理的制約がある状況である。この点、区の担当者からは、集積所からの収集時に、収集業者がある程度分別をしながら収集している旨の回答があった。集積所からの収集時に収集業者が一定の分別を行っていることは評価できるが、その段階での選別精度には限界があり、最終的な資源化率向上には不十分であるものと考えられる。今後は、委託先業者が選別作業を積極的に実施できるよう、資源化委託料において雑誌以外の資源可能物の分別量や努力を反映した評価基準を設けることが有効である。引き続き、収集業者との連携を強化し、収集段階から分別を徹底することで、全体の資源化効率を大幅に向上させる体制を構築することが望ましい。

＜意見事項23＞積載効率のモニタリングについて

区の資源回収委託業務では、区民が排出した資源物を定期的に回収し、指定場所へ搬入することを目的としており、委託料は車種ごとの稼働台数に基づき算定されている。効率的な費用執行の観点からは、1台あたりの回収効率を高めることで稼働台数を削減しつつ、回収量を維持することが理想とされている。しかし、令和3年度に軽小型貨物車の過積載が発覚し、翌年度の調査でも相当数の過積載が確認された結果、令和4年度中に1台増車する対応が取られた。このような状況は、安全性や業務効率の観点で課題を残しており、回収車両の運用体制に問題があると言える。今後は、過積載防止を徹底するために積載量の監視システムの導入や、委託料の算定方法を積載効率や回収実績を反映する仕組みに改めることが必要である。また、回収ルートや頻度の見直しを行い、業務全体の効率化を進めることで、安全性と費用対効果の向上を図るべきである。

Ⅱ．土木部

土木部は、管理課、道路課、河川公園課、施設保全課及び地域交通課で構成されている。安全で住みよい環境づくりをめざし、道路・公園等の公有地の適正化、道路の新設・補修及び維持管理、橋梁の改修、水辺の散歩道の整備、公園・児童遊園の整備及び維持管理、緑化推進、交通安全、放置自転車対策、公共交通等の事務事業を分掌している。

1. 管理課

管理課は、管理係、用地係、境界確定係、CIG推進係及び事業推進担当で構成されている。事務事業としては、部の庶務、部事業計画の進行管理、部予算の執行計画、建設工事統計調査、屋外広告物及び特殊車両通行の許可等、公共用地の取得・用途変更及び払下げ、公有地の適正化、道路等の各種基本調査、公共用地の境界確定等、道路の認定・廃止及び区域変更等、道路幅員証明、道路台帳平面図等の交付、地籍調査、緑化推進、工事関係基準類の調整等を行っている。

(1) みどりのボランティア活動支援事業

「江東区みどりのボランティア活動支援要綱」第4条で区が支援するみどりのボランティア活動として掲げる活動のひとつである、コミュニティガーデン活動を支援する事業である。コミュニティガーデンは、区立公園、区施設、区道等に区が設置した花壇のうち、所定の承認を受けたボランティア団体が管理する区域をいう。

コミュニティガーデン活動は、5名以上のボランティア団体により、区のコミュニティガーデンで花やみどりを育成して、景観の向上を図るとともに、参加者相互の交流を深める活動である。区は、この活動を支援するため、花苗や堆肥、園芸器具などを提供している。また、アドバイザーの派遣や見学会、新たな活動団体を立ち上げるための講座などのイベントも実施している。



(豊洲六丁目公園内 監査人撮影)



(潮見駅前付近 監査人撮影)

【令和5年度における予算・決算額・執行率】

予算現額	決算額	執行率
9,227,000 円	8,583,696 円	93.0%

【令和5年度の支出額の内訳】

(所属別事業別歳出一覧表より)

科目	細目	支出額(千円)
需用費	消耗品費(※)	5,677
	修繕料	1,494
役務費	郵便料	45
委託料	事務・業務委託料	1,345
使用料及び賃借料	自動車・駐車場使用料	13
	会場・器具使用料	7
合計		8,583

(※)主に花苗、肥料などの資材の購入

【ボランティア活動団体数及び活動人数の推移について】

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
活動団体数	43	48	52	60	66	76
活動人数	1,083	1,263	1,325	1,466	1,508	1,471

上記のとおり、区のコミュニティガーデンのボランティア活動団体数及び活動人数はともに増加傾向にある。

〈区の支援について〉

区は、コミュニティガーデン活動に対して、具体的に以下のような支援を行っている。

(資材等の提供)

- ・看板の設置
- ・園芸器具、肥料などの提供
- ・花苗の提供(春と秋の年2回)
- ・リサイクルたい肥「つつひめ」の提供

〈イベント等の実施〉

- ・アドバイザーの派遣(希望団体へアドバイザーを派遣し、現地で植替え等のレクチャーを実施)
- ・見学会(散歩しながら区内のコミュニティガーデンをめぐる見学会を年2回実施)
- ・交流会(団体間での交流を図るための交流会を年5回実施(内、地区ごとの交流会3回))
- ・ボランティア講座(新たな活動団体を立ち上げるための講座(全4回)を実施)

見学会やボランティア講座の参加者募集は、こうとう区報やホームページで周知している。また、区の支援事業はボランティア団体である「みどりネットKoto」のサポートを受けて実施している。

(2) CITY IN THE GREEN民間緑化推進事業

管理課CIG推進係におけるCIG民間緑化推進事業では、「みどりのコミュニティづくり講座」としてベランダガーデニング講座を年4回実施している。また、マンション単位での講座として、CIG推進キャンペーン「ベランダ緑化講座」を年4回、「交流会」を年3回実施している。

【令和5年度における予算・決算額・執行率】

予算現額	決算額	執行率
7,940,000 円	7,810,645 円	98.4%

【令和5年度の支出額の内訳】

科目	細目	支出額(千円)
需用費	消耗品費	1,045
役務費	郵便料	12
委託料	事務・業務委託料(各講座の運営に係る委託料)	6,703
使用料及び賃借料	会場・器具使用料	49
合計		7,809

(所属別事業別歳出一覧表より)

【両講座の運営委託の内容について】

委託名	みどりのコミュニティづくり講座運営委託	CIG 推進キャンペーン「ベランダ緑化講座」運営委託
目的	「江東区みどりの基本計画」に基づき、みどりを育む活動に関心を持ってもらい、地域での緑化活動やコミュニティづくりをはじめることができる人材を育てること。	「江東区みどりの基本計画」に基づき、マンションのベランダ緑化などでの花づくりの活動を活性化させることで、みどりを育む機運を高め、みどりを通じたコミュニティづくりとCITY IN THE GREENの実現につなげること。
内容	「ベランダガーデニング講座」を開催して、マンションのベランダ等での緑化活動を推進するとともに、みどりを通じたコミュニティづくりを進めている。 「ベランダガーデニング講座」は、以下の8つのテーマから年間4つ	江東区では、マンションでのベランダ緑化普及を図るため、ベランダ緑化事業を実施している。区内の住宅のうち、共同住宅の占める割合が80%を超えている江東区では、マンションのベランダ(バルコニー)で花と緑を育て、増やしていた

	を選択し、4地域でそれぞれのテーマの講座を開催している。 ア ハーブ イ 野菜 ウ 果樹 エ 寄せ植え(コンテナガーデン) オ バラ カ エディブルフラワー キ ハンギングバスケット ク その他(区と十分協議のうえ決定すること)	だくことで、緑豊かなまちなみが実現されることを目指している。 モニターとして参加してもらえるマンションには、集会室等に講師を派遣し、出張講習会を開催する。 花の植え方、育て方のアドバイスをするとともに、ベランダ緑化を行うためのルールやマナー等についても指導してもらっている。
受講者	区報等により、1講座に対して定員25名を公募で募集	区内の同一マンション内の複数名のグループ
受講者の自己負担金	テキスト、材料費や資料代等として3,000円～6,000円の範囲内	無料
委託費の推移 (税込み)	令和2年度 2,709千円 令和3年度 2,709千円 令和4年度 2,888千円 令和5年度 2,888千円 令和6年度 2,888千円	令和2年度 2,420千円 令和3年度 1,889千円 令和4年度 3,420千円 令和5年度 3,815千円 令和6年度 4,311千円
委託先	NPO法人	NPO法人
契約方法	特命随意契約	特命随意契約
特命随意契約の理由(業者推薦の理由)	1 平成12年度、みどりの委員(有償、区長委嘱)の廃止から無償のボランティア団体(みどりネットKoto)の立ち上げの移行期において、その仕組みづくりや運営に関わった中間支援NPO法人である。 2 江東区のみどりのボランティア活動運営、区民主体のみどりのまちづくりなどに詳しく、営利団体ではカバーできない充実した事業企画及びきめ細かい事業運営できる。 3 都立公園をはじめ複数の公園花壇でコミュニティガーデナー育成講座を実施しており、単なるガーデン整備でなく、人材の育成等の複合的な要素を盛り込んだ講座運営を実施することができる。 4 過年度の委託において、幅広いみどりの人脈を活かし、講座	1 水彩都市の実現をテーマに、常に水辺と緑を一体のものとして考え、日頃からマンションの管理組合、管理会社等と連携を深め、住民自らのマンションの運営・管理に造詣が深い区内のNPO法人である。 2 理事長は造園と植栽の専門家であり、団体の理事には造園やまちづくりの専門家がおり、専門性や実行力に富み、区内で多くの活動実績がある団体である。 3 江東区のみどりのボランティア運営、区民主体のみどりのまちづくりなどに詳しく、営利団体ではカバーできない充実した事業企画及びきめ細かい事業運営ができる。

	における講師は、江東区みどりの基本計画への理解が深い著名人で構成されており、受講者からは好評を得ている。	
--	--	--

(区より提供された資料より監査人が作成)

【みどりのコミュニティづくり講座運営委託の委託料の内訳(令和6年度)】

(単位:円)

項目	細目	単価/日	日	人数/回数	金額
講師費	講師	72,000	0.5	12	432,000
	事前準備費用	36,000	0.5	4	72,000
	小計				504,000
人件費	コーディネーターB	32,000	1	13	416,000
	コーディネーターC	26,000	1	13	338,000
	補助スタッフ(内部)	16,000	1	13	208,000
	補助スタッフ(外部)	16,000	1	26	416,000
	スタッフ事前準備費用(内部)	10,000	1	6	60,000
	スタッフ事前準備費用(外部)	10,000	1	6	60,000
	小計				1,498,000
その他	チラシ作成	30,000	1	5	150,000
	ニュースレター発送費	84	1	250	21,000
	資料印刷費	10,000	1	4	40,000
	クラフト等材料費	12,000	1	1	12,000
	小計				223,000
直接経費 合計					2,225,000
間接経費(直接経費の18%)					400,500
小計					2,625,500
消費税					262,550
合計					2,888,050

(区より提供された資料より監査人が作成)

【CIG推進キャンペーン「ベランダ緑化」運営委託の委託料の内訳(令和6年度)】

(単位:円)

項目	細目	金額
1運営委託費	(1)新規モニターマンションの募集及びベランダ緑化講習会の実施(4回)	465,800
	(2)継続モニターマンションベランダ緑化講習会(4回)	383,800
	(3)交流会(年3回)	374,400
	(4)ニュースレターの作成、郵送(年3回)	478,050

項目	細目	金額
	(5) キャンペーンの実施(年6回)	694,200
	(6) 事務局会議(年6回)	140,400
	(7) 報告書作成費	128,800
	(8) その他諸経費(運搬費、コピー代、交通費等)	533,090
	小計	3,198,540
2材料費	(1) 新規モニター用花材(4回)	244,000
	(2) 継続モニター用花材(4か所)	79,200
	(3) 交流会用花材(3回)	90,600
	(4) キャンペーン(6回)	241,600
	(5) 諸経費	65,540
	小計	720,940
計		3,919,480
消費税		391,948
合計		4,311,428

(区より提供された資料より監査人が作成)

(3) みどりのまちなみづくり事業

土木部管理課CIG推進係におけるみどりのまちなみづくり事業では、保護樹木・保護樹林の維持管理費用の助成、緑化計画書提出の窓口としての業務、生垣・屋上緑化工事に対する費用の助成を行っている。

【令和5年度における予算現額・決算額・執行率】

予算現額	決算額	執行率
2,621,000 円	1,108,214 円	42.3%

執行率が42.3%と低かった主な要因は生垣・屋上緑化助成が0件であったことによる。

① 保護樹木・保護樹林制度について

地域のランドマークとなる歴史ある樹木や社寺の緑を確保する目的で、区が保護樹木・保護樹林を指定し、所有者又は管理者(以下、「所有者等」という。)に対し、その保全に係る維持管理の経費の助成を行っている。

保護樹木・保護樹林の指定数の推移は以下のとおりである。

年度	保護樹木(本)	保護樹林(箇所)
令和元年度	160	2
令和2年度	159	2
令和3年度	158	2
令和4年度	157	2
令和5年度	154	2

(区からの提供資料より)

区では、航空写真を使用した調査や現地調査を実施し、江東区みどりの条例施行規則第8条記載の以下の基準を満たした樹木を保護樹木等として指定している。

江東区緑の条例施行規則(抜粋)	
(保護樹木の指定基準)	
第8条 条例第10条第1項の保護樹木の指定基準は、次に掲げるとおりとする。	
(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること。	
ア 高さが12メートル以上であること。	
イ 地表から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であること。	
(2) 樹林については、その樹木の存する土地の面積が500平方メートル以上あり、健全であること。	

保護樹木等の助成基準及び助成額は以下のとおりである。

区分	基準	助成額
樹木	1本につき	年額 5,000 円
	1所有者 2本以上の場合、1本増すごとに	年額 3,000 円
樹林	1,000 平方メートルまで	年額 2 万円
	1,000 平方メートルを超え、100 平方メートル増すごとに(100 平方メートル未満の端数は100 平方メートルに切り上げ)	年額 500 円

江東区みどりの条例第11条では「保護樹木の所有者等は、その保護樹木が常に良好な状態を保つように努めなければならない。」とされている。区は保護樹林等の保全に係る維持管理の経費の助成をしていることから、保護樹林等の現況を定期的に把握していく必要がある。この点、区から提出された「保護樹林調査表」を閲覧し、令和5年11月に全件調査済であることを確認した。

監査人は独自にサンプリングした保護樹木について、現物と「保護樹木調査表」の指定番号との一致を確認した。また、保護樹木には保護すべき樹木であることがわかるよう、樹木に標識がつけられていることを確認した。



(富岡八幡宮内 監査人撮影)



(東陽六丁目付近 監査人撮影)

現在、江東区で保護樹木等として指定されている樹木等の内訳と助成金額等は以下のとおりである。

No.	所在地	指定年月日	指定樹木数	指定樹林面積	助成金額	助成金内訳		
1	富岡1丁目	S. 50 3 1 S. 60 2 20 S. 50 3 1	15 本 3 本	1,320 m ²	¥78,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 1 本 + 20,000 × 1 本 +	3,000 × 14 本 = 3,000 × 3 本 = 500 × 4 本 =	¥47,000 ¥9,000 ¥22,000
2	亀戸3丁目	S. 50 3 1 S. 51 2 10 S. 63 2 1	1 本 9 本 10 本		¥62,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 本 = 3,000 × 9 本 = 3,000 × 10 本 =	¥5,000 ¥27,000 ¥30,000
3	亀戸3丁目	S. 50 3 1 S. 51 2 10	6 本 3 本		¥29,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 5 本 = 3,000 × 3 本 =	¥20,000 ¥9,000
4	亀戸3丁目	S. 50 3 1	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
5	亀戸3丁目	S. 50 3 1 S. 56 12 1 S. 60 2 20	1 本 4 本	3,132 m ²	¥48,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 + 20,000 × 1 本 +	3,000 × 本 = 3,000 × 4 本 = 500 × 22 本 =	¥5,000 ¥12,000 ¥31,000
6	南砂7丁目	S. 50 3 1 H. 元 2 1	1 本 5 本		¥20,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 本 = 3,000 × 5 本 =	¥5,000 ¥15,000
7	白河1丁目	S. 50 3 1	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
8	千田12	S. 50 3 1	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
9	深川2丁目	S. 51 2 10	3 本		¥11,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 2 本 =	¥11,000
10	森下1丁目	S. 51 2 10	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
11	亀戸2丁目	S. 51 2 10 H. 25 1 24	6 本 3 本		¥29,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 5 本 = 3,000 × 3 本 =	¥20,000 ¥9,000
12	大島3丁目	S. 51 2 10 S. 61 2 1	11 本 4 本		¥47,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 10 本 =	¥35,000
13	北砂3丁目	S. 51 2 10	2 本		¥8,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 1 本 = 3,000 × 本 =	¥8,000 ¥0
14	北砂2丁目	S. 52 1 20 H. 2 1 23	2 本 2 本		¥14,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 1 本 = 3,000 × 2 本 =	¥8,000 ¥6,000
15	深川2丁目	S. 52 1 20 S. 63 2 1	1 本 5 本		¥20,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 本 = 3,000 × 5 本 =	¥5,000 ¥15,000
16	南砂4丁目	S. 55 11 1	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
17	東砂6丁目	S. 55 11 1 H. 元 2 1	2 本 4 本		¥20,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 1 本 = 3,000 × 4 本 =	¥8,000 ¥12,000
18	猿江2丁目	S. 56 12 1 H. 21 12 1	1 本 2 本		¥11,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 0 本 +	3,000 × 本 = 3,000 × 2 本 =	¥5,000 ¥6,000
19	大島2丁目	S. 58 3 1	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
20	木場6丁目	S. 58 3 1 S. 63 2 1 H. 14 6 21	2 本 1 本 1 本		¥14,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 1 本 = 3,000 × 1 本 = 3,000 × 1 本 =	¥8,000 ¥3,000 ¥3,000
21	大島7丁目	H. 12 6 22	4 本		¥14,000	5,000 × 0 本 + 5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 = 3,000 × 3 本 =	¥0 ¥14,000
22	三好1丁目	S. 63 2 1	4 本		¥14,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 3 本 =	¥14,000
23	亀戸1丁目	H. 11 7 16	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
24	木場1丁目	H. 16 4 30	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
25	白河4丁目	H. 19 10 1 H. 21 3 1	3 本 3 本		¥20,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 2 本 = 3,000 × 3 本 =	¥11,000 ¥9,000
26	千石1丁目	H. 19 11 1	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
27	東陽2丁目	H. 20 1 1 H. 20 1 1	1 本 13 本		¥44,000	5,000 × 1 本 + 5,000 × 本 +	3,000 × 本 = 3,000 × 13 本 =	¥5,000 ¥39,000
28	東陽6丁目	H. 22 12 1	6 本		¥20,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 5 本 =	¥20,000
29	東砂7丁目	H. 27 7 1	1 本		¥5,000	5,000 × 1 本 +	3,000 × 本 =	¥5,000
	保護樹木		154 本		¥520,000			
	保護樹林		2	4,452 m ²	¥53,000		合計	¥573,000

(区より提出された資料を監査人が加工)

②緑化計画書提出について

江東区みどりの条例第8条によると、「規則で定める規模以上の敷地について規則で定める建築行為等を行おうとする者は、事前にその行為に係る敷地の緑化に関する計画書（以下「緑化計画書」という。）を区長に提出し、認定を受けなければならない。」とされている。

「江東区緑化計画の手引き」によると、250㎡以上の敷地の建築工事の場合と250㎡以上の一団の土地の宅地開発の場合に分けて、下記のとおりそれぞれの基準に適合するように緑化しなければならないとされている。

(250㎡以上の敷地の建築工事の場合)

1) 地上部、2) 建築物上、3) 接道部をそれぞれの緑化基準に適合するように緑化しなければならない。

(250㎡以上の一団の土地の宅地開発の場合)

接道部を一定の緑化基準に適合するように緑化しなければならない。

上記の建築行為等を行う前に、それぞれの緑化基準に適合した緑化計画書を区に提出して、認定を受けることになる。緑化が完了した場合には、緑化完了届を区に提出して検査を受け、同時に維持管理計画書を提出する。完了した緑地は、維持管理計画書に基づき、適正に維持管理する必要がある。

緑化計画書提出件数の推移は以下のとおりである。

年度	件数(件)
令和元年度	169
令和2年度	82
令和3年度	101
令和4年度	85
令和5年度	89

(区より提出された資料より)

③生垣・屋上緑化助成について

新たに道路に面した場所へ花壇や生垣、植樹帯などをつくる場合や屋上や建築物等の壁面に緑化する場合に費用の一部が助成される。建築物や立体駐車場の所有者、またはマンションの区分所有者が申請できる。



(江東区みどりのまちなみ緑化助成制度パンフレットより)

生垣・緑化助成の対象となる工事は下記のとおりである。

緑化区分	工事種別	助成対象経費	1mまたは1㎡あたりの助成上限額	助成限度額
花壇等緑化及び 附帯工事	A 花壇・菜園緑化工事	延長100mを上限とした 花壇・菜園緑化工事費	1m当たり16,000円	合 計 で 200万円
	B 生垣緑化工事	延長100mを上限とした 生垣・植樹帯緑化工事費	道路と生垣との間に 遮蔽物がない場合 1m当たり16,000円	
	C 植樹帯緑化工事		道路と生垣との間に 遮蔽物がある場合 1m当たり8,000円	
	ブロック塀等の 取壊し工事	B C に伴うブロック塀等 の撤去工事費	1m当たり8,000円 ※フェンスの後ろ側(宅地側)に 植栽する場合を除く。	
	フェンスの設置工事	B C に伴うフェンスの 設置工事費		
	D フェンス緑化工事	延長100mを上限とした フェンス緑化工事費	1m当たり2,000円 ※フェンスの費用は含まない。	20万円
屋上等緑化工事	E 薄層屋上緑化工事 厚層屋上緑化工事	工事費の2分の1	1㎡当たり15,000円	合計で 30万円
	F 壁面緑化工事		1㎡当たり30,000円	
				1㎡当たり10,000円

(江東区みどりのまちなみ緑化助成制度パンフレットより)

緑化助成件数の推移は以下のとおりである。

年度	生垣等緑化 助成件数 (件)	屋上等緑化 助成件数 (件)
令和元年度	0	2
令和2年度	1	2
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

(4) みどりの基本計画進行管理事業

「江東区みどりの基本計画」を着実に推進していくため、区民・事業者・区で構成する「江東区みどりの基本計画推進会議」を年3回開催している。

【令和5年度における予算現額・決算額・執行率】

予算現額	決算額	執行率
714,000 円	647,432 円	90.7%

【みどりの基本計画推進会議】

以下のとおり令和5年度までの「江東区みどりの基本計画推進会議」が開催され、協議の内容について議事録が作成されていることを確認した。

年度	回	開催月	主な内容
令和2年度	1回目	令和2年9月	委任状交付、会長・副会長の選出、各事業進捗管理
	2回目	令和3年3月	各事業進捗管理、みどりの取り組みについて、計画推進に向けての取り組みについて
令和3年度	1回目	令和3年7月	各事業進捗管理、みどりの取り組みについて、部会設置について
	2回目	令和3年11月	各事業進捗管理、部会について
	3回目	令和4年2月	各事業進捗管理、部会について
令和4年度	1回目	令和4年9月	各事業進捗管理、部会について、緑化指導のあり方について
	2回目	令和5年1月	部会について、第1回推進会議で提起された検討事項について、緑化指導のあり方について
	3回目	令和5年3月	各事業進捗、みどりの活用事例（計画以外）、部会について、コミュニティガーデン事業の活動要件の変更について
令和5年度	1回目	令和5年9月	各事業進捗について、令和5年度みどりに関する事業、部会の活動報告、緑化指導のあり方検討委員会の活動報告
	2回目	令和5年12月	みどりの基本計画中間時点の取り組み状況、部会の活動報告、緑化指導のあり方検討委員会の活動報告
	3回目	令和6年3月	各事業進捗について、令和5年度みどりに関する事業、部会の活動報告、令和6年度の予定について

(5) 実施した監査手続

- ① みどりの中の都市(CIG)の実現のための主な事業を適切に実施しているかを把握するために関係法令、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② みどりの中の都市(CIG)の実現に関連する事業を効果的、効率的に実施しているかを把握するために関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ③ みどりの中の都市(CIG)の実現に関連する事業の状況の把握のため現地視察

を行った。

(6) 監査の結果及び意見

<意見事項24> ボランティア活動支援事業の所管について

「江東区みどりのボランティア活動支援要綱」では第4条(区が支援するみどりのボランティア活動)として以下の3つを規定している。

- (1) コミュニティガーデン活動
- (2) ポケットエコスペース活動
- (3) 田んぼの学校活動

これらを取り扱う事業名、所管部署は以下のとおりである。

活動支援の内容	事業名	所管部署
(1)コミュニティガーデン活動支援	みどりのボランティア活動支援事業	土木部管理課 CIG 推進係
(2)ポケットエコスペース活動支援	自然とのつきあい事業	土木部施設保全課 庶務係
(3)田んぼの学校活動	みどりのボランティア活動支援事業	土木部施設保全課 庶務係

上記のとおり、「江東区みどりのボランティア活動支援要綱」で規定されているボランティア活動支援が異なる部署、異なる事業で行われており、区全体として事業の効率性に改善の余地があるのではないかと考えられる。

この点、平成28年度包括外部監査でも同様の意見があげられていた。

平成28年度包括外部監査<意見事項44>抜粋

緑化関連の基本施策「施策2. 身近な緑の育成」のもと、区民の緑化推進やボランティア育成推進という趣旨で行われている事業について、異なる部署のもと、異なる事業で行われているため、区全体としての事業内容、支出、効果を把握しづらい状況にあると言える。事業内容を検証し、必要に応じて他の事業を合体等することで、事業評価を適切に行うことができる体制に整理することが必要であるとする。

当意見に対する措置として区より下記の説明があった。

区民の緑化推進は全体計画及び民有地の緑化の推進として「施策2. 身近な緑の育成」で、ボランティア育成推進は維持管理を含めた公共地の緑化の推進として「施策1. 水辺と緑のネットワークづくり」において取り組まれているものである。それぞれに別々の趣旨をもって、緑化推進については管理課、ボランティア育成については施設保全課で事業を実施している。区全体としての事業効果に

については、双方で調整会議等により情報共有を図っている。今後も引き続き情報交換を密に行う中で、より事業評価を適切に行うことが出来るよう検討していく。

【管理課】【施設保全課】

当年度の包括外部監査においても、改めてこの点について区担当者に質問したところ、管理課では「緑化推進」、施設保全課では「ボランティア育成」を主な目的としており、それぞれ別の趣旨でボランティア活動支援を行っており、事業の進捗管理や評価については「みどりの基本計画推進会議」にて行っている、との回答を得たため、上記意見事項についての改善は見られたものとする。江東区の環境政策において、ボランティアは大変重要な存在であり、今後の維持・継続が課題となることから、より実効性のある体制を構築されたい。

＜意見事項25＞保護樹木等制度の積極的な活用促進について

まちの歴史の中で地域のランドマークであり、地域に愛されるみどりの象徴としての保護樹木等の指定を行い、保全していくことで、地域住民のみどりへの愛着を高めることにつながっていくものと思われる。しかしながら、区から提出された「保護樹林・保護樹木一覧表」によると、平成27年以降に保護樹木等に指定されたものはない。

江東区みどりの条例第10条では、区が必要と認めた樹木等を、所有者等の同意を得て、保護樹木として指定するとされている。この点、他の自治体の保護樹木等の制度をみると、自治体からの指定だけでなく、所有者等からの申請に基づき、保護樹木等の指定を行っているところが多く見受けられる(港区、文京区、墨田区等)。

相続による土地売買などにより減少傾向にある江東区の保護樹木等について、歴史的に受け継がれている大切な樹木等を保護するために、新たな所有者等が積極的に指定申請できるような制度の改正について検討されることが望ましい。

江東区みどりの条例(抜粋)

第10条第1項 区長は、規則で定める基準に該当する樹木及び樹林(以下「樹木等」という。)で、特に自然環境の保護並びに美観及び風致を維持するため必要があると認められるものを、その樹木等の所有者又は管理者の同意を得て、保護樹木として指定することができる。

＜意見事項26＞優れた緑化事例の収集及び紹介について

「江東区緑化計画の手引き」に、「緑化完了届」が提出され、緑化認定を受けた建築物等について、特に優れた緑化が行われた物件は緑化指導時に紹介されることがある、との記載がある。

区に確認したところ、現在紹介された緑化事例はないとのことである。敷地内の緑化は、都市環境を改善するだけでなく、優れた景観を創ることもつながる。次の世代にみどりあふれる江東区を引き継いでいくためにも、積極的に優れた緑化事例を収集し、特に優れた緑化事例については広く区民に紹介していく必要があると思われる。

(参考:港区で紹介されている緑化事例)



(港区緑と水の総合計画(平成23年3月))

＜意見事項27＞生垣・屋上緑化助成制度の積極的な活用促進について

令和5年度における管理課CIG推進係におけるみどりのまちなみづくり事業の歳出額の執行率は42.3%であった。執行率が低かった主な要因は生垣・屋上緑化助成が0件であったことによる。

生垣・屋上の緑化は区民が個人単位でできるみどりの中の都市(CIG)づくりのひとつであり、みどりの育成と保全に関する区民の知識の普及及び意識の啓発につながる取り組みのひとつでもある。一方で、集合住宅で壁面緑化等を行うには制限があり、管理組合からの許可が必要となるが、マンションやアパートなどの共同住宅に住む世帯が8割を超える江東区においては、そこが障壁となることもあると思われる。

区民への普及啓発を図るために緑化を進めるのであれば、助成制度を利用する条件を緩和するなど、区民の緑化助成制度の積極的な活用につながる工夫が必要である。

2. 道路課

道路課は、工務係、工事係、橋梁係、道路占用係、調整担当及び計画担当で構成されている。事務事業としては、道路・橋梁の改修事業及び道路占用許可、道路の計画調整等を行っている。また、私道整備に対して全部または一部の工事費助成を行っている。

(1) 事業の概要

主な事業としては、仙台堀川公園周辺路線及び新砂一丁目における無電柱化事業、清水橋及び巽橋の橋梁改修工事を行っている。

さらに東京都から受託して、千石一丁目及び大島六～七丁目で下水道整備受託事業を実施している。

【令和5年度事業】

種別	工事量	工事費(単位:千円)	
		小 計	計
道路新設改良費 道路改修事業 無電柱化事業 都市計画道路整備事業	延長 3,127m 面積 30,888 m ² 延長 710m	864,027 169,873	1,033,900
私道整備費 私道整備助成事業	私道整備助成 12 件 私道内下水施設等助成 8 件	49,261 28,156	77,417
橋梁維持費 橋梁維持管理事業 橋梁塗装補修事業	橋梁維持工事 17 橋 塗装工事 2 橋 2,406 m ²	40,879 93,980	134,859
橋梁新設改良費 橋梁改修事業	清水橋外 1 橋	688,900	688,900
受託事業費 下水道整備受託事業	千石一丁目外1路線 延長 425m	100,270	100,270
計			2,035,346

(令和5年度事務概説より)

(2) 実施した監査手続

- ① 事業の概況、予算の執行状況等を把握するために道路課に対しヒアリングを実施した。
- ② 環境面への配慮の視点で、区道の状況、橋梁の状況、無電柱化事業の実施状況について現地を視察した。

(3) 監査の結果及び意見

特段、記載すべき事項はない。

3. 河川公園課

河川公園課は、工務係、工事係及び計画調整係で構成されている。

主な事務事業としては、河川・公園の占用使用許可、公園・児童遊園・遊び場・公衆便所の新設と改修、水辺環境の整備、河川・公園事業に係る国及び都等との調整、公園等管理運営官民連携事業、水防対策等を行っている。

(1) 事業の概要

令和5年度事業執行状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

種別	工事量	事業費(千円)	
		小計	合計
スポーツ振興費 少年運動広場維持管理事業	1件	179,346	179,346
公衆便所費 だれでもトイレ整備事業	4件	71,108	71,108
河川総務費 河川維持管理事業	2件	130,094	130,094
公園総務費 公園維持管理事業	1件	19,139	59,072
CITY IN THE GREEN 公共 緑化推進事業	7件	39,933	
公園新設改良費 仙台堀川公園整備事業	4件	810,195	1,073,935
公園改修事業	6件	248,014	
児童遊園改修事業	1件	15,726	
計	25件		1,513,555

(2) 実施した監査手続

- ① 河川公園課が所管する公園を訪問し、その整備状況や工事状況について視察した。
- ② 河川公園課が所管するParkPFI事業等の各種書類を閲覧し、その事業の実施状況や契約状況について確認した。

(3) 監査の結果及び意見

<意見事項28> 児童遊園への遊具設置基準の再検討について

児童遊園は多く置かれており区民のくつろぎや区内の緑化に貢献しているが、隣接する場所に児童遊園があるところがあり、また、児童遊園自体の面積が100平米程度と小さいものもある。これらにも遊具が置かれているが、遊具の設置においてその必要性を再検討し、遊具を置かないことも検討すべきである。



(亀戸三丁目第二児童遊園 令和6年9月27日 監査人撮影)



(工事中の亀戸三丁目児童遊園 令和6年9月27日 監査人撮影)

例えば上記に示した亀戸三丁目児童遊園は令和6年度に改修工事が行われているが、令和7年度に亀戸三丁目第二児童遊園の改修が予定されており、両者の距離はわずか200メートル程度である。また、両児童遊園とも300平方メートル未満と小規模であり、遊具を置くことで空間面積がかなり小さくなっている。このような状況の下では、遊具に対する安全対策も厳しくなっていく中で、両方に遊具を設置する必要があるかどうかは疑問である。また、江東区内でも(他の地域と比較すれば子供の数は多いといってもよいものの)地区によっては少子化が進んでいることもあり、遊具に対するニーズも減少したり、従来とは変化したりしている。よって、地域住民のニーズに合った児童遊園のあり方や空間の利用方法を検討されたい。

4. 施設保全課

施設保全課は、庶務係、監察係、照明・設備係、道路保全係、水辺と緑の事務所及び調整担当で構成されている。事務事業としては、公園施設等に係るボランティアに関すること、道路・公園・河川の監察指導、道路・橋梁・河川・公園の照明施設維持管理、水門・排水場等の維持管理、風力発電施設の維持管理、道路・街路樹等の維持管理、河川・公園・児童遊園・公衆便所・公衆溝渠・船着場等の維持管理を行っている。

(1) 苗圃及び区民農園維持管理事業

江東区では苗圃(1箇所)及び区民農園(3箇所)を設置している。苗圃は、昭和53年開設で辰巳の森緑道公園内にあり、ボランティアにより管理されている。区民農園は、区民が手軽に野菜・草花づくりを楽しむことができる貸し農園のことである。区民が家庭菜園づくりを通して土に親しみ、農業の楽しさや苦労を実際に体験でき、収穫の喜びを家族で味わうことができる場を提供し、併せて緑化の推進を図るために設置されている。



(夢の島区民農園ホームページより)

【令和5年度における予算現額・決算額・執行率】

(歳入額)

内容	予算現額	決算額	執行率
城東・辰巳区民農園使用料(※1)	3,600,000 円	3,600,000 円	100%
雑収入(※2)	5,000 円	20,884 円	417.7%

(※1) 360 区画×10,000 円(1 区画あたり利用料)

(※2) 主に夢の島区民農園指定管理者の余剰金の返納分が計上されている。

(歳出額)

予算現額	決算額	執行率
27,567,000 円	26,879,451 円	97.5%

①区民農園の現況について

区民農園の現況は以下のとおりである。

名称	辰巳区民農園	城東区民農園	夢の島区民農園
開設	昭和 53 年	平成 16 年	平成 24 年
場所	都立辰巳の森緑道公園内	区立城東公園内	夢の島 1 丁目
広さ(㎡)(※3)	2,683	3,174	7,629(駐車場含む)
区画数	個人用 167 区画	個人用 193 区画	個人用 187 区画 団体用 3 区画
1 区画の面積	個人用約 10 平方メートル 団体用約 30 平方メートル		
使用料	10 か月:個人用 10,000 円・団体用 30,000 円(資材・苗・肥料などは利用者負担)		
使用期間	5 月 1 日～翌年 2 月末日		
作物の種類	野菜・草花などの園芸作物に限る		
その他施設	—	障害者等用駐車場(予約制)	バーベキュー施設(※1)、駐車場 46 台分(※2)、物販施設

(※1)農園利用者が無料で使用できるバーベキューサイトが 5 基ある。

期間:5 月～11 月

(※2)駐車から 30 分まで:無料

駐車から 30 分以降 3 時間半まで:100 円/30 分

駐車から 3 時間半以降:100 円/1 時間

(※3)農園のほか、用具置場部分含む

②夢の島区民農園の指定管理者の収支について

3つの区民農園のうち、夢の島区民農園は指定管理者制度により管理している。基本協定書によると、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間である。

区は、指定管理者に管理費用を支払い、指定管理者は毎年、区に事業報告書を提出することによって収支を報告する。指定管理者は、各事業年度の収支決算額に余剰が生じた場合は、その余剰金額の5割を区に納付することとなっている。令和3年度から令和5年度における夢の島区民農園を管理する指定管理者の収支決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
収入	利用料	1,950	1,960	1,960
	駐車場(※1)	7,158	5,740	4,972
	指定管理料	6,700	5,900	5,900
	自主事業(※2)	17	—	38
	収入合計	15,825	13,600	12,871

支出	人件費	5,873	5,733	5,841
	水道光熱費	961	1,037	1,047
	業務委託費(※3)	2,629	4,252	3,811
	役務費(※4)	254	234	248
	消耗品費	851	177	241
	一般管理費	911	900	912
	租税公課	482	577	636
	その他	126	70	107
	支出合計	12,091	12,979	12,842
収支差額(余剰金額)		3,734	621	29

(区より提供された資料を監査人が加工)

(※1) 令和3年度は他年度と比較して駐車場収入が多額に計上されている。これは、区民農園利用者以外の一般の駐車場利用が多かったことが要因であり、計画額との比較でも決算額が大きく上回っている。

(※2) 物品販売等

(※3) 農園土壌改良作業費、緑地等管理費、場内警備費等

(※4) 電話代、インターネット接続費、郵送料等

③区民農園の応募状況について

毎年2月上旬に区民農園利用者の募集があり、定員を超える応募があれば抽選を行い、利用者を決定している。例年申込者が定員を上回っており、抽選が行われている状況である。

各区民農園の応募状況の推移は以下のとおりである。

(各年度4月～3月計)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
辰巳区民農園 (区画数：167)	申込数(人)	309	320	322	254	369	355	360
	倍率(倍)	1.9	1.9	1.9	3.5	2.2	2.1	2.1
城東区民農園 (区画数：193)	申込数(人)	1,165	1,190	1,051	641	1,011	1,040	1,021
	倍率(倍)	6.0	6.2	5.4	10.2	5.2	5.4	5.2
夢の島区民農園 (個人区画数：187) (団体区画数：3) ※R6は個人189、団体2	申込数(人)	655	659	647	511	724	643	610
	倍率(倍)	3.5	3.5	3.5	5.9	3.8	3.4	3.2
	申込数(団体)	4	3	4	4	4	5	2
	倍率(倍)	1.3	1.0	1.3	1.3	1.3	1.7	1.0

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で2年度より繰越利用を行った分を除いた区画数(辰巳：72、城東：63、夢の島：(個人)86)に対する数値。

※令和6年度は、団体区画の利用希望が2者のみであったため、団体区画の1つを個人区画2つとして利用。

(江東区データブックより)

(2) 自然とのつきあい事業

「江東区みどりのボランティア活動支援要綱」第4条で区が支援するみどりのボランティア活動として掲げる活動のひとつである、ポケットエコスペースのボランティア活動支援及びその保全のための維持管理を行う事業である。

ポケットエコスペース(PocketEcoSpace)、略してPESとは、一般にビオトープ(※)

と呼ばれる自然池のことで、江東区では、1箇所あたりの面積が比較的小さいことから親しみを込めてこのように呼んでいる。ポケットエコスペースは、生きものの生息空間を確保すると同時に公園利用者が自然環境と触れ合う場所である。

(※)ビオトープ:多様な野生生物が生息するために、池や草原、岩場等を生態的に配置して設置する自然池のこと

【令和5年度における歳出額の予算現額・決算額・執行額】

予算現額	決算額	執行率
5,299,000 円	4,521,050 円	85.3%

①区が管理するポケットエコスペースについて

区立公園内にあるポケットエコスペース(PES)は下記の12箇所である。

名称	所在地	公開時間	活動日
横十間川親水公園PES	東陽7丁目2番地先	保護区のため非公開	第4月曜日
仙台堀川公園PES	東陽6丁目6番地先	改修工事のため非公開	なし
三島橋公園PES	扇橋3丁目7番16号	終日公開	第2日曜日
釜屋堀公園PES	大島1丁目2番26号	終日公開	第2日曜日
東陽一丁目第一公園PES	東陽1丁目5番5号	終日公開	第2火曜日
竪川第一公園PES	亀戸1丁目15番10号	終日公開	第2日曜日
荒川・砂町水辺公園(砂村)PES	東砂3丁目25番地先	終日公開	第3日曜日
荒川・砂町水辺公園(下流)PES	新砂3丁目8番地先	終日公開	第4土曜日
亀戸九丁目緑道公園PES	亀戸9丁目33番地先	終日公開	第2火曜日
潮見さざなみ公園PES	潮見1丁目29番24号	終日公開	第1土曜日
新砂のぞみ公園PES	新砂3丁目3番47号	終日公開	第1水曜日
福富川公園PES	平野3丁目3番地先	終日公開	第3土曜日

(江東区役所ホームページより)

監査人は、学校施設内のPESを除く上記12か所を視察し、区が管理するポケットエコスペースであることがわかるよう、看板が立てられていることを確認した。また、施設内の状況を観察したところ、ごみの投棄や放置などもなく、極力自然の姿で保存されていることが確認できた。



(潮見さざなみ公園PES 監査人撮影)



(亀戸9丁目緑道公園PES 監査人撮影)

②ポケットエコスペースのボランティア活動について

ポケットエコスペースの保全維持管理活動は具体的には主に以下の活動を行う。

- (1) 外来種駆除
- (2) 在来種保全
- (3) 生きもの調査
- (4) 環境教育
- (5) 水域管理等

活動に参加するには、ボランティア団体「こうとうビオトープネットワーク」、もしくは「NPO法人ネイチャーリーダー江東」に入会する必要がある。

管理しているボランティア団体の会員数の推移は以下のとおりである。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
85名	85名	86名	96名

(区からの提供資料より)

(3) みどりのボランティア活動支援事業

「江東区みどりのボランティア活動支援要綱」第4条で区が支援するみどりのボランティア活動として掲げる活動のひとつである、田んぼの学校((横十間川親水公園内)の田んぼにおける、米作りを通じた自然や文化の体験学習)のボランティア活動支援及びネイチャーリーダー講座の開催を行う事業である。

【令和5年度における歳出額の予算現額・決算額・執行率】

予算現額	決算額	執行率
2,183,000 円	1,912,824 円	87.6%

① 田んぼの学校について

横十間川親水公園内にある田んぼで、江東区と協力して活動しているボランティア団体「江東田んぼクラブ」が企画運営をし、区民と一緒に稲作体験を行っている。無農薬、無化学肥料、無動力で昔ながらのお米づくりを、4月から11月まで全10回(日曜日)体験することで、土や身近な自然に親しんでいる。

田んぼの学校の1年間のスケジュール

※日曜日 全10回 9:30～12:00(※炊出し時は13:00) なお、①～⑤、⑦、⑨、⑩は雨天でも実施します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
①入学式 ②田おこし※	③代かき (どうんこオリンピック) ④田植え※	⑤自然観察		⑥かかし作り	⑦稲刈り※ ⑧脱穀※	⑨田おこし	⑩卒業式※ (餅つき、しめ縄作り)
							
							

(田んぼの学校パンフレットより)

田んぼの学校に入学するには、毎年2月頃に区報やホームページで募集案内をしており、応募する必要がある。応募対象は、区内在住で小学生のいる家族30世帯、参加料はひとり350円/年(大人・子供同額)である。

田んぼの学校の運営に参加するには、「江東田んぼクラブ」へ入会する必要がある。毎年11月頃に区報やホームページで募集しており、年会費2,000円、全10回の学校運営、運営会議、事前準備、研修など、年間30回程度の活動がある。

② ネイチャーリーダー講座について

「江東区ネイチャーリーダー要綱」は、江東区の自然環境の回復と保護について、区民自らの主体的な活動を支援するため、ネイチャーリーダーの人材の発掘と育成に関して、必要な事項を定めている。

ネイチャーリーダーとは、区の目指す自然環境保全行政の趣旨に賛同し、自らが課題解決のために向けて活動することができるとして登録された者をいう。

「江東区ネイチャーリーダー要綱」第2条2項で、ネイチャーリーダーが行う活動について以下のように定めている。

- (1) 区内の自然に対する環境教育の実践
- (2) 江東区ポケットエコスペースの維持管理
- (3) ポケットエコスペース等区内の自然の観察及び自然環境調査
- (4) 区の主催する自然観察会等の講師又は補助
- (5) その他江東区の自然環境の回復と保護に関する活動

区は、広く区民等からネイチャーリーダーとなり得る人材を発掘し、育成するべく、

「ネイチャーリーダー講座」を開催している。区は、ネイチャーリーダー講座課程修了者の中から別に定める基準を満たす者を、江東区ネイチャーリーダーとして登録することができる。

ネイチャーリーダー講座は、身近な自然を知り、PES(ポケットエコスペース)の保全活動をはじめとした、自然を守り、育て、伝えるためのノウハウを実践的に学べる講座であり、毎年秋ごろに募集、実施している。

令和5年度は以下のとおりネイチャーリーダー講座が実施されていることを確認した。

回	実施日	実施内容	タイトル	参加者
第1回	9月17日	講演会	身近な「緑」の楽しみ方、作り方、育て方	会議室 12人 Zoom10人
第2回	9月18日	自然観察会	お散歩がちょっとだけ楽しくなる江東区のちいさな大自然	13人 (大人8人、 子供5人)
第3回	9月23日	自然観察会	木場公園で見つけたよ！～ときめく葉っぱ・木の実探し～	17人 (大人9人、 子供8人)
第4回	9月24日	保全体験会	ポケットエコスペースで保全体験をしてもらい、楽しさや保全活動の目的を理解してもらう。今後保全活動に参加してもらう。	9人 (大人6人、 子供3人)

(区より提供された資料より監査人が加工)

(4) みどりのまちなみづくり事業

「区の緑化施設における維持管理協定要綱」は、「みどりの協定」に基づき、地域住民等が区道の植樹帯、緑道等の維持管理を行う場合、区民等からの申請により助成金を支給することを定めている。

令和5年度は7団体に対して助成及びゴミ処理券の支給を行っている。

【令和5年度における歳出額の予算現額・決算額・執行率】

予算現額	決算額	執行率
1,113,000 円	1,097,167 円	98.6%

①「みどりの協定」について

「みどりの協定」とは、「江東区みどりの条例」第9条に定めるみどりの育成と保全に関する協定のことである。

具体的には、「区長は、区内の一定地域の区民が、その合意に基づき、当該地域内のみどりの育成と保全を行うことを決定したときは、代表者の申請により、区民とみどりの育成と保全に関する協定を結び、予算の範囲内で、必要な援助を行うことができる」

とされており、「協定を締結した区民は、その協定の定めるところに従って、みどりの育成と保全を行わなければならない」とされている。

(1) 助成基準について

「区の緑化施設における維持管理協定要綱」によると、植樹帯における除草、清掃等に対する助成額は下記を上限とするとされている。

植樹面積 1 平方メートルにつき	年額 120 円
緑道の園路面積 1 平方メートルにつき	年額 80 円

(2) 令和5年度における助成金について

区より令和5年度に区の緑化施設における維持管理協定を締結した7団体の維持管理面積(植樹面積及緑道の園路面積)に関する資料を入手した。

下記表の助成金合計877千円は所属別科目別歳出一覧表の「みどりの協定助成金」の支出額と一致しており、各団体に対する助成金は(イ)助成基準にしたがって支給されていることを確認した。

協定 No	植樹面積 (㎡)	助成金 (千円) (1 ㎡あたり年 120 円)	緑道の園 路面積 (㎡)	助成金 (千円) (1 ㎡当たり年 80 円)	助成金 合計 (千円)
2	996.5	119	1099.5	87	20
3	1106.6	132	309.0	24	157
6	1189.0	142	1816.0	145	287
8	412.0	49	519.0	41	90
19	236.0	28	—	—	28
31	253.3	30	—	—	30
37	192.5	23	650.2	52	75
合計	4385.9	526	4393.7	351	877

(区から提供された資料をもとに監査人が加工)

(5) 公園・児童遊園・遊び場維持管理事業

公園等にある樹木や芝生などの緑は、地球温暖化やヒートアイランド現象を抑えるばかりでなく心を休め、人々に潤いを与える大切な役割を持っている。

当事業では、都心のオアシスとも言える公園や児童遊園をだれもが安心して楽しく利用できるように、日常の維持管理を行っている。

【令和5年度における歳出額の予算現額・決算額・執行率】

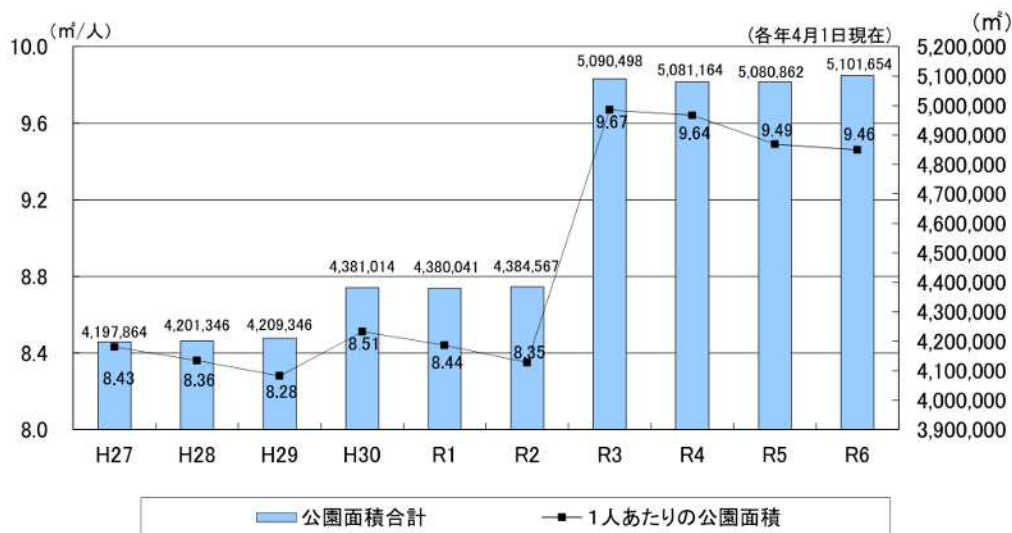
予算現額	決算額	執行率
1,738,481,000 円	1,552,263,255 円	89.3%

①江東区の公園・児童遊園等の現状

江東区には、公園が172箇所、児童遊園が98箇所、東京都の一時開放等を活用した遊び場が10箇所、少年野球場1箇所、子供の広場1箇所がある。

公園面積合計と1人当たりの公園面積の推移は以下のとおりである。なお、公園面積には、区内の国営公園1箇所、都立公園26箇所を含んでいる。

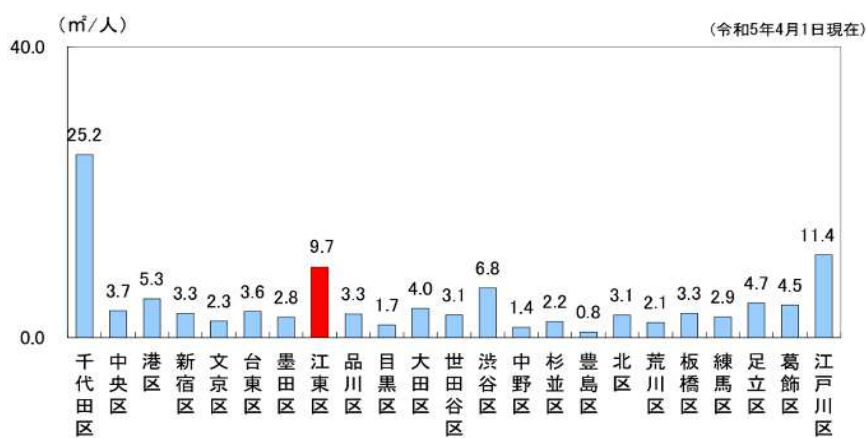
1-2 公園面積合計と1人あたりの公園面積の推移



(江東区データブック2024)

東京都建設局「公園調書」によれば、令和5年4月1日現在の区立公園面積は、23区の中で6番目に多い。また、1人当たりの公園面積は9.7m²(区内の国民公園等及び公団・公社の設置する公園を含む)であり、23区の中では3番目に多い。

1-1 都区部における1人あたりの公園面積



※国民公園等及び公団・公社の設置する公園を含む

※東京都の人口(推計)を使用

資料: 東京都建設局「公園調書」より

(江東区データブック 2024)

②公園・児童遊園・遊び場(以下、「公園等」という。)維持管理事業について

公園等の維持管理事業は、主として施設保全課の水辺と緑の事務所の所管であり、この他、電気・上下水道料金の支払は施設保全課の庶務係、公園灯の維持管理は施設保全課の照明・設備係の所管である。

水辺と緑の事務所で行う公園等における主な維持管理業務は以下のとおりである。

- ・遊具や公園施設の点検・補修・改善
- ・樹木や緑地の剪定・除草・清掃など
- ・芝生の点検・芝刈り・除草など
- ・公衆便所の点検・補修・清掃
- ・日常パトロール

水辺と緑の事務所においては、公園等の維持管理のため、区直営の作業班及び委託先の業者との連携で上記のような作業を行っている。

委託業者との契約は、主に単価契約のため競争見積合せによっているが、一部の業務は随意契約がなされている。随意契約の中で最大のものは、江東区シルバー人材センターへの委託であり、これは政策的になされているものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)。

平成28年度包括外部監査＜意見事項19＞において、水辺と緑の事務所における公園等維持管理事業の区直営の作業班と委託業務が混在していることについて、意見が挙げられていたため、区に現状はどうなっているのか質問した。その結果、「現在は業務の効率化と区民サービス向上を図るため、8公園を指定管理にて管理している。引き続き、直営体制のあり方を含め、委託業務の範囲や効率的な業務遂行について検討を行っていく。」との回答を得た。

(6)緑のリサイクル事業

江東区では、緑から発生した資源を、もういちど江東区内の緑に活かす緑のリサイクル活動を行っている。緑のリサイクルとは、具体的には、区で維持管理している区立公園や区道の街路樹から発生する剪定枝葉等を、潮見リサイクル施設にてリサイクルチップ・リサイクル堆肥・木工材として再利用することである。

令和5年度における剪定枝葉搬入量は1,620.0m³、リサイクルチップ生産量は500.4m³、リサイクル堆肥生産量は257.6m³であった。

【令和5年度における歳出額の予算現額・決算額・執行率】

予算現額	決算額	執行率
15,673,000 円	13,647,167 円	87.1%



剪定材を粉砕

(江東区役所ホームページより)

- ①緑のリサイクルの利用状況について
主な利用状況は以下のとおりである。

リサイクルチップ	区立公園などの区施設の園路のクッション材にしたり、乾燥防止のマルチング材として利用
リサイクル堆肥	区のイベント等で一般配布するほか、公園や学校の植込地や花壇の土壌改良に利用
木工材(樹名板、小枝)	工作の材料として、学校や幼稚園等に提供

- ②委託契約について

緑のリサイクル事業について、下記のとおり業者に外部委託していることを確認した。

件名	緑のリサイクル事業委託
場所	潮見運動公園
契約方法	競争見積もり合せ(単価契約)
業者	区内の造園業者
設計金額	28,522 千円
予定金額	25,929 千円
契約日	令和5年4月1日
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

(区から提供された資料より)

(7)街路樹等維持管理事業

区では、良好な道路景観の形成に向けて、街路樹の植栽を進めている。区道では、街路樹は平成20年度に約9,000本であったが、令和5年度には19,629本と倍以上増加している。

当事業では、これまで植栽を進めてきた街路樹をはじめ、橋台敷、グリーンベルト、

中央分離帯等の緑地について、地域の景観特性等に配慮した維持管理を実施している。

【街路樹本数の推移】

(令和6年4月1日現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区道全体	19,633本	19,767本	19,390本	19,637本	19,629本

(主な樹種)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. すずかけのき	805本	769本	767本	761本	751本
2. まてばしい	1,137本	1,137本	1,115本	1,115本	1,115本
3. いちょう	852本	852本	851本	848本	842本

(江東区データブック2024より)

【令和5年度における歳出額の予算現額・決算額・執行率】

予算現額	決算額	執行率
383,309,000 円	376,280,985 円	98.2%

①街路樹等維持管理事業について

街路樹等維持管理事業は、具体的には下記の業務を実施している。なお、対象は道路の付属物としての街路樹や緑地であり、公園内の樹木等は対象外である。

道路緑地維持管理	街路樹の剪定、除草、草刈等
道路緑地清掃	橋台敷、グリーンベルト、植樹帯等の緑地のゴミ類の除去
道路緑地維持工事	街路樹や低木などの新植、植替

②業務の外部委託について

(1)道路緑地維持管理委託

区内を東部、西部、臨海部の3地区、及び東大島駅前外8駅前広場の4つに分けて外部業者へ委託している。駅前広場は区内全域に点在していることから、3地区に含めずに一つの委託に集約して行われている。

業者の選定は、主に単価契約の希望型競争入札である。

(2)道路緑地清掃委託

区内を東部、西部、臨海部の3地区に分けて外部業者へ委託している。

業者の選定は、単価契約の希望型競争入札である。

(3)道路緑地維持工事

街路樹や低木などの新植、植替えを外部業者に委託している。

業者の選定は、単価契約の指名競争入札である。

(8)実施した監査手続

- ① みどりの中の都市(CIG)の実現のための主な事業を適切に実施しているかを把握するために関係法令、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② みどりの中の都市(CIG)の実現に関連する事業を効果的、効率的に実施しているかを把握するために関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ③ みどりの中の都市(CIG)の実現に関連する事業の状況の把握のため、現地視察を行った。

(9)監査の結果及び意見

<意見事項29>区民農園事業の収支について

区民農園事業については、城東・辰巳区民農園の利用者からの使用料収入や夢の島区民農園の指定管理者からの余剰金の返納収入があるものの、支出額が大きく超過している。採算性を求めることが困難な事業であることは理解できるものの、平成28年度包括外部監査〈意見事項40〉でも同様の意見が挙げられており、事業全体の収支改善に向けた検討も必要であると考える。

<意見事項30>区民農園の区画数について

区民農園3園の区画数を合計して550区画に対し、令和5年度は個人・団体合わせて2,043の申込があった。特に城東区民農園は非常に人気があり、例年応募倍率が5倍を超過しており、利用希望者に対して提供できる区画数が不足している状況である。この点、令和7年度に城東区民農園近くの砂町魚釣場跡地に(仮称)砂町区民農園が開園予定であるが、それでも不足は解消されないことが予想される。

(仮称)砂町区民農園:個人区画151区画、団体区画3区画、障害者等用区画3区画

他自治体の区民農園をみると、江戸川区は29箇所／1,118区画、練馬区は24箇所／1,777区画など、農園1箇所当たりの面積は小さいが、多数の農地を所有者から借りて区民に貸し出す区画数を確保している。江東区においても、より多くの区民に農業体験を提供できるよう、代替策も含めて検討することが望ましい。

5. 地域交通課

地域交通課は、交通係、自転車対策係で構成されており、交通安全普及啓発、コミュニティサイクル推進、放置自転車対策、自転車駐車場管理運営や公共交通網の充実としてコミュニティバス運行を行っている。

(1) コミュニティサイクル事業

一定の地域内に複数配置されたサイクルポートで自由に貸出・返却をすることができる自転車シェアリングシステムで、借りたポートとは異なるポートで返却することができる。コミュニティサイクルを導入することにより、まちの回遊性向上や、地域の活性化、自動車移動の減少によるCO₂削減効果などが期待される。コミュニティサイクル事業はドコモサイクルシェアを事業主体として実施され、より環境にやさしい移動や区内各所へのアクセス向上を通じた住民サービスの向上や訪問者の利便性向上等を目的としている。

江東区では他区に先駆けて平成24年度より実証事業を開始し、当初は臨海部でのみの展開となっていたが、現在は臨海部だけではなく江東区全体に拡大している。区では、かつて自転車ラック等の整備等での補助金の支出や区有地の無償提供等を通じて事業支援していたが、現在では区有地(公園等)の用地提供といった支援が中心で、令和5年度において当事業に直接関連する新たな財政支出は生じていない。

(2) 放置自転車対策事業

江東区は昭和60年11月に「江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」を施行した。そして、自転車対策係は、「放置自転車の撤去」と「自転車駐車場の整備」という2つの事業をメインに取り組むことで、「放置自転車のない安全で快適なまち江東」を目指している。放置自転車対策の概要は以下に記載されている(<https://www.city.koto.lg.jp/470802/kurashi/kotsu/jitensha/7556.html>)

江東区内では自転車放置禁止区域が駅周辺を中心に設定され、放置禁止区域内の放置自転車については、区の施策として札付・撤去・保管・引取までの一連の業務を行っている。また、令和5年3月には、先述したコミュニティサイクルの活用等も包含した「江東区「自転車利用環境推進方針」が公表されている(https://www.city.koto.lg.jp/470901/kuse/shisaku/torikumi/documents/kaiteihoushin_honpen.pdf)

なお、引き取り手のない撤去自転車の有効活用として、区の長年の功績に対し、平成29年にはカンボジア政府より、令和2年にはカンボジア王室よりそれぞれ勲章が授与されている。

(3) 実施した監査手続

- ① 自転車点検整備費用助成事業・ヘルメット購入費用助成事業・コミュニティサイクル推進事業が適切に実施しているかを把握するために関係法令、関連資料等

を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。

- ② コミュニティバス運行事業を効果的、効率的に実施しているかを把握するために関連資料等を閲覧し、実際に乗車し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ③ コミュニティサイクル推進事業が効果的に実施されているかを把握するために実際に自転車を借り、区内で乗車した。
- ④ 放置自転車対策事業が効果的に実施されているかを把握するために、区内各所の自転車駐車を視察するとともに、自転車保管場所を訪問した。

(4) 監査の結果及び意見

<意見事項31>コミュニティサイクル事業でのドコモ・バイクシェア以外の他事業者との提携の必要性について

江東区においては、現在ドコモ・バイクシェア1社と連携し、江東区内でのコミュニティサイクル推進事業に協力している。現在では、その後新規参入もあり自転車だけではなく電動スクーター等も含めて多くの事業者が参入している。そこで、江東区としても、1社にとどまらず、より多くの事業者との区有地の提供等を通じた事業協力が求められる。理由は以下のとおりである。

- (1) 複数事業者の参入により、長期的には競争が促され、また利用者の選択肢が広がることを通じて、区民や訪問者に対する区内の移動の利便性向上につながる。このような利便性向上に対しては東京都も注目しており、参考までに、東京都が実施している複数の事業者がポートを共用する自転車シェアリングポート用地検証事業についての効果を示す。(東京都)<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/kennshou23>
- (2) 事業を展開するドコモサイクルシェアと OpenStreet の2社は、2024年7月10日にシェアサイクルのポートの共同利用に関する基本提携に基本合意した(ドコモ・バイクシェアのホームページより <https://www.d-bikeshare.com/news/detail/20240710>)。これにより利用者の利便性向上や運営コスト削減も期待されている。このような事業者間の合意もある中で、区として複数業者への事業協力ができる体制を整備すべきである。
- (3) 隣接区(墨田区)等において、複数事業者とすでに事業協力を行っている事例がみられる。
- (4) 現在では利用者の増加や認知度の向上もあり、シェアサイクル事業においては公的な財政支援を受けていない事業を含めて多くの民間事業者が参入している。事業協力を行う際には、区の大幅な財政支援なしに可能である。
- (5) 区有地等の貸与等の便宜は、一事業者にとどまらず、より多くの事業者に開放されるべきである。
- (6) 江東区の人口規模や人口密度、南北交通に課題があることを考えると、シェアサイクル事業においては複数事業者が参入しても、十分に事業が成立する余地がある。

- (7) 隣接区(江戸川区・墨田区)においてドコモ・バイクシェア以外の他事業者が多く、のサイクルポートを有している事情からも、他事業者のサイクルポートの増加による江東区民の利便性向上が見込める。江東区民の利用パターンとして、区内で完結するほか隣接区との間での利用が非常に多い。区が外部業者に委託して調査した調査報告書の令和5年1～12月のデータにおいても、区内～区外の利用が全体の35%を占め、江東区登録会員の利用がとりわけ多い(利用者数の多い発着パターン)上位10位のうち4つは、「牡丹橋自転車駐車場」(墨田区内・錦糸町駅近く)を発着点とするものがある。
- (8) 令和5年3月に改訂され、おおむね5年間を対象期間とする「江東区自転車利用環境推進方針」においても、コミュニティサイクルの充実や利便性向上が掲げられており、その一手段として有効であること。

＜意見事項32＞放置自転車等の保管日数の短縮について

江東区では、告示後30日を経過した放置自転車について、処分することができるとしている(江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則第9条(保管自転車の処分) 条例第15条第3項の相当の期間は、30日とする。)。これについて、30日の保管期間を定める条例施行規則の改正を検討し、より早い処分が可能になる方策を検討すべきである。理由は、以下のとおりである。

- (1) 江東区は都内でも放置自転車台数が多い(平成12年度には亀戸駅が都内ワースト1位)ところだったが、近年の放置自転車対策の効果もあって放置台数は減少し、交通問題の解消に役立っている。一方で、いまだ放置自転車は多く、約半数の自転車は引き取りがないために、自転車保管場所を長期間占拠し、放置自転車に係る費用は年々増大するところである(なお、江東区では毎年度の放置自転車に係るコストについて、放置自転車関連のホームページ等で区民に見える化しており、このような試みには敬意を表したい)。

放置自転車の保管期間が長期化するほど、保管場所を多く有する必要もあり、地価の高い東京においては保管場所の設置コストも、またその管理コストも膨大となる。そこで保管日数の短縮を図り、自転車の処分を早めることで保管場所を有効活用し、放置自転車の保管に関連して係る総コストを最小限とする方策を導入すべきである。

- (2) 自転車の所有権の問題もあり、通常告示から1か月を保管期限とする特別区が多いが、隣接の江戸川区のように15日と規定する区もある。(江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則第5条4 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/8203/tyuushatitujoureisekoukisoku.pdf>)
- (3) 自転車を撤去した後の引き取りまでの日数として、①撤去当日～3日後までに引取(告示なし)、②告示実施から約2週間後、防犯登録番号による所有者照会結果から引取通知書を送付し、通知を受けた所有者が1週間程で引取られるケースが多いとのことである。このため、30日の保管期間を15日に短縮したとしても撤去自転車の所有者に不利益が及ぶ可能性が少ないと考えられる。

(4) 区が規定する保管期間は最低保管期間であり、期限を過ぎれば直ちに処分することを意味しているわけではない。保管場所の空きスペースがなくなれば撤去ができなくなる事情や、保管場所のスペースの削減が可能になるように、より柔軟な運用ができる方策を確保すべきである。

＜意見事項33＞放置自転車等に係る自転車保管管理コストの削減について

自転車保管場所においては撤去台数が減少していること、また働き方改革の観点からも一部営業時間の短縮や休業日、昼休みの休業時間の設定を通じたコスト削減方策を検討されたい。また、中長期的に保管場所の統廃合も検討されたい。

江東区における放置自転車台数は、平成12年度に約13,000台となりピークを迎えたが、令和3年度には686台となり、ピーク時の5.3%にまで減少している。このうち、特に放置自転車が多いのは亀戸駅周辺であり、平成12年度には3,871台(都内ワースト1位)となったが、令和3年度には62台となり、大きく減少している。(江東区自転車利用環境推進方針30ページより https://www.city.koto.lg.jp/470901/kuse/shisaku/torikumi/documents/kaiteihoushin_honpen.pdf)」

江東区では、放置自転車対策として年間1億7,000万円を超える金額が支出されている(<https://www.city.koto.lg.jp/470802/kurashi/kotsu/jitensha/7556.html>)。この金額には、放置自転車撤去他対策に係る作業委託料、自転車保管場所の管理・運營業務委託料、自転車保管場所の土地使用料、管理システム機器リース料、対策に係る臨時職員の経費が含まれる(<https://www.city.koto.lg.jp/470802/kurashi/kotsu/jitensha/7556.html>)。放置自転車台数がさらに減少している令和元年以降においても、放置自転車対策費用は漸増しており、放置自転車1台当たりの費用を換算すると、大幅に上昇している。この金額は、上記のウェブサイトにも公開されている。

保管コストの多くが保管台数に比例して発生するわけではない保管場所・コールセンター等に係る固定費であり、放置自転車が減少してもコストが減少しない要因となっている。そこで、これらの固定費削減を含めた業務プロセスの全般的な見直しが必要とされると考える。

とりわけ、コールセンターや保管場所については管理コストの削減の徹底が必要と考えるが、業務は民間事業者に委託されているため、業務仕様の刷新が必要となる。

江東区では自転車コールセンターを9時～19時まで年末年始を除き無休で対応している。また、自転車保管場所を平日10～19時、土休日も12～19時で年末年始を除き無休で対応している。

江東区はかつて都内でも有数の放置自転車数となっていたが、これまでとられてきた各種施策もあって、現在では撤去自転車・自転車保管場所での収容数も減少している。特に毛利一丁目自転車保管場所は、総収容台数:880台、実収容台数:128台(令和6年3月末時点)となっており収容台数は少なく稼働率は低下している。それにもかかわらずコールセンターを長時間稼働し、保管場所も無休で対応するとすると、

撤去自転車台数あたりの管理コストが多額となる。区民としては長時間稼働している方が利便性は高いものの、大幅に減少した放置自転車のために、保管場所やコールセンターが長時間稼働することは他の施策に振り向けられる資源を無駄に費消することにつながる。



(毛利一丁目自転車保管場所 令和6年10月2日 監査人撮影)

ちなみに、江東区の毛利一丁目自転車保管場所に隣接する墨田区の自転車保管場所は営業時間が14～19時となっているが、視察したところ隣接する墨田区の自転車保管場所の保管台数が江東区の保管台数よりもかなり多い状況であった。隣接区の実情や減少した収容台数等も踏まえたうえで、自転車保管場所の開所時間については、短縮や休日の設定の方向性を検討すべきである。

<意見事項34> 放置自転車等保管場所に係る隣接区との共同運営の検討について

管理コストの減少が見込める隣接する他区が運営する自転車保管場所と共同運営について検討されたい。なお、区を越えた共同運営が様々な事情で難しいことは承知するが、意見事項33にも述べたとおり、とりわけ自転車保管場所についてはそのスペースの有効活用、運営コストの削減が不可欠と考えられる。





(墨田区の江東橋自転車保管場所とフェンスを隔てて並ぶ
毛利一丁目自転車保管場所 令和6年10月2日 監査人撮影)

上記の地図に示した通り、墨田区が運営している江東橋自転車保管所(錦糸町駅付近の撤去自転車を保管)と、江東区が運営している毛利一丁目自転車保管場所(亀戸駅付近の撤去自転車を保管)とは、柵を隔てて隣接している。

様々な制約により他区と共同で運営することに障害があることは理解するが、共同運営による保管場所の運営コスト削減効果は期待でき、また保管場所の運営に係る人手不足への対応策としても有効であると考ええる。特に毛利一丁目自転車保管場所は総収容台数:880台、実収容台数:128台(令和6年3月時点)と規模も小さく、この保管及び受け取りのために単独で受付業務を行っている現状を考えると、共同運営により受付等の運営コストを削減する効果が見込まれる。

<意見事項35>公募型プロポーザル契約を採用する契約の契約内容や最低金額の明確化について

自転車保管場所業務及びコールセンター業務はプロポーザル契約によって業者が選定されているが、どのような契約形態・契約金額において公募型プロポーザル方式による入札を行うかについて明確な方針を定め、プロポーザル方式を利用して企画・提案の評価を行う際には公平性の確保に留意すべきである。

プロポーザル方式は複数の者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画・提案能力のある者を選ぶ方式である。江東区によれば、自転車保管場所、コールセンター業務委託業者をプロポーザル方式にて選定した理由は、「区民と接することから適切かつ迅速な対応が求められ、その接遇等には本区放置自転車対策業務に関する高度かつ専門的な知識、スキルが必要となるため」とのことであった。そして、「本プロポーザルの選定では、区の管理職(土木部外を含む)を選任しております。外部有識者等の職員ではない委員は選任しておりません。」とのことであった。

公募型プロポーザル方式は、地方自治法で定められている一般競争入札により契

約相手方を選定するという原則の例外的な手法となるため、業務の性質及び目的を考慮して限定的に採用しなければならない。価格競争が可能な案件については一般競争入札が、また価格及び技術的評価などのその他の条件を総合的に評価する場合は総合評価一般競争入札を行うのが適正な取扱いとなる。そこで、どのような契約をプロポーザルとすべきかについて明確にすべきである。

業務委託契約の中には、高度で専門的な技術力が求められる業務や、芸術性、創造性が求められる業務で、契約の金額よりも仕様そのもの、若しくは契約相手方の能力や経験がより重要となる場合など、その性質又は目的が価格競争による入札に適しないと認められる業務の契約について、事業者から対象業務等に関する企画書、提案書等を提出させ、企画・提案内容として優秀で、最も有利な提案をした者を契約の相手方として特定する方式(企画競争方式)がある。公募型プロポーザル方式は、企画競争方式の1つであり、対象業務に関して企画案・実施方針等の提出を求め、最も優れた提案者を採用する。

公募型プロポーザル方式は、他の方式と比較して企画書を作成する業者側、評価する区側双方にコストが多く発生する。応募業者の企画の提案・評価にあたって外部有識者を招聘するとなれば、それらに係る各種のコストも発生する。このため、比較的金額が少額な契約でのプロポーザル方式の採用は、契約に係る各種の間接コストの比率の上昇を招く。区職員及び受託業者の従業員の働き方改革の観点からも、契約金額が一定額以上でこれらの間接コストの発生が合理化でき、かつ業者により仕様や効果が大きく変化することが明らかな事業に対して、公募型プロポーザル方式を採用すべきである。

なお、平成28年の江東区包括外部監査においては、＜意見事項58＞において「プロポーザル契約に関する規程を整備し、その対象、選考基準、選定委員会の構成、結果の公表等について明確にし、運用していく必要があると考える。」との意見が記載されている。区においては、引き続き公募型プロポーザル方式の透明性のある運用に留意されたい。

＜意見事項36＞札付・撤去・保管・コールセンター業務の連携の可能性について

放置自転車対策業務では、自転車を放置させない対策、札付、移送、保管、撤去自転車の受取やコールセンター業務等があるが、これらを密接に連携させることによって放置自転車対策業務の実効性を向上させるべきである。

江東区では、放置自転車対策業務において、札付・撤去・保管・コールセンター業務を別々の業者が担当し、連携は行われておらず全て区を経由しての連絡となっている。

これに対して、例えば大阪市では放置自転車等総合対策、①業務計画の策定、②啓発・撤去運搬、③市民対応、④動態調査、⑤業務報告、等を一括して受託する業者を公募型プロポーザル形式で募集している(https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuannkenn/cmsfiles/contents/0000634/634645/01_bosyuuyoukou.p)

df)。このほか特別区の例では、世田谷区では、放置自転車関連業務を統合的に行うことで公募型プロポーザル方式での手続が行われている(<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/7984/2020-038jintensya.pdf>)。

江東区では、放置自転車対策業務全般ではなく、その一部である保管・コールセンター業務のみが単独で公募型プロポーザル方式となっている。保管・コールセンターに対象を限定すると、その業務内容は裁量の幅が限定されており、他業務との連携は求められず、各種の連絡や指示は区が行うことになる。業務が部分的、定型的となるため、多くの業務を統合して効果的にプロポーザル形式の利点が発揮しにくいものとなっている。

どのような契約方式を採用するにせよ、放置自転車対策業務は多様な業務が連携してこそその効果が最大化されることに留意すべきである。

＜意見事項37＞自転車保管場所の効率的な運用について

毛利一丁目の自転車保管場所について、亀戸駅・亀戸水神駅の放置自転車だけではなく、住吉駅・西大島駅・森下駅をはじめ毛利一丁目自転車保管場所から距離的に近い放置自転車を保管すべきである。理由は、以下のとおりである。

現在江東区内には、毛利一丁目自転車保管場所及び夢の島自転車保管場所があり、亀戸・亀戸水神駅周辺の放置自転車は毛利一丁目、それ以外の放置自転車は夢の島まで移送・保管されている。毛利一丁目自転車保管場所は、住吉駅より600メートルほどの場所に位置する。撤去場所から保管場所が近いことは自転車引き取りの利便に資するほか、放置自転車の移送に係る時間やコスト、環境負荷を低減することができる。現状では、住吉駅付近の放置自転車は5キロほど離れた保管場所(夢の島自転車保管場所)に運ばれてしまうが、毛利一丁目保管場所の場合は徒歩でも10分以内で済む。放置自転車の移送コストを低減し、自転車引取に際しての区民の利便性向上を両立させるべきである。なお、区内にある2つの自転車保管場所の位置関係は、次のとおりである。



区へ問い合わせたところ、かつて亀戸駅周辺が江東区でも最も放置自転車数が多い

いこと、毛利一丁目の自転車保管台数が限られることから、現在の移送体制になっているということであった。しかし、令和5年度末では収容台数が880台に対して128台の実収容台数となっている。毛利一丁目自転車保管場所に大幅に余裕があることを踏まえ、移送場所については距離や区民の利便性を踏まえてより柔軟に設定すべきである。

また、中長期的には放置自転車数の減少に応じ、現在2か所ある保管場所の一元化の検討も必要である。近隣では、江戸川区等で自転車保管場所の統廃合がすでに実施されている(<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e058/kurashi/kotsu/info/syusekijyo.html>)。これに対して、江戸川区では「放置自転車の減少に伴い、撤去自転車は年々減少しております。一方で、人件費等の高騰により、放置自転車対策費が増加しており、それに伴い自転車1台当たりの撤去経費も増加しております。そのため、撤去自転車に係る運営費を削減する取り組みとして、2021(令和3)年4月1日木曜日から集積所を10箇所から6箇所に集約、あわせて撤去手数料を改定しました。」としている。

<意見事項38> 自転車駐車場の指定管理業務における余剰金の取り扱いについて

余剰金について、令和5年度までは一部の自転車駐車場の指定管理業務において生じた余剰金の一部は、指定管理者より区へ納付される協定となっていたが、令和6年度においては余剰金が生じて区への返納は不要な協定となっている。これについては、余剰金の一定率は引き続き区の収入とすべきである。そのうえで、他の条件(指定管理料、利用料金)の妥当性を現状に応じて見直すべきである。理由は以下のとおりである。

- (1) 適正な管理運営のもと、当該年度の指定管理料に、コスト削減や利用料金収入の増などで生じた余剰金は、より効果的で効率的なサービス提供につながるインセンティブに配慮し、原則指定管理者に帰属するとする考えは尊重すべきである。しかし、自転車駐車場においては、収入が経営努力というよりも外部的要因に多くを依存するため、余剰金全額を指定管理者の収入とすることになじまない点がある。自転車駐車場は、公共交通機関や各種施設の利用のために利用者が目的に応じて駐輪するものである。また、同一駅の自転車駐車場は複数あった場合でも同じ指定管理者の管理となっている。したがって、収入は自転車駐車場のサービスというよりも、駅の利用者数や新規施設の開業といった外的要因に左右され、事業者の努力は反映されにくい。各種収入が期待できる施設の運営であれば事業者の経営努力の結果付随的な収入を得るインセンティブのために余剰金の返納規定を求めないことも有効であるが、自転車駐車場の場合は料金設定の自由が事業者側にはあまりないほか、自転車駐車場用地を使用した別事業の展開といった収入増加策も限定的である。事業者の経営努力が限定的で、収入が外的要因に依存する状況を考えると、余剰金を全額事業者の利益とすることは望ましくなく、余剰金は区と指定管理者との間で事前に合意したうえで配分割合を定めるべきである。

(2) 自転車駐車場に係る指定管理者のコストは、電磁ラックや有人管理など、駐輪台数によって大きく変化しない固定費が多くを占め、この結果自転車駐車場の稼働率の多寡で余剰金が大きく変動する。このため、稼働率が低迷した場合には赤字となる可能性が高い一方、良好な稼働率の場合には黒字となる。例えばコロナ禍において稼働率が低下することは、収支の大幅悪化の原因となる。これにより指定管理者が撤退することは避けなければならないので一定の行政からの運営費の補助等が必要な一方、黒字となる自転車駐車場については事業者にとって非常に大きな利益をもたらす可能性がある。

＜意見事項39＞自転車駐車場の利用率や立地に応じた価格設定の柔軟化について

現行の自転車駐車場において、特に立地が良く稼働率の高い自転車駐車場については定期利用等の利用料金を値上げし、立地条件が相対的に悪い自転車駐車場は料金を据え置くなどして、全体の収入を確保しつつ低価格の自転車駐車場も維持するべきである。

現在も、自転車駐車場は立地等に応じてとりわけ定期利用においては異なる価格設定がなされている。しかし、例えば東陽町駅周辺の自転車駐車場についてみると、立地のいい場所であっても1,500円／月、相対的に駅までの距離が遠い自転車駐車場でも900円／月となっており、料金の差異は小さい。令和6年度において指定管理者の応募がないブロック(Cブロック)があったが、利用料金が比較的低廉に設定され収入に限りがある一方で、人件費や水道光熱費の値上がりがある状況も、応募者がいなかった要因となっているものと推定される。運営コストが上がっているのに利用料金が一定ということは、結果として受益者(利用者)の負担率が下がり、利用しない住民がそのコストを負担することにつながる。受益者負担の観点からは値上げもやむを得ない状況となっているため、特に立地が良く稼働率も高い自転車駐車場については料金設定を見直すとともに、(稼働率が低い箇所を中心に)低料金の自転車駐車場も維持することで、適切な利用者負担率の維持、区民負担の増加の回避、放置自転車対策の両立を図るべきである。

＜意見事項40＞区内の自転車駐車場の場所・価格・利用条件等のWEBサイト等を通じた周知について

区内各所にある自転車駐車場の場所・利用料金・利用条件等につき、区民や来訪者にわかりやすく示すことで、放置自転車対策を実効性あるものとしていくべきである。定期利用や、毎回同じ場所を利用する利用者は自転車駐車場をWEBサイト等で探す機会は少ない一方で、一時的な来訪者、区内でも普段とは別の場所へ買い物等に出向く区民にとっては、自転車駐車場の場所が周知されていることは非常に重要である。特に定期利用のみとなっている自転車駐車場は、一時利用ができないこともあり放置自転車を増やさないためにも一時利用が可能な自転車駐車場の明確化が望まれる。

現状では、例えば南砂二丁目自転車駐車場を見ると(<https://www.city.koto.lg.jp/470902/shisetsuannai/kokyo/jitensha/chushajo/72640.html>)、「自転車駐車場のご利用料金等に関する情報は下記の電話番号までお問い合わせください。」と表示される。自転車駐車場の情報(利用方法、利用可能台数、料金等)をわざわざ電話で問い合わせるのは、区民にとっても、そのような電話を受ける(本件の場合は指定管理者の電話番号が掲載されている)業者にとっても負担が大きく利便性に劣るものであり、可能な限り特定のWEBサイトに自転車駐車場に関する情報が集約されていることが望ましい。なお、バイクの駐車場は限られることもあり、バイクの利用等に関する情報はバイク利用者にとって非常に重要な情報であり、民間の事業者等によるバイク駐車場サイトなども登場してきている。区において全ての自転車駐車場に関する情報を作成しなくても、民間事業者のWEBサイトにリンクを貼る等の方法も含めて検討したうえで、自転車駐車場に関する情報提供に努められたい。

なお、上記の南砂二丁目自転車駐車場については、江東区ホームページ(<https://www.city.koto.lg.jp/470902/kurashi/kotsu/jitensha/kotokunai/84.html>)で、一時利用が可能な旨や利用料が記載されている。「下記の電話番号までお問い合わせください」との記載にもかかわらず、実際には別ページで利用料金を確認でき、WEBサイト上の記載に齟齬が生じている。このような記載の齟齬については、修正をして自転車利用者の利便性を向上していただきたい。

<意見事項41>コミュニティバス「しおかぜ」の運賃改定の必要性について

コミュニティバス「しおかぜ」(以下「しおかぜ」と表記)は、交通不便地域の江東区南部地域における交通不便地域の解消を図り、高齢者等の交通弱者の交通手段を確保するため、平成17年11月1日から運行を開始したコミュニティバスである。潮見駅を起終点に「木場ルート」、「辰巳ルート」を運行している。令和6年4月1日より新たに、利用率と利便性の向上を図るため、利用者アンケートで要望が多かった「豊洲ルート」を加えたルートによる実証実験を1年間行い、結果を検証している。しおかぜは現在おとな・こども共100円の運賃となっているが、一部の値上げも通じた運賃改定の必要性について再考すべきである。価格設定について再考すべき理由は次のとおりである。

- (1) 江東区のコミュニティバスは(コロナ禍等の一時的な減少要因を除き)、乗客数は増加傾向にあるものの、年間1,200万円程度の財政支出があり、現行運賃では必要コストの半分以下しかカバーできない。今後運行コストの増大は避けて通れず、財政支出の増大が懸念され、受益者負担を一定額とすることは受益者負担率の低下、コミュニティバスを利用しない区民への負担増につながる。他区においても運行コストの増大に伴い、運賃を値上げする例がみられる。
- (2) 江東区内で運行される他のバスでは、都営バスの運賃が210円となっており、特定地域において100円の運賃を採用する合理性は必ずしも高くない。完全ではないが一部路線が近接する都バス路線があり、210円の運賃が設定されている。また、他の特別区が運行するコミュニティバスについてみても、100～230円での設

定となっており、江東区において100円にこだわる必要はないものと考えられる。平成16年11月5日江東区コミュニティバス事業検討委員会では、100円とした理由について「他都市で運行されているコミュニティバスが全て100円であるため」とあったが、令和6年現在では状況は変化していることにも留意されたい。



通常時刻表 江東区コミュニティバスしおかぜ

【平日・土休日共通】 年中無休
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
① 木場二丁目	9:00	9:50	10:50	11:40	13:30	14:20	15:20	16:10	17:00
② 木場六丁目	9:01	9:51	10:51	11:41	13:31	14:21	15:21	16:11	17:01
③ 豊洲駅前	9:02	9:52	10:52	11:42	13:32	14:22	15:22	16:12	17:02
④ 辰巳駅前	9:03	9:53	10:53	11:43	13:33	14:23	15:23	16:13	17:03
⑤ 木場二丁目	9:09	9:59	10:59	11:49	13:39	14:29	15:29	16:19	17:09
⑥ 木場六丁目	9:10	10:00	11:00	11:50	13:40	14:30	15:30	16:20	17:10
⑦ 木場六丁目(都バス12番乗場)	9:14	10:04	11:04	11:54	13:44	14:34	15:34	16:24	17:14
⑧ 豊洲駅前	9:15	10:05	11:05	11:55	13:45	14:35	15:35	16:25	17:15
⑨ 辰巳駅前	9:16	10:06	11:06	11:56	13:46	14:36	15:36	16:26	17:16
⑩ 木場二丁目	9:18	10:08	11:08	11:58	13:48	14:38	15:38	16:28	17:18
⑪ 木場六丁目	9:19	10:09	11:09	11:59	13:49	14:39	15:39	16:29	17:19
⑫ 木場六丁目(都バス12番乗場)	9:20	10:10	11:10	12:00	13:50	14:40	15:40	16:30	17:20
⑬ 豊洲駅前	9:25		11:15	13:55		15:45	16:35		
⑭ 辰巳駅前	9:26		11:16	13:56		15:46	16:36		
⑮ 木場二丁目	9:26		11:16	13:56		15:46	16:36		
⑯ 木場六丁目	9:27		11:17	13:57		15:47	16:37		
⑰ 木場六丁目(都バス12番乗場)	9:28		11:18	13:58		15:48	16:38		
⑱ 豊洲駅前	9:29		11:19	13:59		15:49	16:39		
⑲ 辰巳駅前	9:30		11:20	14:00		15:50	16:40		
⑳ 木場二丁目	9:31		11:21	14:01		15:51	16:41		
㉑ 木場六丁目	9:32		11:22	14:02		15:52	16:42		
㉒ 木場六丁目(都バス12番乗場)	9:33		11:23	14:03		15:53	16:43		
㉓ 豊洲駅前	9:35		11:25	14:05		15:55	16:45		
㉔ 辰巳駅前	9:36		11:26	14:06		15:56	16:46		
㉕ 木場二丁目	9:40		11:30	14:10		16:00	16:50		
㉖ 木場六丁目		10:15		12:05		14:45		16:35	
㉗ 木場六丁目(都バス12番乗場)		10:25		12:15		14:55		16:45	
㉘ 豊洲駅前		10:27		12:17		14:57		16:47	
㉙ 辰巳駅前		10:40		12:30		15:10		17:00	

2便へ 3便へ 4便へ 5便へ 6便へ 7便へ 8便へ 9便へ 10便へ

江東区ホームページ (コミュニティバスしおかぜ)

東京都交通局ホームページ (都バス運行情報サービス) ※しおかぜは江東区1系統として運行

(参考) しおかぜ のルート及び時刻表

(<https://www.city.koto.lg.jp/470801/kurashi/kotsu/kokyo/13116.html>)



(令和6年8月30日に監査人が乗車・撮影)

＜意見事項42＞コミュニティバス「しおかぜ」の継続の検討について

しおかぜは、一部ルートにおいて特に利用者が少なく、存続ありきではなく、現在の豊洲方面への実証運行の結果も踏まえて、その継続の必要性について検討すべきである。継続の必要性について十分な検討が必要な理由は、以下のとおりである。

- (1) しおかぜの運行区域周辺における、代替交通が（平成17年のしおかぜ運行開始時と比較しても）充実していること。潮見～木場、潮見～辰巳はいずれも2キロ強であり、コミュニティバス以外の交通機関によっても移動が可能であること。また、潮見地区の状況は当時と大きく変化していることも挙げられる。京葉線潮見駅は、コミュニティバスが開設された平成17年度では各駅停車のみの停車駅で各駅停車の本数も現在より少なかったが、現在では朝晩はほとんど全ての列車が停車するほか、平成17年時点では潮見駅を通過していた武蔵野線電車の停車もあり、日中時においても停車本数が大幅に増えている。これにより潮見地域から都心、また潮見地域から新木場・千葉方面など高頻度の鉄道が充実している。また、潮見駅付近においても小売店やクリニックも開業し、東西線・総武線沿線と同様とまでは言えないが生活に必要な資源は十分に揃ってきている。この意味で、潮見地域や、潮見駅へ徒歩でアクセスできる地域は「交通不便地域」とは言えなくなっている。また、江東区で長年課題とされている南北交通という観点では、本数は限定されるものの、東陽町～潮見間で「都営バス木11乙系統」がしおかぜとほぼ同じ本数確保されている。また、潮見駅からほど近い潮見一丁目バス停からは、より運行本数の多い「錦13系統」等の利用により区内の南北移動も可能である。この意味で、代替交通の消滅等をきっかけにコミュニティバスが唯一の公共交通となっている過疎地域の自治体とは、大きく状況が異なっている。
- (2) 一部のルート（特に辰巳ルート）・時間帯においては、利用者数が極めて低迷していること。江東区内の他地区と比較すると、城東地区におけるコミュニティバスの運行について検討された結果、需要や都営バスとの競合もあって難しいという結論が導かれている一方で、同一区内において利用者が極めて低迷しているルートを維持することは難しいこと。（参考 城東地区における地域公共交通のあり方について <https://www.city.koto.lg.jp/650102/documents/031015boumachisiryo1-2.pdf>）
- (3) 監査人の実際の乗車体験の中では、いわゆる交通弱者の利用も一定数見られたものの、ショッピングセンター～京葉線潮見駅、といった一般利用も多くみられた。一般利用者にとっては、日中のみ、1時間に1本以下という現行の運転頻度ではたまたま時間の都合があった場合にバスを利用するくらいで、代替の交通手段やコミュニティサイクルなどを利用したほうが便利であることが多い。（例えばサイクルポートH1-46.セブン-イレブン江東枝川2丁目店は、令和5年1～12月の出発回数が39,150回であり、単純計算で1日100人以上が起点として利用しており、区内で17番目に利用が多いサイクルポートであった。また、H1-58.潮見駅は出発回数が31,940回であり、区内で26番目に利用が多いサイクルポートであった）もちろん、コミュニティサイクルとコミュニティバスは完全な代替手段ではなく、交通弱者対策は

重要であるが、それはコミュニティバス以外のオンデマンド交通やタクシー券等の他の手段の充実といった公共交通政策全体で構築されるべきものであり、限られた資源の有効な配分を検討すべきである。



(令和6年8月30日 監査人が乗車したバス停、都営バスのバス停と同じ場所である)

<意見事項43>ヘルメット購入補助事業の開始時期について

ヘルメット購入補助については、江東区では令和5年4月より開始しているが、前年度において補助事業を開始すべきであった。また、今後の区民に対する各種補助事業では早期の実施が望まれる。

道路交通法改正に伴い、ヘルメット着用が令和5年4月1日より努力義務とされた。これに先んじてヘルメットの購入需要が増加していた。また、公布日はそれより前の令和4年であり、国民に対しては令和5年4月1日より早い段階でヘルメット着用の努力義務が周知されていた。本来補助事業は区民の安全意識の向上を目指して行われるべきで、早期の行動変容を推進するものであるべきである。より交通安全意識の高い自転車利用者は事前に購入する一方で、補助開始が令和5年4月以降ということで補助が受けられず、努力義務となった後に購入した区民は補助が受けられる状況となった。区民の安全意識を高め、早めの行動変容を促す観点からすれば、むしろ早めに購入した人を優先すべきであるが、後の購入した区民のみが補助を受けられるという逆の結果となっている。政策の費用対効果を考えるうえで、望ましいものではない。

予算の事情等で補助を令和5年度から開始とせざるを得なかったことは理解するが、今後も同様の補助施策が行われる場合には、より早い事業実施を行い、交通安全の政策効果の最大化と、(早くから準備していた区民が補助金を受け取れない) 不平等感の解消を期待したい。

なお、隣接の墨田区においては、「令和4年12月23日から令和7年2月28日まで

の期間に安全基準を満たした新品のヘルメットを購入した(する)方」を助成対象としており(<https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/jitensha/bicycle/helmetsokushin.html>)、早期に購入した区民に対する事後的な助成も行っている。区民・区役所・販売店の事務コストを考えると、申請の手間は最小限に抑える政策が望ましく、隣接区のような事後申請を可能とすることまでは求めるべきではないと考えている。しかし、マイナンバーカード保有者で電子申請が可能な者については事後的な電子申請を可能とするなど、区の事務コスト・区民の手間を最小限に抑える形で政策効果を最大限にする施策が、本事業にかかわらず望まれる。